午前10時開議

○松本副議長　ただいまから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○松本副議長　第２日に引き続き質問を行います。

まず、21番小峰よしえ議員。

〔21番小峰よしえ議員登壇〕（拍手）

○21番（小峰よしえ議員）　皆様、おはようございます。大田区議会公明党、小峰よしえでございます。

初めに、いよいよ本年８月にオープンするこども未来総合センター、こども家庭センターの支援体制の構築について伺います。

孤立の深まりなどで支援を必要とするこどもは、残念ながら増加しています。こうした中、こども未来総合センターを虐待を予防する拠点に位置づけたことを高く評価いたします。以前、自民党のえびさわ議員の質問に対し区は、区と都の職員が同じフロアで執務し、通告、相談を一体的に受け付け、迅速な情報共有の下、適切な支援へつなげていく旨の答弁がありました。本区の児童虐待対応が大きく前進するものと期待しています。一方、開設を目前に控えた今だからこそ、区が進める仕組みに未解決の課題や乗り越えるべき壁が残っていないか、改めて確認が必要だと思います。

まず、区と東京都の連携の肝である児童虐待の通告、相談を受ける、いわゆる合同インテークですが、そもそも区と東京都と組織が異なる中で電話番号は一つなのか、電話を受ける職員は区の職員なのか都の職員なのか、その後の情報共有の連携体制はどうなのか。東京都は高い専門性、大田区は地域での顔の見える関係性という強みがあります。その双方が十分にかみ合えば大きな効果が期待できますが、円滑に機能しなければ、受付後の支援機関の判断に影響を及ぼすだけでなく、職員間に過度な負担や疲弊が生じることも懸念されます。

伺います。こども未来総合センターにおいて、区と東京都がどのような体制で通告、相談を受け、支援決定への対応につなげていくのか、詳細にお答えください。

支援終了後、こどもの再出発の場は家庭です。家庭はこどもの育ちを支える両輪の一つを担っています。しかし、児童虐待の再発事例を見ると、親御さんがうつ病などの精神疾患や発達特性、持病による身体的な不調など、複数の困難を抱えていることが多く指摘されています。さらに、育児のストレスや孤立、生活基盤の不安定さも重なり、親御さん自身の体験をなぞる形で虐待が繰り返されることもあります。こうした背景を踏まえ、虐待の要因を丁寧に整理した上で、親御さんの気持ちを受け止めて支える心のケアや伴走支援、具体的な関わり方を学ぶ支援の充実が必要です。親御さん自身も懸命に生き、前に進もうと苦悶していると思います。

私はこれまで、親御さんの気づきと成長を支える仕組みづくりの必要性を訴えてきました。こどもが言うことを聞かない、つい怒鳴ってしまう、そのような思いを抱えている方に対し、コミュニケーションを学ぶペアレントトレーニングを本区が子ども家庭支援センターで開始したことを高く評価します。これがモデル事業で終わらぬよう、虐待の予防をより強化していくことが肝要です。心理職が担う役割は今後さらに重要性を増していくものと考えます。また、虐待に至る前の３歳児健診などで４地域のこども家庭センターの相談先を丁寧に周知していくことで、早期の面談や見立てが可能となり、リスクを下げ、予防につながると考えます。

伺います。虐待を発生させない、再発させない、重篤化させない、児童虐待の予防につながるペアレントトレーニングの今後の展開をお聞かせください。

子ども家庭支援センターなどの職員の皆様は、困難を抱えるこどもと家庭を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、虐待対応件数の増加に伴い１人当たりの負担は大きくなっています。加えて、突発的な時間外対応や関係機関との調整、家庭分離など重い判断、こどもの生命に直結する判断など、精神的緊張の高い業務が続きます。経験の浅い職員が難しいケースを担当せざるを得ない状況も見られ、非常に重い責任から職員の心に深い傷を残し、メンタル不調を引き起こすおそれもあります。だからこそ、迷いや悩みを１人で抱え込ませない相談体制、継続的な心理的支援、計画的な人材育成が不可欠です。区立児童相談所の設置方針から、東京都との連携にかじを大きく切った足かけ５年、この分野に携わり、都の児童相談所への派遣も経験され、双方の実務に

熟知しているこども支援担当部長には人材育成への強い思いがあるものと受け止めております。

伺います。こども未来総合センターの下で都の職員と区の職員が連携して対応に当たる中、業務量や精神的な負担が大きい職場において、職員のケアと人材育成、専門性の向上をどう進めていかれるのか、担当部長のご決意を伺います。

次に、元気高齢者支援について伺います。

本区の要支援・要介護認定者数は、令和元年度３万人から令和５年度３万2500人と人口減少の中でも増加し、全国的にも同様であり、介護予防の裾野拡大は急務です。厚労省の調査では、介護保険給付サービスではなく、地域で自主的に開催される介護予防、健康づくりのいわゆる通いの場の高齢者の参加率は6.7％と低い状況です。区民の方から、ずっと健康でいたいんだけれども、どうしたらいいのと相談を受け、包括支援センターをご案内し、通いの場一覧を届けると、その場で参加先を選ばれるほど前向きでした。しかし、情報の拠点である包括支援センターの認知度は一般的に３割程度にとどまります。施策があっても必要な方に届かなければ活用には結びつきません。支援が必要になる前の元気な段階から、暮らしの中で自然につながる仕組みを整えることが重要です。

そこで、高齢者を対象にした公式ＬＩＮＥの活用を提案します。モバイル社会研究所によれば、令和４年の高齢者のＬＩＮＥ利用率は60代80.1％、70代72.7％で上昇傾向にあるとの報告があります。先行事例として、足立区のあだち脳活ラボは公式ＬＩＮＥで独自の認知機能チェックや講座検索を可能にし、世田谷区でも公式ＬＩＮＥから誰でも地域の活動につながる仕組みをつくっています。本区には多様な資源があることから、いつ、どこで、何があるかが分かり、そのまま参加できる仕組みの整備が求められます。参加率の低い男性には、歴史散策、まち歩きなど、関心から入れるきっかけづくりも期待できます。令和８年度大田区予算概要、80ページ、大田区ＬＩＮＥ公式アカウントの利用促進及び機能拡充に予算が計上された今こそ、高齢者への活用拡大を図るべきです。

あわせて、見守りキーホルダー登録時にＬＩＮＥ登録の案内ができるよう要望いたします。さらに、家族が同じＬＩＮＥを登録すれば、包括支援センターをはじめとする支援情報を共有できます。休日でも必要な情報にアクセスできるため、早期対応や重症化予防につながります。

伺います。ＬＩＮＥというデジタル基盤を活用し、高齢者本人と家族を介護予防や社会参加へ結びつける入り口について、現状認識と今後の展開をお示しください。

次に、認知症の本人同士が支え合うピアサポートについて伺います。

認知症と診断された直後は、本人、家族ともに不安が最も大きい時期です。このときに同じ経験を持つ当事者や家族とつながることで、自分だけではないという安心が生まれ、孤立の予防につながります。さらに、支えられた人が今度は支える側になる循環は役割や生きがいを育み、厚生労働省は、認知症の方に対し、社会参加や役割を持つことが生活の質の維持に有効だと示しています。実際にピアサポートに携わる当事者の家族からは、落ち込むことがあっても、同じ立場の人や支援者に出会えたことで前向きになれた、診断後、個人差はあっても１度はこうした場につながってほしいとの声が寄せられています。全国では、診断後の不安を抱える方を当事者同士で励まし支え合う取組や接客を中心になって行うカフェ、こどもたちとの交流など、当事者が力を発揮する実践が広がっています。

私は令和３年の決算特別委員会で区にピアサポートの推進を求め、当時の高齢福祉課長からは支援体制を強化していくとの答弁をいただいています。本区でも、オレンジカフェなどを通じ支える側へと役割が広がり始めていることは大変心強い動きです。さらに、認知症施策推進計画の検討に当事者やご家族が専門部会の一員として参加し議論が進められている点も高く評価します。現場の積み重ねがあり、当事者やご家族の参画が進み、裏づけとなる知見もそろっている、そこで、次の段階として、この取組を安心して続けられる仕組みへ発展させることが重要ではないでしょうか。

伺います。来年度取りまとめられる認知症施策推進計画において、本人が担い手として関わる仕組みづくり、いわゆるピアサポートの支援体制のさらなる強化を明確に位置づけるべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、防災における部局間連携について２点伺います。

まず、日中発災時に現場でこどもを守る体制の観点から質問をします。首都直下地震などの大規模災害は、平日の日中に起きる可能性が高いとされています。発災時は、企業では従業員を職場にとどめる努力義務があるため、児童は保護者に引き渡されるまで学校に多くとどまる可能性があります。場合によっては、中学生が学校に残り支援を担う場面も考えられます。学校関係者がこどもたちの備蓄品について行政に尋ねると、こどもたちの分の備蓄品はないとの答えで、こどもの分を別に用意している自治体もあるのに、発災時にはどうしたらいいのか、また、残ったこどもの人数が多くなったときの備蓄品は対応できるのかなど、懸念の声を伺っています。

伺います。本区はこういう事態にどう対応するのか、お示しください。

最後に、地域防災に関わる支援強化について伺います。学校防災活動拠点訓練の積み重ねにより、こどもたちの助け合う力は着実に高まっています。先日の中学校での訓練では、約30人の生徒が町会・自治会の皆様と共に参加し、地域の大人が自立を促したことで、生徒は避難所運営を担う存在へと成長しました。地域がこどもを育て、こどもが地域を支える好循環が生まれています。一方で、こうした取組には地域差があります。優れた取組を横展開していくためには、地域と学校などをつなぐ中間支援としての特別出張所の役割は重要であると認識し、期待いたします。

現在、その他の防災の取組として、福祉部では、対象者に対しケアマネジャーなどが個別避難計画を作成し、その後は自治会・町会や民生委員などによる見守り活動が行われていたり、また、地域未来創造部の下では、私の所属する大森西地区自治会連合会においては、要支援者の方が自宅にタオルを掲げる安否確認訓練を継続するなど、自助、共助を高める実践がそれぞれ行われています。このように、各部局がそれぞれの立場で計画づくりや訓練を進めてきたことは大変重要であり、現場を支える大きな力となっています。

しかし、発災後の避難所運営を想定すると、個人情報の適切な取扱いやその後の伴走支援まで含め円滑に機能させることは容易ではありません。だからこそ、平時から部局間で課題や情報を共有し一体的に動ける体制を構築することが不可欠と考えます。

そこで、防災、地域力、福祉の３者の連携による支援機能の強化について区の見解を伺います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長　私からは、防災に関する２点の質問にお答えいたします。

初めに、災害時に学校にとどまる児童・生徒への対応についてですが、学校現場において備蓄物資を緊急に活用できる体制を整えることは、こどもたちを安心して預かる上で重要です。現在、区立小中学校の備蓄倉庫には、毛布や避難者１人当たり３食分の食料などを備蓄しております。発災時に保護者への引渡しが困難となった場合には、児童・生徒も地域住民の一員ですので、各学校に配備している避難者用備蓄物資を柔軟に活用いたします。平時から首都直下型地震などの被害想定を踏まえた対応を想定しておくことで、発災時には学校と連携し、いかなる状況下においてもこどもたちの安全・安心を確保するよう取り組んでまいります。

次に、関係部署連携による地域防災に係る支援機能の強化についてですが、区では日頃から、特別出張所が学校防災活動拠点の充実に努め、有事にその機能が十二分に発揮できるよう、地域内のつながりを重視しながら訓練等に取り組んでいます。大規模災害の発生当初は、地区内の共助が最重要であるとの危機意識の下、出張所の声かけにより、地域住民や学校をはじめ福祉施設、企業、防災関係機関など、管内の40を超える団体で防災協議会を結成し、持続的に活動を続けている事例もございます。また、月例開催の特別出張所長会では、生徒が貴重な担い手として参加した訓練の手法や管内の災害リスクを見える化して所長自らが地域住民に講話した内容などを共有し、各地区への波及を図っております。一方、避難行動に配慮を要する方々の支援は共助と公助が両輪となって進める必要があり、区が地域と伴走する体制づくりは欠かせません。現在、要配慮者対策については、庁内関係各部のほか、当事者の方々、自治会・町会、民生委員などが参加する会議体において自助、共助、公助それぞれの立場で検討し、取組を進めております。

今後は、在宅避難や避難所ＤＸの推進といった区の全体方針の下、既存の枠組みを活用し、防災、福祉、地域

を所管する部署で各地区の状況や課題をこれまで以上に深く共有してまいります。その上で、地域ごとの特性に応じた具体的な対策を検討し、地域防災と福祉の両面から現場に即した支援の強化を図ってまいります。

○有我福祉部長　私からは、高齢者への支援に関する２点のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者に対する情報発信手段に関するご質問ですが、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らしていくためには、介護予防の取組が不可欠であり、そのきっかけとなる情報を分かりやすくかつ迅速に届けることが重要です。より多くの高齢者へ情報を届けるためには、高齢者の特性や利用実態に応じた媒体の選択が求められます。そのため、区では、従来からの紙媒体に加え、大田区ＬＩＮＥ公式アカウントのイベント情報メニューを用い、区ホームページに掲載している介護予防講座情報へのアクセスの促進を図るなど、デジタル媒体の積極的な活用にも努めております。

令和７年５月に実施した大田区政に関する世論調査において、区政情報を知りたいときに利用する媒体としては、区報は60代、70歳以上とも８割前後と高い割合を示しております。一方、ＬＩＮＥやＸなどのＳＮＳは60代は１割前後、70歳以上では１割未満にとどまっているものの増加傾向にございます。こうした状況を踏まえ、今後も、介護予防や社会参加の促進に向け、高齢者層の利用率の高い区報などの紙媒体と合わせ、将来的なデジタル活用の進展を見据え、ＬＩＮＥを含むＳＮＳを情報発信の媒体の一つとしてより効果的に活用できるよう検討してまいります。

次に、認知症のある方に対するピアサポートに関するご質問ですが、ピアサポートは、同じ苦しみを抱える人同士が自身の体験や有益な情報を共有することで、仲間がいるという実感が精神的な安定につながり、不安や孤独感を軽減できる、実体験に基づく知識やノウハウ、アドバイス等の有益な情報を得られるなど、専門家からの援助では足りない部分を補い、問題の解決を図るための重要な取組の一つでございます。

区では、ピアサポートの主な実践の場として、地域包括支援センターや地域の認知症サポーターが結成したチームオレンジが中心となり、認知症カフェを区内27か所で開催してございます。これに加え、高齢者の方以外で認知症のある方につきましても、若年性認知症支援相談窓口が当事者会と家族会を毎月１回、同時開催しております。また、広く区民に向けて認知症のある方による講演等の啓発活動を実施するなど、当事者の体調等にも配慮しながら、様々な角度から認知症のある方々への支援体制の強化を進めております。

認知症のある方々へのピアサポートを含めた今後の支援体制の在り方につきましては、当事者とその家族、当事者と日常生活において密接な関係を有する方々との対話や聴取した意見を踏まえ、認知症のある方にとって適切な形で区の認知症施策推進計画に反映してまいります。私からは以上でございます。

○酒井こども支援担当部長　私からは、こども未来総合センターに関する三つの質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、東京都と連携した児童虐待通告等への対応に関するご質問ですが、区と東京都が緊密に連携し、都内初の取組となる児童虐待対応を進めるために様々な仕組みの導入を検討しております。まず、児童虐待通告は電話番号を都区で一本化するとともに、区民の皆様により分かりやすく迅速な通告につながるよう、新たに着信短縮ダイヤル、いわゆるシャープダイヤルを導入します。受付を担う都区双方の職員にはお互いの身分を併せ持たせることで、双方の機関が保有する情報を一元的に収集できるため、初動時点で相談に関するできる限りの精緻な情報を基に支援方法や支援機関を決定してまいります。また、支援を開始した後も、ケースの状況に応じて、より適切な支援が行き届くと考えられる場合は、柔軟に都区間における主担当変更も取り組む方針です。現在、こうした新たな仕組みが開設したその日から的確に運用できるよう、事例検討、マニュアル作成等を東京都と綿密に協議し、準備を重ねております。

区は、引き続きこうした取組を着実に進め、こどもたちの安全・安心を守り、笑顔で健やかに成長できる拠点施設となるよう準備を加速させてまいります。

次に、ペアレントトレーニングに関するご質問ですが、親御さんに寄り添い、虐待に至ってしまう背景や課題について見立てを行い、よりよい養育への意欲を引き出す、いわゆるペアトレの重要性は増していると捉えております。今年度から、子ども家庭支援センターが関わっているご家庭を対象にし、ケアのプログラムを開始いた

しました。参加した方からは、こどもとの関わり方について同じような悩みを抱える方に話せてよかった、怒らないこどもへの声かけが学べた、自身の感情をコントロールする方法を学び、心のゆとりができたといった喜びや感謝の声をいただくなど、その効果を実感しております。さらに、このペアトレが子育てに困難を抱えるより多くの皆様にご利用いただき、児童虐待予防を一層強化していくことが重要です。

そのため、ソフト、ハード両面の取組を強化してまいります。ソフト面においては、虐待の程度やこどもの発達段階に応じたニーズにきめ細かく対応するため、複数のプログラムを担える心理職の育成をさらに強化してまいります。また、ハード面においては、より質の高い支援を届けるため、現在の子ども家庭支援センターの一部諸室を改修する予定です。区は、引き続き、このペアトレの充実を通じて子育てに悩みを抱える親御さんに丁寧に寄り添う予防的支援の強化を図り、親子が笑顔で暮らせるように全力で取り組んでまいります。

次に、職員のケアと人材育成等に関するご質問ですが、こどもたちの安全と健やかな成長を支える上で、最前線で支援に当たる職員がその専門性や使命感を維持し、安心して職務に専念できる環境整備は大変重要です。現在、職員へのケアですが、マネジメント層が職員へ積極的なコミュニケーションを取り、迅速な助言、支援を行うよう努めております。加えて、定期的に、児童精神科医等の専門人材による相談会を実施し、ケースワーカーが１人で悩みを抱え込ませない体制を整備し、メンタルヘルスケアにも取り組んでおります。人材育成については、昨年度より配置した複数の児童相談所所長等の経験のある児童相談人材育成専門員による専門的知識を深めるための定期的な研修を実施しております。

こうした取組に加え、来年度からは、職員ケアと人材育成の両輪をさらに組織的に強化するため、個別支援を専任で所管する相談調整担当課長を新たに配置いたします。この新たな組織体制を通じて、今までの取組をさらに強化するとともに、東京都との積極的な合同研修や事例検討を通じて、具体的なケース対応能力の向上を図ってまいります。

このほか、こどもの権利を踏まえた相談支援を展開するため、こどもの声を尊重し、支援するスキルをより一層強固にするこどもの権利擁護に関する研修を５か所のこども家庭センターで実務に当たる全職員に計画的に受講をさせます。実務を所管する担当部長として自らが先頭に立ち、これまで区がこの分野で培ってきた経験値を活かすとともに、さらなる高みを目指す新たな取組にも果断に挑み、大田区に生きるこどもたち一人ひとりが健やかに成長できる地域社会の実現と、働く職員がやりがいを持って職務に従事できるサポート強化に取り組んでまいります。私からは以上です。

○松本副議長　次に、22番椿　しんいち議員。

〔22番椿　しんいち議員登壇〕（拍手）

○22番（椿　しんいち議員）　大田区議会公明党の椿　しんいちです。通告に従い、順次質問をさせていただきます。理事者におかれましては、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、食品ロスの削減について質問をいたします。

議場におられる皆様も感じられたことと思いますが、新年会の席上、特にビュッフェスタイルの場合、どうしても余ってしまう場面に遭遇されたことと思います。余った料理は全て事業系一般廃棄物か産業廃棄物として収集、運搬され、ごみ焼却場で温室効果ガスを排出しながら地球温暖化、異常気象の原因の一つにもなっております。私が初めて食品ロスの削減を本会議場で訴えましたのは2016年の予算特別委員会からですので、今年でちょうど10年目となります。入りたての１期生議員の質問や提案を当時の環境清掃部長が正面から聞き入れてくださり、その後、事業系食品ロスの削減として地産地消型未利用食品の有効活用事業や、家庭系食品ロスの削減として特別出張所でのフードドライブなど、社会福祉協議会を介してこども食堂や児童養護施設への福祉的有効活用を行っていただいております。本当に感謝しております。

以前にもどこかでお話ししたかと思いますが、こども食堂にご来店された若いお母さんへ、もしよかったらお話を聞かせてくださいと前置きした上で、どんなときが一番つらいですかとお聞きしましたところ、米びつの米が１粒もなくなったときが一番つらいですとしみじみ教えてくださいました。生活に困っておられる世帯向けに本区からもいろんな支援はございますが、食の支援がどれほどありがたいことか、日本の文化、もったいないを

ありがとうに変える運動は地味ではございますが、相手の心を開きやすい支援の一つとしてこれからも続けてまいりたいと思います。

話を戻しまして、本区における食品ロスの年間総量は、令和５年度に行った実態調査を基に区内から排出される可燃ごみの総量の10.4％で計算されておりましたので、現在の本区から発生している食品ロスの総量は年間１万2000トンとなります。一方、昨年から区内全域で取り組んでおりますプラスチックごみのリサイクルを目的とした回収、または、今後、予定の雑紙の回収が本格的に始まった場合、可燃ごみの総量は大幅に減量と考えられます。このまま同じ方程式、10.4％で計算されますと、急激に食品ロスが減ることとなり、実態と乖離した数値となるのではないかと危惧しております。

質問します。再度、可燃ごみの実態調査を行い、実態に即した新たな食品ロスの比率を設定し直さなければならないと考えますが、本区の見解をお聞かせください。

話は少し遡りますが、昨年の11月、北京市朝陽区と大連市へ友好親善に伺わせていただきました。11月５日、大連市中日友好協会へ訪問した折、友好協会の皆様との昼食懇談会の場面で高瀬団長より発言の機会をいただき、中国の食品ロス削減の取組についてお聞きしましたところ、習近平総書記の方針で、光るお皿の運動と書いて光盤運動という取組について話してくださいました。光るお皿とはきれいに食べ切ったお皿という意味で、お皿の様子をＳＮＳにアップするなど、誰もが参加しやすい国民運動として取り組んでおられるそうです。参考にしたいと思います。我が国の取組は、事業系、家庭系と食品ロスの削減は順調に進んでまいりましたが、事業系から発生する食品ロスの約25％を占める外食系の食べ残しだけは、食中毒などのリスク回避から持ち帰りを拒む店舗が多く、本区が取り組んでいる食べきり応援団の広がりもなかなか苦戦していると伺っております。

そのような中、2024年12月に厚労省と消費者庁から、外食産業向けに食べ残しの持ち帰りについて店舗の責任を軽減する目的で、持ち帰る側に自己責任を前提とする食べ残し持ち帰り促進ガイドラインが示されました。これを受け、環境省が中心となり厚労省や消費者庁も参加し、全国チェーンのファミリーレストランや有名ホテルなど1215店舗とともに、都道府県、区市町村を問わず関心の高い自治体も参加したｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムが発足いたしました。昨年で９回目を迎えた食品ロス削減全国大会では、どこよりも目を引いたのがｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムの取組でした。自前のエコクラフトボックス、ｍｏｔｔＥＣＯＢＯＸを作成し、1215全店舗に配付され、お客様が食べ残した場合、お客様の希望があればｍｏｔｔＥＣＯＢＯＸを提供し、お客様ご自身の責任で持ち帰っていただくという取組でございます。厚労省からのガイドラインが示され１年が経過した時点での実績は、29万件のお客様に72.4万トンの食べ残しをお持ち帰りいただいたという報告がなされておりました。

私は、何度も本区オリジナルのドギーバッグについて提案させていただきましたが、残念ながら、返ってくる答弁は調査、研究してまいりますの繰り返し、必要と分かっていてもお店側のリスクが高いという判断から聞き入れていただけませんでした。しかし、これほどの規模のコンソーシアムであるなら１店舗でリスクを負うこともなく、環境省や厚労省もバックアップしてくださり、本区の外食産業の皆さんも理解し協力していただけるのではないかと考えます。また、料理好きな方ならご理解いただけると思いますが、仕事とはいえ、自分が作った料理がごみと一緒に捨てられるのは決していい気分ではないと考えます。

質問します。本区としても、ｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムに加入することにより外食系から発生する食品ロス削減に効果があると考えますが、区の見解をお聞かせください。

次に、体育館の遮熱について伺います。

昨年３月の予算特別委員会の場で、区内の小中学校の体育館の遮熱、断熱について二つの理由から質問させていただきました。一つ目の理由は、災害関連死をなくそうという視点からであります。頻発している大規模な自然災害において、災害による直接死よりも苛酷な避難所生活が原因で亡くなる災害関連死のほうが上回っている状況がずっと続いている現状において、遮熱・断熱構造にすることにより外気との気温差が３度から５度違うと言われている避難所の機能強化という点が１点。

２点目は、ランニングコストの削減という視点でございます。冷蔵庫に例えますと、高性能な冷却コンプレッ

サーが内蔵されていても、外側が遮熱・断熱構造でなければいつもコンプレッサーはフル回転状態で、消費電力は膨大となります。との理由から、遮熱構造になっていない体育館のうち、近い将来、建て替え予定以外の体育館への遮熱構造の提案をさせていただきました。理事者からは、体育館の断熱・遮熱性の整備における施設の機能向上について、設置方法や機材の選定のほか、効果や費用を含め調査、研究を行うとの前向きな答弁をいただきました。これを踏まえ、昨年の決算特別委員会において、我が会派のあまの委員より、その後の効果検証や進捗状況について質問をさせていただいたところ、理事者からは、他自治体の実績なども参考にし調査、研究を行い、試行導入も含め検討してまいりますとの答弁をいただきました。

これまでの流れを踏まえて、昨年11月14日、我が会派の有志４人で、既に遮熱工事を完了されました世田谷区立東深沢小学校の体育館の状況について視察をさせていただきました。世田谷区からは、教育委員会４人のほか学校長も同席していただき、費用と効果、工事期間や設置後のメンテナンスなど、様々な面から質問をさせていただきました。世田谷区教育委員会からは、都度、メリットのある明快な答えをいただきましたが、私が一番衝撃を受けたのが、体育館への遮熱工事が必要と判断したその理由について伺いましたところ、学校長から、今、目の前にいるこどもたちへの負担をどうやって減らすことができるか、目の前のこどもたちが快適に運動をする環境をどうやったら守っていけるかを第一に考えましたと言われたときは、目からうろこが落ちる思いがいたしました。災害関連死やランニングコストを抑えることは重要であり、決して間違いではございませんが、一番大事なのは目の前のこどもたちということに改めて気づかされた思いでした。

また、事前に、大田区内のママさんバレーの皆さんに体育館の冷え方について伺いましたところ、温度設定は常に18度――これはやってはいけないんです。やってはいけないのは分かっていますが、それでも冷えないんですとの調査結果を踏まえ、最後に、学校長へ利用者様の反応について伺いました。そうすると、児童も大人もおおむね満足しているとのことでした。本区の教育委員会におかれましても、独自に調査、研究を行っていただき、遮熱についても検討を進めておられるとのことです。

質問します。今年の夏も災害級の酷暑と言われ、ますます気象条件は厳しくなると考えられます。検討されております遮熱・断熱化の取組の方向性と試行導入につきまして、本区の見解をお聞かせください。

次に、空調機器の効率化に関連して、東京都の令和８年度教育庁所管事業が発表され、暑さ対策の新規事業として、空調設備の高効率化と断熱化を支援し、学校教育環境の向上を推進とございました。これは、都議会公明党が同じく世田谷の小学校を視察し、昨年の東京都議会第３回定例会において普通教室の遮熱、断熱の必要性を訴え、このたびの新規事業となる予定でございます。我々が訪問した世田谷区立東深沢小学校においても、普通教室の遮熱カーテンや遮熱フィルムなど、サーモグラフの写真データを提示して、熱心に説明してくださいました。

質問します。本区の小中学校においても、普通教室の場所によっては、最上階では屋上からの熱によって空調機器が効率よく効果を発揮できないケースも考えられると思います。まずは本区の普通教室の調査を行い、結果によっては普通教室においても東京都で予算計上されている補助金を使い、こどもたちの学習環境の整備を行っていただきたいと考えますが、区の見解をお聞かせください。

最後に、20歳のピロリ菌検査について伺います。

ヘリコバクター・ピロリ菌は、ほとんどが５歳以下の乳幼児が家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすため、感染している場合、なるべく若い時期に除菌をすることでピロリ菌が原因で起こる胃がんの発症のほとんどを予防できると言われております。ピロリ菌について大田区議会の議事録を確認いたしますと、初めてピロリ菌の検査について議場の場で訴えたのは、2010年の第４回定例議会において、当時、区議会公明党の勝亦前都議会議員でございました。当時、行政をはじめ医療機関からもエビデンスがないとの評価で本区として取り上げてはいただけませんでしたが、それでも、区民の命を守る強い決意で区議会公明党会派を挙げてその必要性を何度も訴え、また、会派の最重点要望としても大田区長へ直接手渡しながら粘り強く訴えてまいりました。

潮目が変わったのは、2011年、秋野公造公明党参議院議員の国会での質問により、ピロリ菌が胃がんの原因と

国に認めさせ、2013年からピロリ菌除菌治療が保険適用になってからでございます。これにより、1970年代からずっと５万人前後だった胃がんの国内死亡者数は徐々に減少し、2023年には３万人台まで減少しております。本区においては、国の方針転換から遅れること７年の2020年度から、20歳のピロリ菌検査という名目で、当時の6300人の二十歳の成人を対象に無料クーポン券を発行していただくこととなりました。勝亦前都議の質問第１声から約10年かかっております。

そこで、おととしの20歳のピロリ菌検査状況を確認いたしますと少し驚く数字が出ましたので、一般質問でございますが、あえて細かく出させていただきますと、二十歳のクーポン券発送先は6059人、そのうち受診者数は387人、受診率6.38％でした。また、受診された387人の中に陽性反応、つまり胃がん発症リスクに該当する方が８人、2.06％おられたということです。陽性者数2.06％をもともとの分母6059人に掛けますと124人の方が胃がんリスクを想定されます。

質問します。受診率6.38％は低過ぎます。徐々にではなく劇的に改善していただきたいと考えますが、今後、どのように改善されるおつもりなのか、区の見解をお聞かせください。

また、このことを元大森医師会会長へ相談いたしましたところ、ぜひ行っていただきたいのが、保護者の承諾をいただいた上で、区立中学２年生の尿検診を活用していただきたいということでした。他の自治体を調査してみますと、2015年時点では予定も含めて24の自治体でございましたが、８年後の2023年には都市の規模に全く関係なく105の自治体で中学生のピロリ菌検診が実施されております。伸び率で437％です。しかも、１次検査で陽性の方は２次検査をお受けになるわけですが、ほとんどの自治体が２次検査まで無料、ピロリ菌除菌治療も保険適用とはいえ補助金を出している自治体もございます。また、ヘリコバクター・ピロリ菌専門学会、日本ヘリコバクター学会の2023年４月に改定された直近の論文では、無症状の小児においてもピロリ菌感染者は既に胃炎を発症しており、それを放置すると胃炎の悪化が進み、将来の胃がんリスクになることは明白である、無症状の中学生にピロリ菌除菌を行うと不利益を生じるとのエビデンスもない。我が国から胃がん罹患者及び死亡者を激減させるためには、中学生のピロリ菌検査が全国津々浦々に広がることを希望していると、中学生へのピロリ菌検査を推奨されております。

今回の質問を行うに当たり、勝亦前都議からもピロリ菌の質問を行った経緯や区内医大の先生方のご意見、受診率6.38％などを踏まえた上で話を聞かせていただきました。そして最後に、彼いわく、胃がんリスク検診の年齢を下げれば、さらにがん死亡リスクが減ることになります、ぜひ中学生からやっていただきたいと言われておりました。

質問します。早期発見、早期治療、そして、今国会でも話題となっております予防医療の視点から、区立中学校２年生のピロリ菌検査について検討していただきたいと考えます。区の見解をお聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○今岡健康政策部長　私からは、20歳のピロリ菌検査の受診率についてのご質問にお答えをいたします。

ピロリ菌検査は、将来の胃がん予防につながる重要な取組であると考えております。区では、令和元年から、二十歳になられる方を対象に無料でピロリ菌検査を実施しております。周知方法といたしましては、対象者の方全員に個別にご案内を郵送しているほか、区報や区ホームページ及び区が主催する二十歳のつどいの会場で、チラシの配布等により受診の啓発に取り組んでおります。区はこれまで、制度の周知や啓発を行ってきておりますが、若年層に届く情報発信の工夫や二十歳のつどい等のイベント機会での周知及び検査手続の簡素化など、より実効性のある対策が必要であると考えております。

今後は、ご案内の内容やデザインに工夫を凝らし、区公式のＳＮＳ等、様々な媒体も活用するなどして、検査の重要性や必要性について自分事として捉えてもらえるよう啓発勧奨への取組を強化してまいります。私からは以上でございます。

○伊津野保健所長　私からは、中学２年生を対象としたピロリ菌検査についてのご質問にお答えいたします。

若年期におけるピロリ菌の感染率は、上下水道の整備により環境衛生が改善されたことで大きく低下してお

り、中学生の陽性率はおおむね１から３％程度との報告が示されています。検査の精度があまり高くないことや除菌薬の安全性が確立されていないなどの課題も指摘されています。また、中学生で除菌した場合も完全に胃がんのリスクがなくなるわけではなく、定期的な胃カメラ検査等を続ける負担も生じます。若年期におけるピロリ菌検査の実施については、日本小児栄養消化器肝臓学会の小児期ヘリコバクター・ピロリ感染症の診療と管理ガイドラインが2018年に改定され、胃がん予防に関して中学生を含む小児に一律に検査を行うことは推奨できないという提言が示されています。加えて、国の指針においても自治体が行うべきがん検診として推奨されているのは、集団としての死亡率の減少が科学的に検証された五つのがん検診のみで、その中の胃がん検診は対象を50歳以上、検査方法は胃部エックス線検査または胃内視鏡検査とされ、現時点で中学生へのピロリ菌検査の一律実施は示されておりません。

区といたしましては、医学的知見の動向や国の指針等を注視してまいります。私からは以上です。

○山田資源環境部長　私からは、食品ロスに関する二つのご質問にお答えをします。

初めに、可燃ごみの実態調査の実施による新たな食品ロスの比率の設定についてでございますが、廃棄物に関する施策を立案し推進していくに当たりましては、実態を把握し分析することが極めて重要でございます。区はこれまで、一般廃棄物処理基本計画を策定する時期を目途におおむね５年に１回程度、一般廃棄物の組成分析調査を行い、可燃ごみ、不燃ごみの中にどのようなものが含まれているかを調べ、分析し、施策立案の基礎として活用してまいりました。

この調査を行うことにより、区内の一般廃棄物の排出実態を子細に把握することができる一方、調査を実施するに当たりましては、一定の時間的、また財政的負担を要するものもございます。令和８年度から新たな大田区一般廃棄物処理基本計画がスタートいたします。区内の資源とごみの実態を踏まえながら計画を適切に進行管理し力強く推進するために、可能な限り効果的かつ効率的に実態を把握する手法について検討を継続してまいります。

次に、ｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムに関するご質問です。食品ロスの削減に向けて、区が多様な関係機関等と連携をしていくことは大変重要であると考えてございます。家庭から出る食品ロスであれば、区民の皆様への普及啓発などが中心となりますが、事業所から出るものである場合は、飲食店や小売店などの事業者等との連携した取組が不可欠となります。この点から、ｍｏｔｔＥＣＯ普及コンソーシアムを事業者などとの連携のプラットフォームの一つとして活用していくことは有効な手段の一つであると考えており、このコンソーシアムに加入することも含め、食品ロス削減の取組を一層加速してまいりたいと考えます。

外食時の食べ残し持ち帰りにおける衛生面での安全性につきましては、国が令和６年12月に食べ残し持ち帰り促進ガイドラインを示してございます。このガイドラインでは、基本的な考え方として、食品ロス削減の観点からは顧客がその場で食べ切ることが最も重要であるとした上で、飲食店においては、従業員及び消費者に対して食べ残し持ち帰りについての基本的な考え方及び目的の周知を行うことを求める一方、消費者においては、食中毒などに対する正しい理解と自己責任の下に食べ残しの持ち帰りを行うことを基本とする旨などが示されてございます。一方、近年の酷暑の状況などを見ますと、食中毒の可能性は当然に懸念すべきリスクであることから、当該ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、本区としても資源環境部門と保健所部門など関係部局が緊密に連携していく中で、区民の皆様の安全確保に努めてまいります。

もったいないという言葉は、日本古来からの大切な文化、考え方でございます。資源環境部としましては、様々な施策にそれを活かしてまいりたいと考えてございます。私からは以上でございます。

○今井教育総務部長　私からは、学校施設における暑さ対策に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、体育館の断熱・遮熱化についてのご質問です。改築や長寿命化改修を行う学校では、児童・生徒をはじめとした学校利用者が安全・安心により快適で健康的に過ごせる環境を確保するため、断熱化などにより空調機をより効率的に運用し暑さ対策を行うとともに環境負荷低減に取り組んでおります。

断熱材の設置は、体育館の場合、壁や床の解体が必要で大規模な改修となり、工事期間も長期化するため、改築や長寿命化改修に合わせて計画的に実施してまいります。一方、遮熱化については、他自治体の取組などを参

考に調査、研究を進めているところです。その中で、体育館の屋根の内側に遮熱性の材料を設置する方法については、比較的短い工事期間で実施できるものがあり、暑さ対策として一定の効果が見込める効率的な手法の一つと考えています。今後、教育委員会は学校への試行導入を行い、効果を検証しながら暑さ対策を進めてまいります。

次に、普通教室の空調効率についてのご質問です。学校施設の整備は、大田区学校施設個別施設計画に基づき改築や長寿命化改修を計画的に推進することで老朽化対策を行い、快適な学習環境を確保できるよう取り組んでいます。その際、国や東京都の補助金などを活用し効率的な改修を進めております。普通教室の空調について、設置から年数が経過し更新時期を迎えている設備は各学校の状況を把握しながら計画的に改修し、設備の機能向上を図っています。このほか、個別普通教室における空調の状況を点検、調査し、必要に応じて改修を実施しております。また、空調を使用する際にはカーテンを活用するなど、工夫しながら効率的な運用を行っています。

今後も、学校施設の暑さ対策に係る工事において、国や東京都の補助事業等の制度を活用しながら、遮熱効果がある材料の調査、研究を実施し、安全・安心で快適な学習環境を確保してまいります。私からは以上です。

○松本副議長　次に、34番須藤英児議員。

〔34番須藤英児議員登壇〕（拍手）

○34番（須藤英児議員）　つばさ大田区議団、須藤英児です。災害対応と交通安全を軸に三つの質問をいたします。

１、地震の揺れによる本などの落下物対策について。

2025年10月、地域安全学会論文集No. 47の安藤・紅谷『地震における「家具転」由来の死者数とその傾向』によると、1996年以降の地震の揺れによる家具等を原因とする死者の特徴として、①15人のうち９人が本の落下が原因で亡くなっている、②30代から50代の壮年・中年層の方々も本の落下が原因で亡くなっている、③発見の遅れる独居の方々のリスクが高い、④震度５弱から５強でも本の落下が原因で亡くなっている、⑤就寝時間帯の死亡者が出ている、⑥狭小住宅の影響の可能性があるなどが分かります。

私も、災害後の復旧活動を通して、平成30年大阪北部地震後の大阪府茨木市、吹田市、平成30年北海道胆振東部地震後の北海道安平町、厚真町において、家屋内で本やレーザーディスク、食器、タンスの上の物など、家具内や家具上の物が散乱している様子を何度も何度も見てきました。平成23年東北地方太平洋沖地震により、大田区内の多くの地点で震度５強以上の強い揺れが起きました。自宅も大きく揺れ、２階の寝室にあった本棚は金具で固定していたため倒れませんでしたが、本棚から大量の本が落ちていました。重さ2.5キログラムの理化学辞典も落ちていました。地震で大きく揺れた15年前は、幼稚園生の娘、小学生の息子を含む家族４人が本棚のある狭い部屋で共に寝ていたため、地震が就寝時であれば大けがまたは命を失っていた可能性もあり、振り返って考えると強い恐怖を感じます。

大地震の大きな揺れを想定した家具の転倒・落下・移動対策は重要で、着実に周知が進み対策も普及してきていると感じます。今後は、さらに狭小住宅、独居など大田区内でも多い住宅環境を前提に、地震の大きな揺れ、発生時の本を含む家具内、家具上からの落下物から身体を守る対策の周知を進めるべきと考えます。大田区の考えを伺います。

２、気象庁の防災気象情報の変更に伴う大田区の対応について。

令和８年５月下旬から気象庁は、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する防災気象情報をより直感的に理解し、適切な避難行動につなげることを目的に大幅に情報表現や名称を変更します。具体的には、①警報などの防災気象情報は色分けされ、情報名にレベルが付与され、避難行動の目安が明確になります。②危険な場所から避難が必要な状況である警戒レベル４相当の情報は危険警報として発表されます。③洪水警報、洪水注意報は廃止され、河川の区分に応じた伝え方に変わり、河川の氾濫に関するレベル５氾濫特別警報が新設されるなど、河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります。④気象解説情報は、現在の気象状況と今後の見込みを伝え、災害への備えや今後の行動の検討や判断を後押しする情報です。一例として、気象解説情報（線状降水帯半日前予測）などとして発表されます。⑤気象防災速報は、災害発生の危険度が高まっている状況で警戒感を一段高めて、速やか

な防災対応や行動の判断を後押しする情報です。一例として、気象防災速報（線状降水帯発生）などとして発表されます。

気象庁の防災気象情報の変更に伴い、大田区も新たに対応すべきです。気象庁の防災気象情報の変更に伴う大田区の対応について伺います。

３、道路交通法改正に伴う大田区内の交通安全について。

平成27年以来の道路交通法の大幅改正が令和８年に行われます。道路交通法では、自転車は軽車両として車道の左側通行が原則で、歩道は例外と明確に定められています。しかし、国道１号線や都道318号環状七号線などの幹線道路を自転車での走行中、自動車に追い抜かれる際に恐怖を感じるなどの声を数多くいただいてきました。改正道路交通法が令和８年４月に施行されることにより、自動車やバイクが自転車を追い抜く際の危険な幅寄せ行為は明確な違反となります。罰則が適用され、狭い道路などでは、目安1.5メートル程度の安全な間隔を保てない場合は追越しを中止し、自転車の背後で待機することが求められます。また、令和８年９月の道路交通法改正により、通学、通勤、買物など日常生活で利用される生活道路の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。令和６年11月の改正道路交通法施行により、スマートフォンの手持ち運転などの自転車のながら運転は既に罰則の対象となっておりますが、さらに、令和８年４月以降は自転車への青切符制度の導入により罰則金が科されるようになります。

規制や取締りは警察の仕事でありますが、交通安全のために大田区ができることはたくさんあります。歩行者、自転車、自動車が共存できて、交通事故のない大田区にするためにできることから始めるべきです。道路交通法改正に伴う大田区の対応や考えを伺います。以上です。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○千葉危機管理室長　私からは、防災に関する２点の質問にお答えいたします。

まず、家具の転倒防止対策についてですが、阪神・淡路大震災では、お亡くなりになられた方々の死因の約８割が家具の転倒による圧迫や窒息でした。これを機に、ご自身と大切な方の命を守るための家具転倒防止対策が重要視されるようになりました。その後の地震においても、けがをされた方の３割から５割が家具の転倒、移動、落下によるものであることから、家具の転倒防止は非常に重要な対策であると認識しております。

区では、寝室に家具をなるべく配置しないなど、住宅内の家具の配置、倒れてこないような家具の固定、重いものは下にしまうなどの収納方法、避難路の確保やガラスの飛散防止など、室内の安全確保について、区ホームページや大田区防災アプリなど各種情報媒体を活用するとともに、防災週間フェアなどのイベントにおいても周知、啓発しております。また、家具転倒防止器具については、非課税世帯で高齢の方のみの世帯などを対象とした無料取付けを行っているほか、防災用品としてあっせんも実施しております。

引き続き、区内消防署と連携し、家具の転倒防止対策など、災害時でも命を守り自宅で生活することが可能となるような安全確保の取組について、あらゆる機会を用いて周知徹底してまいります。

次に、防災気象情報の変更に伴う対応についてですが、気象庁は、令和８年５月下旬から、新たな防災気象情報の運用を開始する予定です。警報などの防災気象情報は災害への警戒を呼びかけるもので、住民が主体的に避難行動を判断するために参考となる気象状況を示すものであるのに対し、警戒レベルは、住民が災害発生の危険度を直感的に理解し的確な避難行動が取れるよう段階的に避難情報を伝えるものです。この両者の関係において、従来の防災気象情報は警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくいため、情報を５段階の警戒レベルに相対するように改善することにより、避難判断をより容易にすることが期待されます。

現在、河川の洪水に関しては、洪水警報ではなく河川の水位を基準とした氾濫警戒情報が警戒レベルに対応しています。また、内水氾濫などの浸水害に関しては大雨警報が警戒レベル３に対応していますが、警戒レベル４に対応する情報がありません。このように、防災気象情報に警戒レベルが対応していないことにより、発表、発令の時期や対象となる地域、区域がそれぞれ異なるため、区は、河川事務所や気象台などと緊密に連携し、河川水位や流域雨量指数などの各種指標を踏まえた気象状況の見通しを基に、区民の皆様に少しでも正確な情報が伝わるよう対応してまいりました。今回の改善により防災気象情報が警戒レベルに対応することで、区民が的確な

避難行動を取るための分かりやすい目安となることが期待されます。

このことを踏まえ、区としては、防災気象情報の発表とほぼ同時期に警戒レベルを発令するための体制を整えてまいります。また、今回の改善に併せ、従来、気象情報として発表されているものが記録的短時間大雨情報など極端な現象を速報的に伝える気象防災速報と、全般台風情報など今後の気象状況等を網羅的に解説する気象解説情報に分類して提供されます。これらの改善は、今すぐ防災行動を取るべき緊急事態なのか、今後の見通しなのかを直感的に理解するためのもので、区民にとっても区の避難対策においても有用です。今後は、変更された内容を区ホームページや防災アプリなどで周知するとともに、新たな防災気象情報を踏まえ迅速で適切な避難情報を発令することで、被害の軽減に努めてまいります。私からは以上です。

○遠藤都市基盤整備部長　私からは、交通安全に関するご質問にお答えいたします。

道路交通法の改正に伴う自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入により、自転車利用や生活道路を含む交通環境の安全向上が図られることは、区民の皆様にとって非常に重要な事柄でございます。今回の改正内容を踏まえて、歩行者、自転車、自動車が安心して共存できる交通環境を整備し、交通事故をなくすため、区といたしましても積極的に取り組むべき課題があると認識してございます。

まず、現在、実施している交通安全の周知啓発を改正内容に即してより一層進める必要がございます。改正道路交通法の周知を徹底するため、今後、おおた区報で特集記事を掲載することに加え、区ホームページ、ＳＮＳを活用した幅広い媒体で情報提供を行うほか、区内の各警察署や交通安全協会等と連携し実施しているイベントなどで周知、啓発を行ってまいります。

また、歩行者の安全性を高め、自転車が安全かつ快適に走行できるような環境確保も重要と考えております。このため、これまで区内の主要な道路を自転車ネットワーク路線として位置づけ、連続的な自転車走行環境の整備を進めてまいりました。このネットワーク路線のうち区道につきましては、自転車ナビマーク、ナビラインを中心におおむね整備が完了しておりますが、国道や都道などとの連続性が課題であります。区は、これらの自転車走行環境の連続性を確保するため、引き続き、各道路管理者に早期の整備を要請してまいります。

今後も交通事故のない大田区を目指すためには、区民の皆様や各地域、さらには交通管理者である警察や道路管理者などが一体となって取り組むことが重要でございます。このため区は、これらの関係者、関係機関と連携しながら交通安全に関する地域の課題を踏まえ、適切かつ時代に即した施策を着実に推進することで、安全で快適な交通環境を実現し、区民の皆様が安全・安心で質の高い生活を送れるよう努めてまいります。私からは以上でございます。

○松本副議長　次に、45番佐藤なおみ議員。

〔45番佐藤なおみ議員登壇〕（拍手）

○45番（佐藤なおみ議員）　大田区議会　都民ファーストの会・国民民主党の佐藤なおみです。

今回は、受動喫煙について質問させていただきます。今までにも他会派から取り上げられているので、重複する部分も出てくるかもしれませんが、現在でも改善されず問題となっていることから質問させていただきます。

現在、東京都では、2020年４月に受動喫煙防止条例を施行し、違反した場合には５万円以下の過料など罰則が定められています。そのほか、マンションのベランダであれば共有部分により違反となる場合もあり、戸建てのベランダや私有地は法的には対象外ですが、場合によっては配慮義務違反となる可能性があります。令和２年４月１日には、東京都で改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行、大田区でも屋外における喫煙マナー等に関する条例が施行されました。屋外、私有地の喫煙は禁煙特定区域を除き規制の対象外ですが、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう配慮することが義務であると定められています。たばこのパッケージにも周囲への配慮を促す内容が記載されていますし、全ての喫煙者がこの決まりを守っての喫煙であれば十分な条例が定められており、喫煙者と非喫煙者の間に問題はほとんどないものと感じます。

ですが、一部の喫煙者の身勝手により非喫煙者の生活に迷惑が生じていることはとても大きな問題となっております。基本的に、定められている各条例はさほどの効力はなく、様々な呼びかけなどが行われている現状であります。私の地域でも、公園で喫煙している人がいてこどもを遊ばせているのに迷惑だと連絡が来たり、歩きた

ばこで吸い殻をそのまま道に捨てている人もおり、結構な量の吸い殻が落ちています。大通りから１本中に入る細い道や塀が続く道などには喫煙禁止などのステッカーが貼られていたりしていますが、吸い殻は落ちていますので効果はなく、とても残念と申しますか、そこまでしてその場所で喫煙をし道に捨てていかなければならない理由が分かりません。

喫煙者の言い分としては、喫煙所がないまたは少ないと言われるのかもしれませんが、ご自宅の室内での喫煙であれば問題はないものと思っております。家族が嫌がるから室内では喫煙できないというのはご家庭内の問題であり、だからといって外に出て喫煙しご近所や通行人に受動喫煙させていいわけがありません。現在、禁煙区域と併せて公園や公共機関または公共施設では喫煙禁止であり、蒲田駅付近などではオレンジのベストを着た方が見回りや声かけを行っております。ですが、喫煙禁止区域である大田区内の公園などはかなりの数があるほか、住宅街での歩きたばこは必ずしも地域の方とは限らないので、なかなか取り締まれていないと感じております。また、住宅街であっても立ち止まっての喫煙であれば屋外であり違法ではないことから、現在の条例では受動喫煙をなくすことは難しいと感じます。次々と条例をつくっても意味がない現状と考えます。

その反面で、たばこ税は大田区で大きな財源にもなっていることは事実であり、こどもたちや福祉にとても役立っています。では、喫煙者のためにはどれくらいどのように使われているかというと少し疑問でもあります。

そこで伺います。条例は誰でも取り締まれるわけではありません。そのため、喫煙問題に関する相談や通報は数多くあります。受動喫煙で困っている方から連絡をいただいて、その区域を重点的に見回りをしていただいていますが、禁止区域での喫煙や歩きたばこを取り締まるのはなかなか難しいものがあります。では、現在、この広い大田区内をどのようにパトロールし、違反者にどのような指導をしているのか、教えてください。

そもそも、それなりの数の喫煙所が設置されていれば歩きたばこなどでの受動喫煙問題は少なくなると感じますが、喫煙所を造るとなると近隣の反対は必ずあります。そこで、飲食店の店内や店内に併設、またはご協力いただける自治会に室内型の喫煙所を設置するための補助金を出し、地域住民用または自治会員用に自治会館や自治会館に併設して室内用喫煙所を設置するなど、民間にも協力いただけるような仕組みを取ることはできないのでしょうか。もし、現在既に民間と協力・連携している事業があればお答えください。

行政だけでやるのではなく、民間や区民を巻き込んでつくり上げていくことでうまくいくこともあると考えます。取締りを常時していれば少しずつ改善は見られると思いますが、取締り区域を過ぎてから喫煙したり、なくなることは難しく、見回りの限界もあると思います。そして、誰でも注意する勇気があるわけでもありません。喫煙者の中でも一部の人のモラルの問題でありますが、喫煙場所が足りていないのも大きな問題であります。仮設ではあるかもしれませんが、蒲田駅東口の喫煙場所も入り口ぎりぎりまでぎっしりで、それでも並んで待っている列がある様子もたびたび見受けられます。そのような状態のときはその道を通り過ぎるだけで受動喫煙となるような喫煙所です。これからはパーティションだけの喫煙所ではなく、コンテナ型やボックス型などのようにしっかりとした室内空間で喫煙していただける喫煙所を設置することが受動喫煙を防ぐためにとても重要です。行政がそのためにサポートするのは当然のことであります。喫煙場所を守ることが一番当たり前のことですが、受動喫煙をさせないよう喫煙場所を増やしていくことも住民の方々にご理解いただけるような工夫を凝らし努めていただきますようお願いいたします。

これで質問を終わります。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○山田資源環境部長　喫煙に関する二つのご質問にお答えをします。

まず、マナーを守らない方への指導に関してお答えをします。区は、受動喫煙防止を重点的かつ効果的に進めていくため、喫煙禁止重点対策地区に指定しているＪＲ蒲田駅東西口の駅前広場周辺と京急雑色駅前のほか、ＪＲ大森駅、東急大岡山駅など公衆喫煙所を設置しているエリアに喫煙マナー指導員を巡回させ、歩きたばこやポイ捨てなど、ルールを守らない喫煙者に対して直接指導を行っております。一方、これらのエリア以外につきましては、区民の皆様から寄せられた情報などに基づき場所や日時を定めた上で、喫煙マナー指導員による指導を実施してございます。また、たばこのポイ捨てが散見される場所については、状況に応じて喫煙マナー指導員を

巡回させるほか、ポスター掲示や、関係部局と連携して道路上に注意表示のシールを貼り付けるなどの対応も行っております。

喫煙マナーの周知徹底を図るためには喫煙される方の意識の向上を図ることが重要であることから、今後も、喫煙マナー指導員による継続的な指導は必要だと考えてございます。引き続き、喫煙マナーの一層の向上に向けて様々な角度から受動喫煙対策の方策を検討し、たばこを吸う人も吸わない人も共に尊重し合える地域社会の実現に取り組んでまいります。

次に、喫煙所設置における公民連携についての考えにお答えをします。区は、公衆喫煙所の整備に関して、令和４年12月に大田区分煙環境整備方針を定めてございます。その中で、駅周辺において、地元からの要望や喫煙環境の苦情の状況、区全体における配置バランスなどを考慮した上で、特に設置を推進することが望ましい箇所を最重点設置計画場所として定めており、設置に向けた課題の整理や方策などの検討を行っております。

当該方針では、分煙環境の整備に当たり、公設公営のほかに公設民営、民設民営の考え方も示しており、最も効果的、効率的な主体を決定するものとしております。例えば企業などが設置する公衆喫煙所については、区内の土地、建物を所有または使用している個人、企業、団体を対象として、設置や維持管理に関わる経費の一部を助成する公衆喫煙所設置助成制度を設け、区ホームページで広報を行い、取組を協力、支援しております。また、これまでたばこメーカーとも様々な角度から意見交換を重ねてきており、その結果、企業側の負担で公衆喫煙所の改修を行った事例があるほか、設置する灰皿の寄付を受けるなど公民連携による事業推進に積極的に取り組んでまいりました。

引き続き、民間活力を活用した手法を調査、研究していくことで分煙環境整備を推進し、受動喫煙対策に資する環境づくりを進めてまいります。私からは以上でございます。

○松本副議長　議員の皆様に申し上げます。とく山れいこ議員から本日の会議を欠席する旨、届出がありました。よってとく山れいこ議員につきましては、会議規則第50条第５項の規定に基づき、質問通告は効力を失いましたことをご報告いたします。

次に、42番三沢清太郎議員。

〔42番三沢清太郎議員登壇〕（拍手）

○42番（三沢清太郎議員）　日本維新の会大田区議団の三沢清太郎です。

私からは、二つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず、臓器提供に関する意思表示の促進について質問をいたします。

これまで、大田区議会において臓器移植に関する陳情は平成30年９月と令和４年６月に上がってきておりますが、どちらも海外での臓器移植に絡む人権状況の改善を求めるものでした。ですので、少し異なる切り口からの質問となります。臓器移植は病気や事故によって臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人にほかの人の臓器を移植し、健康を回復する医療です。移植による健康の回復に望みを持ち、日本臓器移植ネットワークに登録して待機している人は約１万6000人います。しかし、死後の臓器提供によって移植を受ける人は年間約600人にすぎません。心臓移植では平均５年、腎臓移植では平均16年もの待機期間が生じており、意思表示の有無がそのまま助かる命の数に直結しているのが日本の現状であります。

こうした中、臓器提供に関する意思表示の促進は、医療政策であると同時に自治体としても取り組む意義のある重要な課題だと考えます。実際に横浜市庁舎及び神奈川県庁において、来庁者等を対象に特定非営利活動法人グリーンリボン推進協会が意思表示アンケートを継続的に実施したところ、明確な変化が確認されました。2024年１月時点では意思表示をしている方は28.3％にとどまっていましたが、啓発を継続した結果、2026年１月の集計では約43％まで上昇をしました。この活動は単なるリーフレット配布ではなく、１、免許証、保険証、マイナンバーカードに意思表示欄があることを知っているか、２、知っていれば、実際に意思表示をしているかという問いかけを入り口に対話型の啓発を行うものです。当初は足を止めていただくことすら難しい状況でしたが、現在では、以前聞いて意思表示をしました、まだだが、帰ったら記入をするといった声も多く聞かれるようになり、啓発が行動変容につながっている手応えを感じているそうです。

また、献血会場での啓発は特に効果が高く、一般の意思表示率が２割弱にとどまる一方で、献血に来られる方、さらには骨髄ドナー登録者の多くが既に臓器提供の意思表示を行っている実態があります。これは、献血、骨髄ドナー登録と移植医療の啓発が命をつなぐという共通の価値観の下、極めて親和性が高いことを示していると考えます。

そこで伺います。大田区としても、職員研修や区民向けイベント、献血事業等と連携しながら臓器提供に関する意思表示を促進する取組をより一層進めていくべきと考えますが、本区の現状認識と今後の取組について理事者の所見を伺います。

臓器提供の意思表示については、１度登録したら変更できないのではないか、提供しないといけない雰囲気になるのではないか、家族の気持ちはどう扱われるのかといった不安や疑問の声が少なくありません。しかし、免許証やマイナンバーカード、アップルヘルスケアなどで行う意思表示は、いつでも変更や取消しが可能であり、その時々のご自身の考えに合わせて見直すことができます。また、意思表示とは提供することだけを意味するものではなく、提供しない、今は判断を保留するという選択も含め、いずれも等しく尊重される大切な意思表示です。どの選択にも正解や不正解、優劣はありません。さらに、臓器提供の意思を登録していることで医療の現場において治療や救命が後回しにされることは一切なく、救命が常に最優先で行われます。加えて、日本の制度では、ご本人の意思が確認できた場合であっても、ご遺族への十分な説明と確認が行われ、ご家族の思いも尊重した上で臓器提供するか否かの判断がされます。臓器提供の意思表示は何かを強制されるものではなく、まず、知り、考え、家族と話してみること自体が尊い行動です。安心して、今のご自身の気持ちに正直な選択をしていただくよう丁寧な対応を求め、次の質問に移ります。

続いて、無業地、帰属不明地の実態把握と公共事業、防災への影響について質問をします。

私は、大田区に点在する無業地、帰属不明地を個別案件の処理にとどめるのではなく、構造的、横断的な行政課題として位置づけ、全庁的に整理すべきであると考えております。典型例を２例挙げたいと思います。１例目は山王の土地です。当該土地は登記上は無業地とされている一方、現在は自治会が事実上の管理を担っている状況にあります。２例目は大森北の土地です。当該土地上の建物は未登記のまま複数、飲食店が利用しており、飲食店経営者が集まって管理組合を結成し、管理をしています。しかしながら、管理責任と法的権限が一致していない、事故、災害、第三者被害発生時の責任所在が不明確、公有地か私有地かの整理が曖昧なまま地域の善意に依存している、将来的に防災工事、道路整備、建て替え時の支障となる可能性が高いという行政実務上の問題構造を抱えています。

こうした事例以外にも、建築物があるもののその所有者が不明となっている、いわゆる空き家も存在します。仮に、当該土地や建物で転倒事故、不法投棄、倒木や災害被害などが発生した場合、法的な管理責任は誰が負うことになるのでしょうか。無業地の実例を一例挙げたいと思います。無業地の土地にスズメバチが巣を作ったことがありました。ちょうどその土地の前を例大祭、こどもみこしが渡御する予定だったのですが、こどもたちがスズメバチに刺されるリスクを考慮し別のルートに迂回したことがありました。もし迂回せずこどもたちがスズメバチに刺された場合、法的な管理責任は誰が負うことになったのでしょうか。大田区も自治会も管理責任は取れず、自治会活動保険の範囲内での補償しかできなかったのではないでしょうか。

本来、自治会は無業地の法的な土地管理主体ではありません。しかし、現実には、行政的整理がなされないまま地域コミュニティの善意によって清掃活動や樹木の管理が維持されている状況です。これは、行政課題が事実上自治会へ転嫁されている構造とも言えます。区として、無業地を自治会任せとせず、管理主体や帰属整理に主体的に関与する必要があると考えます。

そこで伺います。所有者不明土地について、国、地方公共団体ではどのような取組が行われていますでしょうか。

さらに、公共事業・防災への波及について質問いたします。無業地は、面積の大小、空き家の有無などの差異はありますが、空き家を含めた所有者不明土地の対策について現在行っている対策や取組をお伺いいたします。

また、まちづくりの視点からも質問いたします。無業地は、木密地域での延焼遮断、狭あい道路の拡幅、防災

工事、下水道更新、将来の建替え促進などの場面で必ず調整支障となる類型です。今後のまちづくりにおいてどのようにこうした課題に向き合うのか、また、所有者不明の土地を未然に防ぐ取組について伺います。

国では、相続登記義務化や相続土地国庫帰属制度が始まっています。また、府中市、沖縄県豊見城市では、旧里道、旧水路、残地について台帳整理や売払い可能箇所の把握を進め、計画的整理対象として位置づけている事例もあります。大田区においても、こうした先行事例を踏まえるべきと考えます。今回取り上げた山王や大森北の土地は無業地・帰属不明地問題の一例にとどまらず、区内各地に潜在する構造課題の縮図でもあります。無業地、帰属不明地の全庁的実態把握、類型別整理、管理主体の明確化、国制度の活用を含めた無業地・帰属不明地整理の枠組みなどを要望し、質問を終わります。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○張間総務部長　私からは、所有者が不明な土地についての国などの取組のご質問にお答えいたします。

平成30年に施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、所有者不明土地を相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお、その所有者の全部または一部を確知することができない一筆の土地と定義されました。

これを受け、法務省は、基本的な情報となる登記情報の精査を行うため、令和元年に表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律を制定し、法務局の登記官が所有権登記のない土地について実地調査や文献などによる調査、地方自治体への情報提供依頼などを行いました。その際、法務局から、本区にも、現在の公図には記載がなく登記上は旧町村名となっている地番について情報提供の依頼があり、過去に区の職員が調査した資料など区の内部資料などから、該当する地番の場所の特定や公図に記載されなくなった経緯などの調査に協力をしてございます。

なお、調査により所有権が特定できなかった場合は、法務局が職権により登記すべき者がいない旨の登記を行うこととなっております。私からは以上です。

○今岡健康政策部長　私からは、臓器提供に関する意思表示の促進についてのご質問にお答えをいたします。

臓器提供につきましては、提供しようとするご本人の意思が尊重されることが何より重要であり、その意思をあらかじめ表示しておくことはご家族の負担軽減にもつながります。内閣府が令和７年に実施した臓器移植に関する世論調査では、臓器提供に係る意思表示をしている人の割合は19.9％、約５人に１人との結果になっています。

国は、臓器移植法に基づき、臓器提供意思表示カードや啓発チラシなどを作成し、基礎自治体を通じて制度の趣旨を国民に対して周知、啓発しています。区は、区内施設での意思表示カードの配布や啓発ポスターの掲示などにより、臓器提供の意思表示に関する周知、啓発に取り組んでいます。また、関連する取組として、大田区骨髄移植ドナー支援事業を実施しており、ドナー本人とドナーの勤務先に対して助成金を交付しています。令和６年度の実績といたしましては、ドナー本人に６件、勤務先に対し３件交付いたしました。

今後は、区民の皆様や職員向けに周知し、区役所本庁舎で年３回実施している集団献血会やＯＴＡふれあいフェスタなどのイベントの機会を捉え、臓器移植制度の啓発等を行います。また、啓発の効果などを含め他自治体での認知度向上の取組も参考にしつつ、少しでも多くの方に臓器提供の意義を理解していただけるよう取組を進めてまいります。私からは以上でございます。

○杉山まちづくり推進部長　私からは、所有者不明土地に関する二つのご質問にお答えをいたします。

まず、空き家を含めた所有者不明土地への取組に関するご質問ですが、空き家を例に取りますと、民法では、空き家等の所有者が不明である場合など一定の条件を満たす場合に、利害関係人などの請求により裁判所が選任した管理人に財産または土地もしくは建物の管理や処分を行わせる制度が定められてございます。

区では、土地と建物所有者が同一で所有者等の所在が不明もしくは相続人がいない、または管理する者がおらず適切な管理が行われる見込みがなく、そのまま放置されれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態の空き家等に対しましては、財産管理制度の活用も視野に空き家対策に取り組んでいるところでございます。

次に、所有者不明の土地の課題を未然に防ぐ取組に関するご質問です。こちらも空き家を例に取りますと、区

では情報提供などにより空き家を把握いたしますと、速やかに現地調査や登記簿の請求などを行い、所有者や相続人または管理者宛てに現地写真とともに改善依頼文書を送付するなど、関係者に現状をまずは把握をいただき、自主解決が図られるよう取り組んでおります。また、適切に維持、管理されていない空き家等の発生を未然に防ぐための予防策といたしましては、関係部局や関係団体と連携して空き家の所有者や区民へ積極的に情報発信をしてございます。具体的には、空き家に関する相談窓口として住宅・空家相談窓口を常設いたしまして、弁護士や建築士事務所協会など空き家に関する様々な団体と協定を締結し、相談会やセミナーの開催などを行ってございます。

今後も、建物所有者等による自主的、主体的な適正管理を促進するため、所有者等に対する働きかけを強化し、放置される空き家等の発生の未然防止に努めてまいります。私からは以上です。

○松本副議長　次に、50番北村やよい議員。

〔50番北村やよい議員登壇〕（拍手）

○50番（北村やよい議員）　おおた未来創志会、北村でございます。

本日は、先日行われました、２月８日に執行しました衆院選の選挙事務についてお伺いをいたします。

昨年の参院選におきまして、2600票もの無効票水増しという不適正処理がありました。これは、区民の選挙への信頼を大きく揺るがす極めて深刻な事案でした。区選管は、今回の衆院選では不適正処理は確認されなかったとされておりますが、その一方で、代理投票の案内誤りや投票総数と投票者総数の不一致など、複数の事務ミスは発生いたしました。特に開票結果の票数不一致につきましては、いまだ原因が特定できておりません。これは、再発防止策の柱である事後検証がまだ十分になされていないことを示していると考えております。また、参院選の不適正処理の背景にありましたログが残らない業務設計も、事件が起きてしまった要因の一つであると私は考えております。さきの参院選では、水増ししたバーコード付表が読み込み後にシュレッダーにかけた疑いがあるなど、後から検証できない仕組みが存在いたしました。これはあえて強い言葉を使いますが、隠蔽を可能にする構造そのものであり、非常に重大です。

今回の選挙では、記録の保存基準やログ管理の方法、そして、誰がいつ何を操作したかを追跡できる仕組みをどこまで整備したのか、また、票数の調整が生じた場合、その理由や経緯、関与者を記録する仕組みが実際に機能したのか、伺います。

続いて、投票所オペレーションの信頼性についてですが、開票所のスタート数は、投票所で確定した最終受付人数を基礎として設定されます。しかし、この受付人数が確実に固まっていなければ、開票全体の数値管理が揺らぎます。例えば、今回の選挙では、開票結果における持ち帰り、その他の数のところがマイナス８やマイナス10がこの事象に当たり、投票用紙の二重交付か受付漏れが想定されます。投票所では、二重確認の義務化、締め作業の標準化、記録の電子化、名簿対照受付簿と投票用紙交付簿と交付していない残りの票、残票の突合の徹底など、具体的な改善が必要です。さらに、今回の衆院選のように国民審査だけ日程がずれる場合には、オペレーションがさらに複雑化します。こうしたオペレーション改善をどこまで進められたのか、また、投票所ごとの最終数値が開票所に引き継がれる際、その正確性を担保するチェック体制がどこまで整備されたのか、区として今回の選挙をどう総括し、対策がどこまで効果を発揮したと判断しているのか、具体的な振り返りと新たな課題があったかどうかを伺います。

次に、第三者委員会の提言について伺います。提言では、ガバナンスの強化、透明性の向上、内部通報制度の実効性確保、そして、隠蔽を可能にした組織文化の改善が求められています。今回の衆院選では、従事職員の募集は大変だったことと思います。たった数日間の従事で、後日、大きな事件に加担させられていたとなれば、応援職員のモチベーションが下がることは当然です。ミスを報告した職員が不利益を受けない仕組み、隠蔽が発覚した場合の責任の所在、管理職の監督責任の明確化など、組織文化に踏み込んだ改革が必要です。これらがどこまで実装され、どこに課題が残っているのかも伺います。

最後に、将来の制度設計として、電子投票導入について伺います。政府は、電子投票の導入により選挙事務従事者を３割削減できると正式に公表しています。これは単なる効率化だけではなく、人的ミスの発生源そのもの

を減らすという意味で再発防止策として極めて重要な視点です。国内でも、岡山県新見市、京都市、大阪府四條畷市など、電子投票の実績は既に存在します。23区内では、葛飾区が積極的に選挙啓発で電子投票を活用しています。当時は技術的制約が大きかったものの、現在ではクラウド技術、暗号化技術、ログ管理技術が飛躍的に進歩し、より安全で透明性の高い運用が可能となっています。とはいえ一方で、サーバーダウンやシステム障害といったリスクもあります。これに対して、バックアップサーバーの二重化、投票データのリアルタイム複製、停電時の独立電源など、具体的な対策が必要です。国の制度設計が進む中で、区としてこうしたリスク管理をどう捉え、どの段階から検討に参加するのか、伺います。

選挙の公正性と透明性は区政への信頼の基盤です。これらにはある程度の設備投資が必要になるため、予算を組むに当たっては区民の方の大きな理解が必要かと思いますが、選挙の透明性や区の信頼回復のためには避けては通れない検討課題だと強く推進していきたいと考えます。形式的な対策にとどまらず、隠蔽を許さない業務設計、検証可能性の確保、現場の実情に即した改善、そして、将来を見据えた制度改革を求め、私の質問を終わります。（拍手）

○松本副議長　理事者の答弁を求めます。

○片平選挙管理委員会事務局長　まず、第１問及び第２問の今回の総選挙の執行についてお答えします。

前回の参院選で発覚した不適正処理を踏まえ、選挙管理委員会として公正性と正確性を最優先とする方針の下、取り組みました。具体的には、不在者投票の集計方法を見直すとともに、投票者数は異常値を検知できる仕組みを導入しました。投票所では時間別投票者数集計表を新たに導入し、当日投票システムと用紙交付機カウンター数の突合を実施しました。開票所ではそご発生時の対応フローチャートを整備し作業の標準化を図り、あわせて、録画用のカメラの設置により、後日の検証や改善が可能となる環境整備にも努めております。その上で、様々な再発防止策を講じた結果、前回のような不適正処理は発生しておりません。

一方で、一部票数の不一致が発生したことなどについては重く受け止めております。今後は、時間別投票者数集計表の運用の強化など、さらなる投開票事務の精度向上に取り組んでまいります。なお、さきの参院選で水増ししたバーコード付表がシュレッダーにかけられるなど、後から検証できない疑いがあるなどとのご発言がありましたが、現在も捜査が継続中であり、捜査に影響を及ぼしかねない事項を含む可能性がございます。選挙管理委員会としては、確定的な事実は承知しておらず、その他の情報の取扱いについても慎重を期しております。

次に、第三者委員会の提言に関するご質問にお答えします。提言案では、本件を個人の問題ではなく、体制や業務設計に起因する構造的課題として捉えるべきとのご指摘をいただいております。選挙管理委員会としてもこの認識を共有し、数値確認の工程を整理し、確認責任を明確化するとともに、複数人による確認や管理職による最終確認を徹底しました。また、判断を行った者が明確になるよう確認印や決裁手続を改めて整理し、責任の所在が明確となる体制を整えました。組織風土の改善は継続的な課題でありますが、提言を踏まえ、特定の個人に過度に依存しない業務設計への転換を着実に進めてまいります。

次に、電子投票につきましては、疑問票の減少や開票時間の短縮、数値処理の自動化など、一定の効果が期待される制度であると認識しております。しかしながら、現行法制度では、国政選挙で電子投票を実施することは認められておりません。また、電子投票は、システムの安定性や障害発生時の対応など多くの課題を伴う制度でもあります。本区の実情に直ちに適用できる段階にはないと認識しております。選挙管理委員会といたしましては現行法制度の下での適正執行を最優先とし、将来的な導入の可能性については国の制度設計や技術動向を注視しつつ、調査、研究してまいります。私からは以上でございます。

○松本副議長　会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午前11時51分休憩

午後１時開議

○鈴木隆之議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を続けます。６番押見隆太議員。

〔６番押見隆太議員登壇〕（拍手）

○６番（押見隆太議員）　自由民主党大田区議団・無所属の会の押見隆太です。通告に従いまして、順次質問をしていきます。

２月８日に衆議院議員選挙が行われました。解散から２月８日の投開票日まで16日間という戦後一番短い期間での総選挙となりました。まずは、総選挙実施に当たり、選挙管理委員会だけでなく行政、また地域の皆様のご協力のおかげさまで大田区は準備も順調に整い、総選挙を終えられたことに感謝をいたします。

また、選挙の結果に関しましても、皆々様ご存じのとおり、「日本列島を、強く豊かに。」を旗印に高市旋風が起き、さな首相、さな活という言葉も生まれ、自民党が歴史的大勝、地滑り式大勝を収め、公示前198議席から118議席増の結党以来最大とも言われる316議席を獲得する結果となりました。大田区での結果を見てみますと、４区では平　将明さんが東京30選挙区の中でも最強ではないかといった戦いを見せて８選、前回から新たにできた26区では今岡　植さんが新人で初当選と、自民党が２議席確保することができました。

大田区行政にとっても心強い後ろ盾もできましたし、国絡みの問題でも、例えば多摩川の調布地区のエリアは度重なる台風の影響により砂利がたまっており、多摩川の中に島がいくつも誕生しており、住民の間では歩いて川崎まで行けるといったこともささやかれています。実際は川崎側の川辺は水流がありますので難しいかなと思うのですが、４区側の六郷付近などでは既に砂利のしゅんせつが進んでおり、工事真っ最中ですが、調布地区では今述べたような状態ですし、田園調布一丁目にある堰、調布取水堰というのがあるのですが、かなりの砂利のたまりようです。いざ台風などが起こった際、やはりしゅんせつしたかしていないかとではリスクに差が出てくるだろうと住民の間では話されています。今回、26区で自民党の今岡　植代議士が誕生したということで、そういった今まで動かなかった部分、予算がつかなかった部分に関しても変わっていく、より安全・安心へと近づいていく結果だったのではと期待をさせていただきます。

また、調布地区には、田園調布五丁目に水害に立ち向かう拠点として田園調布水防センターがございます。こちらは、皆様の記憶にも刻まれております令和元年10月12日の台風19号で田園調布地区は大きな水害被害を被りました。田園調布五丁目地区では一時水位が２メートル以上になり、現在の田園調布水防センター付近では大きな水災害となりました。現在でも田園調布消防団の末端ではありますが、当時も一員として出動をしておりまして、当時の緊迫感は一生忘れることができません。そのときの災害を機に一番被害の多かった地域の土地を取得し、そこに令和５年４月に田園調布水防センターを開設しました。田園調布水防センターには、上沼部排水樋門の水門を遠隔で操作することができたり、河川カメラによる近隣の監視、自己発電装置、各種水防資機材、また排水ポンプ車も配備されており、区民の皆様の安全・安心の向上を図る水防の活動拠点施設として、まさに災害に立ち向かう拠点として整備されました。

そして、上沼部排水樋門から田園調布水防センターの隣にある鷹の坙樋にかけても上沼部雨水幹線事業として、東京都下水道局による大規模な当該地域の浸水対策が図られ、今までむき出しの水路であった上沼部排水樋門から鷹の坙樋区間が暗渠化され、また下水道管渠が設置され、ポンプも新しくしたりと、この地区の浸水発生を防ぐ大きな役割となるはずでした。鷹の坙樋について少し説明しますと、鷹の坙樋は大田区でも一、二を争う珍しい名前だと思うのですが、田園調布水防センターの隣にあり、見た目は100平米程度の池でございまして、鷹の坙樋門は東京都の財産であり、現在、大田区が近隣水路も含め維持、管理を行っていて、余水吐きであるとのことです。余水吐きとは、堤体や貯水池に悪影響を与えずにためられた水を安全に放流する役割があります。流路として想定されていない場所へ水が流れることを防ぐという役目があります。要は、鷹の坙樋は、雨水が水路等からあふれないように一時的に水をためて多摩川などに排水する役目となります。

このように、田園調布水防センターも完成し、上沼部排水樋門から鷹の坙樋までの雨水幹線事業も終わり、田園調布五丁目地域の雨水浸水対策は大幅に進歩したと思われておりました。そこで、昨年９月11日に襲った記録的短時間大雨情報、田園調布四丁目、五丁目に警戒レベル５緊急安全確保が発令された豪雨の際に、田園調布水防センター及び周辺施設がどのような役割を果たしたのか、何度か、地域の皆様と当時の情報を検証してみました。今回の豪雨災害では、上池台、仲池上、東雪谷などで大きな被害となりました。

そこで質問します。昨年９月11日の豪雨災害について、田園調布地区の丸子川周辺地域、田園調布水防センタ

一周辺地域の被害状況を教えてください。

当日の状況を田園調布水防センター周辺の住民に聞いたところ、こういうときに拠点として機能するはずの田園調布水防センターの鍵が締まっていて誰もいなかった、また、通常、大雨が降った際には水路や丸子川から鷹の巣樋に雨水が流入し、鷹の巣樋に水がたまると水路を伝って上沼部ポンプを使い多摩川へ排水する仕組みとなっているはずですが、今回は、上沼部排水樋門のポンプが動かなく鷹の巣樋が満杯になりあふれてしまったなどの意見が多く聞かれました。

質問します。田園調布水防センター及びその周辺施設に関して、９月11日豪雨災害の対応について住民側から不満が出ています。区としてはどのように認識しているのか、お聞かせください。

確かに、田園調布水防センターに人がおらず鍵が締まっていたというのは、職員が現場の確認のために外に出ていたためと聞いていますし、上沼部ポンプを動かさなかったのは、ポンプ周辺に水位がなく、とてもポンプが回せる状況ではなかったとのことで理解できます。本来であれば、鷹の巣樋に雨水が入り込み、暗渠化された下水道管渠を通り、多摩川へ排水できる仕組みでしたが、今回の豪雨災害では鷹の巣樋から上沼部ポンプ付近まで水が流れていかなかったことが事実としてあります。結果的に鷹の巣樋はあふれてしまい、近隣に被害が出ました。幹線工事前は上沼部排水樋門と鷹の巣樋は単純な水路でつながっていましたが、暗渠化や下水道管渠が設置されたことにより構造が複雑な水路となり、結果、９・11豪雨の際はほぼ鷹の巣樋から上沼部ポンプまでたまった雨水が流れることはありませんでした。

今回の９・11豪雨や令和元年台風19号はいずれも内水氾濫であり、このように鷹の巣樋から上沼部ポンプに水が流れない仕組みだと、今後の内水氾濫の際、大きなリスクとなります。先ほど述べましたように、上沼部排水樋門から鷹の巣樋の下水道管渠までは東京都の施設でありますので、近隣住民の安全・安心のために今後の対応策をどのように取っていくのか、東京都に対し、大田区行政だけではなく、我々、議会としてもしっかりと要望していかなければなりません。今回の件も含め、田園調布水防センター及び周辺施設と住民との距離が遠く感じます。田園調布水防センター計画当初は近隣町会が鍵を管理して集会室も使えるくらいの認識でしたが、結果的には集会室としては様々な事情で使用することができず、施設自体も通常は施錠されているため、地域で防災に立ち向かう拠点といいながら住民とは距離のある施設となっています。

そこで質問します。田園調布水防センター及び周辺施設の住民への理解が足りていません。住民を交えた防災訓練を行ったり、触れ合える機会を増やし、地域の防災へ立ち向かう拠点としての意識向上が必要だと考えますが、区の見解をお聞かせください。

水害というのは、どこがどうあふれるかなど過去の例を見ているととても想定しづらく、令和元年台風19号や今回の９・11豪雨とはまた違った形で雨水が流れ込み、水があふれという状況になるやもしれません。また、当該地域は多摩川の国交省管理も含め、大田区、東京都、国、そして区境がのこぎりの刃のように入り組んでいる世田谷区も含め非常に調整が難しい地域でもありますが、住民の安全・安心のためにもう一歩進めていくことをお願い申し上げ、次の項目に移らせていただきます。

次に、大田区で子育てしてよかったと思える環境づくりについて聞いていきます。

我が国での出生数の減少が続いています。おととし、2024年に１年間の出生数が70万人を切り、昨年はまだ公式な数字が出ておりませんが、66万人台まで減ってくると言われています。私の世代、第２次ベビーブーム、もう50年以上昔の話なんですけれども、年間200万人以上いました。少子化が叫ばれていた10年前ですら、実は出生数は100万人を超えていました。この出生数減少は平成末期に出した将来人口統計の推計値を大いに下回っており、なかなか底を打てない状況が続いております。私ども大田区でも出生数の減少が続いており、長らく5500万人を上回っていた出生数がここ最近は5000人を切っている状況です。

こうした中、私立幼稚園のピンチが続いています。令和に入ってから幼稚園に通うお子さんが加速度的に減少していて、令和元年に幼稚園在籍人数が8155人だったのが、その後、毎年600人から800人ペースで減っていき、令和７年度は4329人、令和８年度、この４月にはあっという間に半減という数字が現実的と言われています。大田区の幼稚園では、通常の専業主婦のご家庭やパートタイムのご家庭だけが幼稚園に通うのではなく、通常の預

かり保育の時間延長や夏休みや冬休み期間中の預かり保育開設などの改革を幼稚園と行政とが一体となって行い、夫婦共働きフルタイムのご家庭でも幼稚園に通える環境づくりを行ってきました。子育て世帯に選ばれる大田区として様々な改革を行っておりますが、夫婦共働きフルタイムのご家庭でも、もちろん保育園に通わせることができる、そして、幼稚園にも通わせることができるという大変すばらしい環境を整えております。実際、フルタイムのご家庭に聞いたところ、できたらこどもを幼稚園に通わせたいという意見も多く聞かれます。

しかし、現状では、先ほど述べたように幼稚園の入園者数は大きく減っていて、来年度の新入園児が１桁になっている園も多く見られている状況で、経営に深刻な影響を与えているばかりでなく、今後、早い段階で淘汰の時代が訪れると言われております。出生数減少をはるかに上回るペースで幼稚園の入園者数が減ってしまった要因は、残念ながら現代ニーズに沿った生き残る経営改革ができていない幼稚園がまだまだあったり、また、夫婦共働き世帯で言うとゼロ、１、２歳で保育園に入っているところをわざわざ幼稚園に切り替える大変さ、さらに、ほとんどの幼稚園でお弁当などと障壁が高いことも影響しています。また、入試が大変とか、無償化は保育料無償化で保育園のみだと思っていたなど、間違った情報もいまだに言われます。それと、待機児童問題から始まり、保育が必要な方なら誰でも保育園オーケー、また、保育士の処遇問題などが常に全国の社会問題としてクローズアップされていることにより、子育て世帯の保育園入園へのブーストとなり、一方で、幼稚園も教諭の給与や人員不足などを抱えているのですが、全国的に見ると、こども園や新制度園など、幼稚園自体が多様化していることもあり、社会問題になっていかないのが現状です。今後の大田区での幼児教育の危機的状況を迎えていると言っても過言ではありません。

そこで質問します。大田区内の私立幼稚園を取り巻く環境は非常に厳しいと言えます。そのような中、幼児教育の重要性と今後の取組についてどのように考えているのか、教育委員会の見解を伺います。

一方で、子育て環境の充実といった面で見ると、保育園にも変化が生まれています。ここ数年は、大田区でも待機児童ゼロが続き、以前の保育園入園の激しさが影を潜め、空き定員が目立つ保育園も結構な数ありました。しかし、昨年秋から保育料第１子無償化が始まり、私の住む調布地区では４月保育園入園の選考で、ここ例年になく第１次選考で落ちてしまったという声を多く聞いています。特にゼロ歳児で多く、調布地区でも空きが多く出ている地区もあるのですが、かなり選考が厳しかった地区も見受けられます。

質問します。保育園の入園状況も第１子無償化が昨年９月からスタートし、まだ１次選考が終わったところですが、私の住んでいる調布地区では、ここ最近の落ち着いた例年と比べかなり選考が厳しかったと聞いております。区としてはこのような状況をどのように認識しているのか、お聞かせください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○森岡こども未来部長　私からは、保育所の入園申込みに関するご質問にお答えいたします。

区では、令和８年４月の入所について、１次の入園申込みを昨年11月下旬までに受け付けて選考を行い、本年１月に結果通知を発送いたしました。現在は２次の入園申込みに対応し、４月の入所に向けた調整を進めているところです。１次の入園申込みの状況ですが、区全体の申込数としては昨年度より増加してございます。その要因としては、令和７年９月に開始した第１子の保育料無償化の影響も考えられますが、現在は２次の入園申込みに対応しているところであり、今後、保護者の就労や住所地等の申込み内容につきまして分析を行い、状況を把握してまいります。

区としては、これまで整備してきた認可保育所のほか、小規模保育所や認証保育所等の様々な種別の施設を活用し、子育て家庭の多様なニーズに対してきめ細やかな支援を継続していくことが重要であると考えております。引き続き、保護者一人ひとりの状況を丁寧に把握しつつ多様な保育サービスを確保することで、安心してこどもを預けることができる環境を維持してまいります。私からは以上でございます。

○遠藤都市基盤整備部長　私からは、田園調布水防センター及び周辺施設の役割についての質問、３問にお答えいたします。

まず、昨年９月の豪雨での田園調布地区の被害状況に関するご質問でございますが、田園調布地区上流の谷沢

川氾濫発生情報及び降雨情報を受け、地域基盤整備第三課職員２名が田園調布水防センターへ向かったところ、丸子川から鷹の坑樋を経て遊水地へ流れる水と上流の世田谷区側から降った雨を集める排水路が合流している田園調布水防センター周辺で冠水の発生を確認しました。また、丸子川流域でも急激な豪雨を観測し、丸子川と並行する排水路の水位が急上昇する事象を現地に配置した職員が確認しており、これは田園調布水防センター周辺に設置してある水防監視カメラからも確認してございます。

次に、区の豪雨災害の対応に関するご質問でございますが、田園調布水防センターは、上沼部排水樋門部における排水ポンプの遠隔操作や排水ポンプ車及び非常用発電機、水防資機材を配備し、ハード面における水防機能の強化を図った施設となってございます。また、河川の水位や降雨の状況をリアルタイムで把握するため、多摩川、丸子川などの周辺河川に計８か所設置した水防監視カメラの遠隔監視も行う施設となっています。また、この上沼部排水樋門部には、樋門と排水ポンプが一体となったポンプゲートを東京都下水道局が設置しております。このポンプゲートは、大雨や洪水時に多摩川の河川水位が排水路の水位よりも高くなり、排水路から多摩川への排水が困難となったときにポンプで強制的に水をくみ出して排水し、内水氾濫する危険性を減少させるものでございます。このポンプゲート設備は、東京都下水道局南部下水道事務所と田園調布水防センターの二つの拠点から遠隔操作が可能となっております。

今回の豪雨においては、多摩川はポンプゲートを稼働させるべき水位に達しておりませんでした。また、多摩川堤内地側にもあります上沼部排水樋門では水が停滞せず、自然流下して多摩川へ流れていることを東京都下水道局とも確認しております。このような状況から、ポンプゲートを稼働する必要性はないことを確認しております。また、その後の天候が安定するとともに丸子川等の水位が低下し、このエリアで冠水した水が引いたことを確認した上で、他のエリアで突発的に多発した被害への対応を行っております。

このように区は、今回の集中豪雨に対して田園調布水防センター及びその周辺において必要な対応を行いましたが、今後も想定される急速な降雨に対して迅速かつ浸水リスクの高い箇所の早期対応及びこれらについてのご理解が重要であると認識しており、引き続き継続して改善してまいります。

最後に、地域の防災拠点としての意識の向上に関するご質問ですが、区は、令和元年台風19号の被害を後世に伝えるため、水防センター開設前の令和４年度から自治会・町会などを対象に当該施設の内覧会を計６回実施し、台風19号の被害状況や関係行政団体との取組などについて丁寧な説明を行いました。また、令和７年９月の豪雨を踏まえ、自治会・町会、東京都下水道局と大田区で水防センターの概要や今回の状況について意見交換を行うなど、相互理解に努めてまいりました。

しかしながら、地域の住民の方の理解を一層深めていくためには、水防センターの役割や機能のさらなる説明や連携が必要であると認識してございます。このため、年１回程度、水防センターを活用した地域住民の方との意見交換会や防災訓練を実施し、水防センターの役割と運用の実例を紹介するなど、地域の防災力を高めるための具体的な取組を進めてまいります。

区は、田園調布水防センターを活用し、地域の住民の方のご理解が深まり、今後も地域の水防意識を広く高めていくことができるよう、特別出張所と連携した普及啓発の強化に努め、地域防災力の向上を目指してまいります。私からは以上でございます。

○今井教育総務部長　私からは、幼児教育に関するご質問にお答えいたします。

幼児期の教育は、人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、家庭、地域社会、幼稚園や保育所等の施設においてそれぞれが持つ教育機能を充実させ、互いに連携することが大切です。区ではこれまで、幼児教育相談や生涯学習の推進を通じた家庭や地域社会の教育力の向上、就学前教育と学校教育との円滑な接続を図るための保育園、幼稚園、小学校の交流と連携を進めるとともに私立幼稚園や保護者に対して助成を行うなど、幼児教育を推進してきました。中でも幼児教育の中核を担うのが幼稚園と考えますが、大田区の幼稚園対象年齢である２歳から５歳児の人口は令和２年４月１日時点で２万2273人でしたが、令和７年４月１日時点では１万8381人と約17%減少しております。また、保護者の就労形態の変化等により保育ニーズは多様化しており、共働き世帯の増加を背景に、幼稚園における長時間保育への需要は高まっています。

こうした多様化する行政需要を踏まえ、区として、さらなる幼児教育の質の向上と拡大する保育ニーズへの対応を両輪として進めることが重要であると考えております。これにより、全てのこどもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、子育て家庭の孤立感や不安感を解消してまいります。具体的には、令和７年度から幼稚園教諭への研修の充実や処遇改善に着手しております。令和８年度は、こうした質の向上に向けた取組に加え、未就園児を対象とした幼稚園における定期的な預かり事業である幼稚園プラザ事業の実施や長期休業期間における預かり保育補助の拡充など、子育て支援の強化にも注力してまいります。

私立幼稚園は地域の幼児教育を担う重要な基盤であるとの認識の下、区と幼稚園が連携して、大田区のこどもたちが安心して質の高い幼児教育を受けることができる環境づくりを推進してまいります。

○鈴木隆之議長　次に、８番伊佐治　剛議員。

〔８番伊佐治　剛議員登壇〕（拍手）

○８番（伊佐治　剛議員）　自由民主党大田区議団・無所属の会の伊佐治　剛でございます。

まず、区の事業の適切な見直しについてお聞きをいたします。

令和８年度の区の一般会計予算案は3685億円余、ここ数年、過去最大の規模の予算編成が続いております。予算編成過程を見ていくと、当初要求時点では歳入と歳出は229憶円の乖離、そして、予算案の時点でも74憶円の乖離があり、その全てを財政基金の繰入れで穴埋めをしています。財政基金は平成29年度の650憶円をピークに減少し続け、令和８年度末には320憶円まで減少する見込みであります。令和８年度予算編成の基本方針にはこのように書かれています。財政基金に頼らない財政運営として、統合や縮小など既存の事務事業の見直し、事業規模の適正化、受益者負担の適正化など必要な改善を図ることと。令和８年度の予算編成において、こうした基本方針は徹底をされてきたのでしょうか。そして、過去には包括予算制度について取り上げてまいりましたが、当初要求時点で歳入と歳出が229憶円乖離しているというこうした状況において、各部では財政の見通しを十分認識し、明確な経営とマネジメントの下、予算編成を進めてきたのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、３点の事業の見直しについてお聞きをさせていただきたいと思います。

１点目は、観光施策についてです。令和６年第４回定例会において、鈴木区長の観光施策への考え方についてお聞きをいたしました。皆様ご存じのとおり、大田区の観光施策の拠点とも言える大田区観光情報センターが閉館することになりました。そして、今年４月の組織改正においては、商業・観光振興担当課長のポストがなくなり、観光分野においては産業経済課長が分掌するにしても、観光という名称を掲げる課長がいなくなります。これは大田区の観光に対する考えの表れではないでしょうか。大田区基本計画、施策３－６、魅力ある観光資源の創出・発信の指標には、現状値としての区内における年間観光消費額の推計値として、平成29年度の1325憶円という数字が使われています。

ここで、生成ＡＩのＧｒｏｋに大田区の観光消費額についてお聞きをしてみました。Ｇｒｏｋによると、大田区の観光消費額は羽田空港の利用者が６割以上を占めており、まちなか観光による消費額は相対的に少なく、通過型の観光地としての性格が強いとの回答でありました。ＡＩですから間違いはあるかもしれませんが、これが事実であれば、大田区の羽田空港を除いた観光消費額はあまりに少ない状況にあります。令和８年度も、一般社団法人大田観光協会には約7000万円の運営費、事業費補助の支出が予定をされています。そして、さらに大田区としての観光への事業費も発生しています。両副区長が示した財政運営の基本方針、過去の決算や事業効果の検証を徹底し、一般財源への影響を踏まえ見直し、再構築を進めること、これに従い、観光協会の在り方も含め観光予算の見直しを進めるべきと考えますが、大田区の見解を求めます。

二つ目は、大田区放射性物質測定室についてです。平成23年に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、子育て世代を中心に大田区が独自で放射性物質の測定を行わないことについて多数の不安の声が寄せられていました。当時１年生議員であった私も、小さなこどもを育てる一人の区民として、こうした不安の声にどう応えていこうかと苦慮をしてきた記憶があります。そうした中、一番厳しい声を投げかけてきた大田区の子どもの健康を放射能から守る会の皆さんと対話を重ね、そして、当時の高瀬三徳区議会議長の多大なるサポート、そして、当時の地域振興課長のご理解をいただきながら施策を前に進めてくることができました。まさにその最終的な形

が大田区放射性物質測定室でありました。私にとっても様々な思い出のある施設であります。平成24年11月に開設され、大田区が購入した放射能測定器を活用し、ＮＰＯ法人あんしんプロヴィジョンが業務委託で測定の運営を行ってきました。ピーク時には５か月で区民から持ち込まれた242検体の検査を実施し、区民の安心・安全のために本事業に取り組んでこられた皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

しかし、福島第一原子力発電所の事故から間もなく15年を迎える中、空間放射線量は常に放射性物質汚染対処特措法の定める基準値を下回り、低い数値で安定した状態になっています。また、調理済給食、持ち込まれた食材の検査結果も測定下限値未満という状況であり、基準値を超えることはありません。区間放射線量の測定をはじめ、大田区放射性物質測定室の役割も一定程度終えたと言えます。

そこでお聞きをいたします。大田区放射性物質測定室廃止についての区の考えとこれまで果たしてきた役割の評価、これまで蓄積した知見をどう今後に活かしていこうと考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

事業見直しの三つ目は、こども医療費無償化制度についてです。医療費の無償化制度については、平成19年、義務教育就学時まで、そして、令和６年、高校生相当まで拡大をされました。こどもたちが安心して必要な医療を受けられる体制をつくることは自治体の責務とも言えますが、医療費を完全にゼロにするということが本当に自治体の責務なのでしょうか。本来、東京都は、義務教育就学児医療費助成制度、マル子及び高校生等医療費助成制度、マル青について、通院時の自己負担として１回上限200円を徴収することを求めています。

そもそもなぜ自己負担ゼロではなく上限200円なのでしょうか。一つの研究結果についてお示しをしたいと思います。東京大学公共政策学連携研究部、教育部において、少額の自己負担１回200円を課すことによってどのようなこどもの医療が減るのか、どのような治療がより減るのかという検証が行われました。その結果、健康状態のよくないこどもが月１回以上受診する割合は減らないが、比較的健康にもかかわらず頻繁に医師を訪れるこどもの受診が大幅に減る、つまり、少額の自己負担は不健康なこどもに悪影響を及ぼすことはなく、比較的健康なこどもの過剰な医療需要を減らすことができるとの結果を示しました。医療については価格を完全に無料とせず、少額、例えば200円であっても自己負担を課すことで不適切な治療を減らすことが可能になると考えられるわけであります。

平成24年の医療費助成に関する議会質問の際、私はベネフィットトラップという言葉を使いました。１度、無償化を始めてしまうと行政も受給者もより充実を図る方向に動いてしまい、その流れから抜けられなくなる現象です。今の大田区はそうなっていないでしょうか。23区で歩調を合わせる必要はありません。区の財政運営の基本方針の下、エビデンスに基づく政策立案を行うべきです。医療費助成額が増え続ける中、医療の適正受診の観点から自己負担200円を徴収すべきです。お答えください。

次に、公共施設の維持管理に関連して包括施設管理の委託についてお聞きをいたします。

包括施設管理について改めて触れておくと、複数の公共施設に係る保守管理業務や日常修繕業務を包括的に委託する手法で、保守管理業務全体のコストは大きく変わらないものの、業務のために必要な仕様書の作成や入札、検査、支払い事務といった契約事務コストの低減に資するものです。また、複数の施設を横断的にマネジメントすることにより、業務水準のばらつきの解消や管理水準の向上、修繕業務を含めることにより、不具合から発見対応まで早急に実施することが可能となるといったメリットもあります。

令和３年第１回定例会で包括施設管理の導入について提案をしたところ、大田区では施設保全管理システムを導入し、各施設の基礎情報や工事履歴に係る情報を一元化することで、計画的な建物の維持管理に取り組んでいるということから、包括施設管理については、他の自治体の事例を参考に調査、研究を進めるとの答弁にとどまりました。確かに、当時はこうした手法を導入している自治体が少なかったのも事実でありますが、昨今、包括施設管理を導入する、または検討している自治体は増加傾向にあります。その背景としては、どの自治体においても公共施設等総合管理計画が策定された結果、将来の更新・修繕費用が可視化され、このままでは財政的に持続不可能という現実が明らかになった、また、施設担当職員の高齢化、退職が進み、専門スキルのある職員不足が顕在化をしたことが理由としてあります。

では、大田区ではどうでしょうか。財政的な課題、人的な課題は同様であり、そして、令和４年に策定された大田区公共施設等総合管理計画には、公共施設マネジメントにおいては、区の保有する公共施設の情報を一元的に管理し、施設の点検から事業の実施、データ更新までを一貫して効果的、効率的に行う適切な施設管理の実施を検討しますと書かれています。まさに包括施設管理の視点であります。特に学校施設においては、改築事業を行う学校数が令和９年度には20校を超え、その後、約20年間にわたり20から30校と予測をされています。適切な公共施設マネジメントを行うに当たり、包括施設管理委託について検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、Ｆ－ＳＯＡＩＰ、生活支援記録法を導入してからの変化についてお聞きをいたします。

大田区では、令和７年４月更新の大田区重層的支援体制整備事業実施計画において、支援の質の向上や情報の共有化を進めていくために支援記録を書く際の統一化した記録法の検討を行い、検討の結果、福祉部内においてＦ－ＳＯＡＩＰを活用することとしましたとの記載がなされました。こうした大田区におけるＦ－ＳＯＡＩＰの導入について、昨年10月に行われました日本保健医療福祉連携教育学会の学術集会において、「地方議会を通じた議員と行政の協働が重層的支援体制整備事業へのＦ－ＳＯＡＩＰ導入を迅速化～大田区の政策プロセスを可視化し政治課題として生成ＡＩやＤＸによるＥＢＰＭを展望～」という演題でパネル発表をさせていただきました。この演題を含む九つのＦ－ＳＯＡＩＰに関連する演題に対して、学術集会では特別賞を受賞し、議会発のＦ－ＳＯＡＩＰ導入事例として当日も多くの医療、福祉の研究者の皆さんが関心を寄せてくださいました。

さて、導入前、大田区としては、生活支援記録法を導入することにより支援者の実践のプロセスが可視化でき記録内容の質の向上につながる、読み手にとっても理解しやすい記録となるため円滑な支援の構築に役立てることができるとの認識を示していました。福祉部においては一定程度認識が広がっていると感じます。今後、大切なことは二つあります。一つは支援記録の蓄積です。相談や支援記録に基づき主観的情報や客観的情報、アセスメントなど、そうした情報を蓄積していくことによって、経験豊かな職員の大量退職時代を迎えても、蓄積したデータから生成ＡＩにより経験の浅い職員でも適切な支援につなげていくことができるようになります。そして、もう一点は、福祉部に限らない、あらゆる部署の連携のためにこうした手法を活用していただきたいということです。重層的支援体制を構築していくためには様々な部署の相談記録を連携できる体制が必要です。

そこでお聞きします。生活支援記録法、Ｆ－ＳＯＡＩＰを導入してからの効果をどう捉え、これからの活用拡大についての見解を求めます。

そして最後に、学校歯科医への報酬見直しについてお聞きをいたします。

こどもたちの健やかな成長にとって口腔の健康は極めて重要です。学校歯科医は、定期的な歯科健康診断を通じて虫歯の早期発見、予防指導を行い、食育や生活習慣の改善にも寄与しています。特に近年、食生活の変化やストレスによる歯並び、咬合の問題が発生しており、学校現場の専門的な歯科保健管理の役割はますます大きくなっています。しかし、大田区における学校歯科医の報酬は大田区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則に基づき月額４万3100円と定められており、長年、据置きに近い状態が続いております。

さて、この報酬がいつから見直されていないのか、今度は生成ＡＩのチャットＧＰＴに聞いてみました。確認をしたところ、恐らく平成期前後から変わっていないとの検索結果が得られました。そもそもこの報酬額が何を基準に設定されているのかは分かりませんが、平成期前後の歯科診療報酬全体を見てみると、平成期においては一定程度抑制が進んでいたものの、令和の時代に入り、治すから予防へと歯科医療のシフトが加速し、令和２年にはプラス0.59％、令和４年はプラス0.43％、令和６年はプラス0.57％、そして令和８年度には0.31％のプラス改定の方針が示されています。適切な報酬の設定は優秀な歯科医師の確保や継続的な人材確保につながるものです。こどもたちの未来の健康を守る観点から、学校歯科医の報酬を歯科診療報酬、物価、最低賃金上昇に合わせ見直し、増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○河原田施設整備担当部長　私からは、施設の包括管理に関するご質問にお答えいたします。

区では、増加する工事量や財政負担額を踏まえ、計画的な公共施設の保全に努めております。これまで、若手技術職員の育成を図りながら増加する工事量に対応してまいりましたが、近年では、技術職員の不足など施設整備を取り巻く状況が急速に変化しており、施設の包括管理はこの状況を打開する有効な手法の一つと捉えています。そのため、区では、照明改修工事等に係る設計業務をはじめ施設所管部局が発注する維持管理修繕工事に係る相談窓口について、令和５年度から外部委託を開始しました。さらに、今後は、屋上防水改修工事等の設計業務など、比較的定型的な業務を包括的に外部委託する予定です。教育委員会におきましては、今後、増加する学校改築に注力するため、小中学校の維持管理業務の包括的な外部委託について検討を開始する予定です。

今後も、限られた人的資源の中で着実に公共施設を保全するなど、引き続き、区民サービスの維持、向上を実現してまいります。私からは以上です。

○田村地域未来創造部長　私からは、食品の放射性物質測定事業に関するご質問にお答えをいたします。

本事業は消費者の食に対する不安解消を目的としまして平成24年11月から開始したもので、これまで14年間累計で2326件の測定を行ってまいりました。事業開始当時、東日本大震災に伴う未曽有の原発事故は地域社会に大きな不安を与え、区は当時の東京工業大学の専門的な助言等を受けつつ、学校や公園等での空間線量の測定、学校や保育園給食に使用する食材の産地公表等への対応が求められたところです。

このような背景の中で本事業を開始することになりましたが、単なる事業委託ではなくて、区民団体の会員から構成されるＮＰＯ法人との協働により区民参画の下での取組となったことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げる次第です。

測定実績でございますが、平成25年度、375件をピークに減少を続け、昨年度は70件、その多くが特定の依頼者であること、現在は国基準を上回る測定結果が見られないこと、国や東京都、民間事業者などが同種の事業を実施していることなど、本事業は一定の役割を果たしたものと判断をし、今回、事業終了とするものでございます。本事業は簡易計測として実施してきたため、測定対象やその要因など詳細を分析することは困難でございますが、秋の収穫期を中心に区民自らが生産、収穫した食品の測定依頼が一定数あるなどの特徴も見られますので、今後の啓発や相談の際に活かせればと考えております。

区は、その時々に求められます突発的かつ行政だけでは対応が難しい課題に対し、多様な主体と連携をして柔軟かつ効果的に立ち向かえるよう、引き続き地域社会との良好なコミュニケーションを大切にする行政運営を行ってまいります。私からは以上です。

○青木産業経済部長　私からは、大田区の観光施策についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成27年12月に京急蒲田駅に開館した大田区観光情報センターは、これまで延べ50万人を超える来館者をお迎えし、区内の観光情報の発信に寄与するなど一定の役割を果たしてまいりました。一方で、区のＤＸ推進計画を進めるに当たり新たな機能へ見直しを図ることとし、今年度末をもって閉館することといたしました。また、来年度、産業経済部の組織を改編し、産業経済課において、従来の観光の取組に加え大田区の基本計画に掲げる魅力ある観光資源の創出と発信の視点も含めた多様な産業の情報発信、プロモーションを部全体として戦略的に推進していくこととしてございます。

区への宿泊の状況は昨年度延べ宿泊者数は200万人を超え、多くの方に大田区にお越しいただいており、今年度もこの状況は継続してございます。また、来年度は、馬込文士村の一員であった宇野千代を主人公としたＮＨＫ朝の連続テレビ小説の放映、大森駅開業150周年、加えまして、大田区制80周年などを契機とした取組が各部局や関係団体において行われることで、大田区にさらに注目が集まることが想定されております。こうした情報を観光の視点から積極的に発信していくことは、区の認知度向上や来訪者の増加につながる重要な取組であると考えてございます。

区は今後も絶えず予算の見直しを行い、観光協会を含め区内の関係部局と連携を図りながら、時宜を得た観光施策を進めてまいります。私からは以上でございます。

○有我福祉部長　私からは、生活支援記録法、Ｆ－ＳＯＡＩＰに関するご質問にお答えいたします。

Ｆ－ＳＯＡＩＰは、重層的支援体制整備事業等における支援チームづくりに向け、共有する情報の質の向上等

を目指して、今年度から福祉部内の統一の支援記録方法として導入をいたしました。導入に際しましては、マニュアルの作成や職員への研修を実施いたしました。導入の結果、相談内容や支援者が対応した内容などを項目ごとに記録することで客観性が高まった、要点が整理され分かりやすくなったなどの効果が得られているものと捉えております。この記録法には支援の方向性となる計画を記す項目があり、ケースワークの円滑な引継ぎにもつながります。長期にわたる関わりを要する福祉支援の現場では、こうした支援者間の引継ぎや情報共有が重要であり、今後、Ｆ－ＳＯＡＩＰによる記録が蓄積されていくことで、切れ目のない支援やチーム支援の一層推進につながっていくものと期待をしております。また、福祉部内での導入に当たりましては、庁内連携の会議の場でも報告をしており、他部局の職員にも一部活用が広がっております。

今後も、Ｆ－ＳＯＡＩＰによる記録の活用拡大を図るとともに、波及効果を高めながら分野を横断した包括的な支援体制の推進に取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○森岡こども未来部長　私からは、こどもの医療費助成制度の自己負担に関するご質問にお答えいたします。

医療が必要なこどもたちが適切な治療を受け、健康を確保することは大変重要です。こどもの医療費の無償化は全国的な広がりを見せ、区はこれまで段階的に制度を拡充し、令和５年度からは、所得制限や自己負担なしに18歳になった年度末まで医療費を助成しております。本制度は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、少子化対策や子育て支援策として、安心してこどもを産み育てられる環境づくりの一助となっているものと考えております。一方、医療費の無償化は軽症での受診が増えるとされるなど、一般的に医療費の増大が課題とされております。区では、日頃から健康状態を把握して的確な診療が期待できるかかりつけ医を持つことや、ジェネリック医薬品を利用することなどを区ホームページ等を通じて呼びかけ、医療費が過度とならないよう、こどもの医療の適正利用を推進しております。

医療費助成が医療費等に与える影響については、国が分析、検討を行っていると伺っております。区としては、本制度を維持しつつ、国の動向を注視してまいります。私からは以上でございます。

○今井教育総務部長　私からは、学校歯科医の報酬についてお答えいたします。

歯の健康は全身の健康につながると言われており、歯や口に関する健康教育は児童・生徒が生涯にわたって健康な生活を送るための重要な取組と考えています。特に学校歯科医の皆様には、区立学校での全児童・生徒を対象とする定期歯科健診や歯磨き指導をはじめ、フッ化物塗布事業などを実施いただいており、その結果、児童・生徒のいわゆる虫歯である齲歯の１人当たり平均本数は減少し、令和７年度は、区立小学校では0.1本、区立中学校では0.6本となるなど、本区の児童・生徒の歯と口の健康づくりにおける重要な役割を担っていただいております。

学校歯科医の報酬は、特別職の非常勤職員として各自治体が条例及び規則において定めており、改定等の見直しにおいては、職務内容や児童・生徒数の変化、類似の公的な職等との均衡などを総合的に考慮し判断していくことが必要と考えております。今後とも、学校歯科医の担う役割の重要性を踏まえ、適切な報酬水準について、社会経済状況の変化などを注視しながら適時対応してまいります。

○鈴木隆之議長　次に、13番天坂大介議員。

〔13番天坂大介議員登壇〕（拍手）

○13番（天坂大介議員）　自由民主党大田区議団・無所属の会の天坂大介です。

区のまちづくりについて質問いたします。

区内では、蒲田駅東口など既に工事に着手しているものもあれば、新空港線のように具体に動き出したもの、そして歴史まちづくりなど、これから動き出すものなど様々ありますが、それぞれについて相当な時間をかけてまちづくりが動いていくものだと理解をしております。そのような大田区のまちづくりにおいて今後大きな影響を与えるものの中の一つとして、私が大変注目している大田区立地適正化計画の策定について質問したいと思います。

立地適正化計画は、国土交通省の都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画概要によれば都市全体を見渡したマスタープランであり、一部の機能だけでなく居住や医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能と都市

全体を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版であると、その意義と役割の冒頭で定義をされております。さきの第４回定例会において、我が会派の高瀬議員からの代表質問に対して、区長は、大田区立地適正化計画では地域の実情に応じた都市構造の再編を進め、人口減少社会における都市経営を方向づけるとともにその核となる防災指針において災害リスク分析を行った上で、区民の生命、財産を守るための今後のまちづくりの方向性を検討してまいりますと答弁がありました。また、本定例会の代表質問において、我が会派のえびさわ幹事長も触れておりましたが、この立地適正化計画策定に向けて、キックオフとなる第１回大田区立地適正化計画策定協議会が昨年12月25日に開催をされました。

これは都内で最も早い取組の開始であり、先駆的な取組として評価できると考えますが、そこで伺います。第１回の協議会では、どのような内容の議論がなされたのでしょうか。今後のまちづくりの方向性に影響を与えるものと考えておりますので、具体的にお知らせをください。

次に、立地適正化計画は、国土交通省が示す制度の意義と役割によれば、人口減少が進む地方都市を対象として全体の都市構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成するための計画だと理解をしております。そのような中で、大田区は全域が既成市街地を形成していることから、大田区立地適正化計画では地方都市のようなコンパクトシティーを目指すのではなく、都市計画マスタープランで示した将来都市像を具現化していくことが大切であると考えます。とりわけ、防災指針を策定し、まちづくりの観点における防災対策を推進することが本計画の核となるのではないでしょうか。昨年９月11日の豪雨災害による区内における甚大な被害は記憶に新しいですが、水害から区民の生命、財産を守るためのまちづくりの計画としては、令和７年３月に策定した大田区高台まちづくり基本方針がありますが、立地適正化計画の防災指針ではどのようなまちづくりの指針を掲げるのでしょうか。

高台まちづくり方針と立地適正化計画の防災指針との相違点に関する区の見解をお聞かせください。

まちづくり推進部では、都市計画課を例に取っても、昨年度は大田区高台まちづくり方針の策定、今年度は大田区歴史的風致維持向上計画の策定に取り組み、来年度に向けては大田区立地適正化計画の策定を進めておりますが、部内では、大田区営住宅等整備基本方針や耐震改修促進計画の改定が控えているなど、大変多くの計画策定や改定に基づきまちづくりを進めています。当然に、多岐にわたるそれぞれの計画は、区の効率的で効果的なまちづくりにとって、地域ごとの個性を活かしつつ矛盾なく一貫性のある方針、計画でなければなりません。

そこで伺います。まちづくり推進部では、現時点ではいくつの計画等を持っていて、先に述べました一貫性のあるまちづくりについてどのように進めていくのか、ご説明をください。

大田区のまちの魅力は、地域ごとの多様な魅力にこそあると考えます。現在策定中の大田区歴史的風致維持向上計画は、歴史的建造物や文化資源のみならず、古くは後期旧石器時代に始まり、近代、現代につながる歴史的環境に触れ、区内に点在する文化財や様々な活動を掘り起こすことにより、新たな区の魅力を発見する大変意義のある計画案となっております。これまでのまちづくりも着実に継続しつつ、新たな視点によるまちづくりを加え、大田区の持つ魅力を最大限発揮できるまちづくりが進んでいくことを期待しまして、次の質問に移ります。

続きまして、まちづくりを構成する重要な要素となる公園をテーマとして、現在、区が策定を進めている大田区パークマネジメントマスタープランについて質問します。大田区における公園、緑地は令和７年４月時点で572か所に上り、東京都指定名勝に選定された洗足池公園やタイヤ公園の愛称で親しまれる西六郷公園をはじめ、多様な特色を有する公園が点在をしております。大規模な公園から身近な公園まで、それぞれが地域の庭として、区民の皆様の憩いや交流の場として活用されております。

区における緑の総合的な方針を示す大田区緑の基本計画、グリーンプランおおたを見ると、緑の役割として、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成が示されております。公園は、こうした役割を具体的に果たす拠点として位置づけられております。公園を線でつなぐことで環境保全とレクリエーションを両立させるネットワークを形成し、加えて、災害時には避難場所、給水拠点としての機能を発揮します。さらに、景観形成の観点から、豊かな自然環境の保全や歴史文化の保存、活用に加え、公園周辺のまちなみと連続性を持たせることなど、まちづくりにおける緑の拠点としての役割を担います。

公園における景観については、第３回定例会にて、私の地元である洗足池公園及び周辺地域の景観形成及びまちの魅力向上やシビックプライドの醸成に関する質疑をさせていただきました。まちづくり推進部長からは、洗足池の歴史的価値と自然景観を活かしたまちづくりにより、まちの魅力向上をこれまで以上に地域の方々と一丸となって良好な景観形成に取り組んでいくとの答弁がありました。洗足池公園地区については、令和７年10月６日に令和７年度都市景観大賞特別賞を受賞し、洗足池公園周辺の魅力的な景観が評価をされ、地域の皆様と同じく私も大変うれしく思っております。

また、名勝洗足池公園保存活用計画の取組にも注目をしております。保存活用計画は、東京都指定名勝を受けた洗足池公園の景観的な価値を次世代へ継承することを目的に、園内の歴史的文化資源をはじめ、池や樹木といった景観資源を計画的に保存、活用することを掲げております。池の水質改善や樹木の管理は景観を守る上で不可欠なものであり、地域の魅力や質の向上にも寄与するものだと認識をしております。洗足池公園の誇る景観は江戸時代から地域が一丸となって育くんできた貴重な財産です。この美しい景観を地域とともに将来へバトンをつないでいくこと、シビックプライドを持って取り組んでいくことを軸に、官民が一体となって景観保全とさらなる魅力向上を図ることを楽しみにしております。引き続き、地域の声を反映させた実効性のある取組推進を求めます。

公園のレクリエーションに寄与する取組として、第３回定例会では、区立公園での花火利用試行の実施結果及び今後の方針についても質疑をさせていただきました。都市基盤整備部長からは、来年度に向けた試行の日程や時間の拡大等を含めた方向性の検討に加え、子育てひろばの整備やキャッチボール場の整備など、様々な取組を着実に実施し、公園における新たな魅力向上につなげる取組を推進するとの答弁がありました。こうした日々変化し続けるニーズに対応するため、我が地元の洗足池公園でも、今年度もキッチンカーの試行導入が行われております。公園の魅力向上に対する区の様々な取組については評価をしておりますが、このような花火やキッチンカーの取組によって公園に新たなにぎわいが創出される様子が見られ、区の公園の魅力向上に向けた取組がまちの活性化の起爆剤となるのではと大いに期待するところであります。

現在策定中の大田区パークマネジメントマスタープランは区内の公園全てを対象とした計画であると聞いておりますが、公園への需要が高まる中、これまで述べてきた景観やレクリエーションだけでなく、健康増進、子育て支援、地域交流の場など、様々な価値が求められております。この新たなプランがそれらニーズを的確に捉え、的確な方針を示すとともに、区の推進する住み続けたいまちNo.１に向けたまちの課題解決に寄与することを期待しています。

そこで伺います。大田区パークマネジメントマスタープランの策定に伴い、計画の目的や公園づくりの方向性をどのように位置づけるのか、区の見解をお答えください。

区には、まちづくりに関する様々な計画があり、公園を含む緑に関連する計画として、第２次大田区環境基本計画、大田区緑の基本計画グリーンプランおおた、大田区グリーンインフラ事業計画などが挙げられます。それぞれ区の方針や方向性を示した上で、具体的な取組とその実施時期が記載されているものなど、内容は多岐にわたります。

策定中の大田区パークマネジメントマスタープランを拝見いたしましたところ、それら関連計画についての記載がありました。公園を取り巻く課題の解決には、それぞれの計画を所管する関係部署間で連携体制をしっかり構築し、互いの取組が相乗効果を生むことを認識した上で進捗管理を行い、区民ニーズへ対応することが重要であると感じました。

また、この計画に記載されている公園の取組方針を見ると、公園をつくるだけではなく、運営や管理に関する視点を含めた総合的な方向性が示されていることが分かります。プランの計画の将来像である「愛され公園」をつくるために、広くまちづくりの視点から俯瞰した、公園の運営なども含めた役割を明確に捉え、関係部署が横断的に連携し、一体となって推進していただくことを強く望みます。

特に区の掲げる子育てNo.1都市の実現に向けた子育て環境の整備などの課題については、一つの取組で解決できるものではなく、関係部署が連携し、継続的かつ計画的に事業を推進することが必要だと考えます。そこで思

い当たるのは、これまでの議会の中で何度かご答弁をいただいている子育てひろば公園の取組ですが、これは、このプランに先立ち、子育て分野と連携して進められている具体的な事業であり、未就学児とその保護者が安心して遊べるような囲いのあるエリアを公園に整備する事業であると認識しております。

整備に当たっては、こども未来部と連携し、近隣の保育園にアンケートを取り、利用者のニーズを反映させた遊具を設置しているということですが、そこで伺います。大田区パークマネジメントマスタープランの推進として、関係部署とどのように連携体制を築き、令和８年度からどのような具体的な取組を進めていくのか、区の見解をお答えください。

以上で質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○杉山まちづくり推進部長　私からは、立地適正化計画に関します三つのご質問に順次お答えをいたします。

まず、第１回大田区立地適正化計画策定協議会での議論についてのご質問ですが、協議会当日は委員７名の全員参加による活発な議論が行われました。具体的には、都市計画マスタープランは、自治体が夢を描く要素が強いため、まちづくりにおける秩序を示す必要が生じたことが立地適正化計画制度創設の背景となっており、今回の議論の入り口として、都市構造上の秩序をきちんと考える必要があるといったご意見や、高台まちづくりについては、想定される浸水深が高い地域を都市機能誘導地域に指定して、誘導施設を設置することで、高層階に逃げられるようにする発想もあるのではないか、また、産業についても、羽田イノベーションシティには個性のある事業者がたくさん入居しており、日本の中でも強みになっている、このような大田区の特徴を取り込んだ計画として立地適正化計画を策定し、活かしてもらえるとよいと思うなど、本計画の位置づけや大田区らしさに関するたくさんの意見をいただきました。今回のご意見を踏まえまして、次回以降は大田区ならではのさらに踏み込んだ考え方を導入できるよう議論を重ね、他部局の施策とも連携した大田区立地適正化計画の策定を目指してまいります。

次に、高台まちづくり基本方針と立地適正化計画の防災指針との違いに関するご質問です。高台まちづくり基本方針では、区内全域を対象とし、ハザードマップによる被害想定を踏まえ、高台整備の必要性の高い地区を抽出し、高台緊急避難先の確保について、短期では、建築物等を利用した垂直避難による、命を守る避難場所確保の検討、中期では、高台の公園や建築物等を拡充した防災拠点確保の検討、長期では、多摩川沿川に高規格堤防を整備し、浸水被害から生命と財産を守る高台まちづくりを推進してまいります。一方、立地適正化計画の防災指針では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であることを踏まえ、想定される災害の種別ごとに災害リスクを踏まえた検討を行ってまいります。例えば内水氾濫による建物への浸水リスク対策として、土地や家屋のかさ上げ、半地下等の空間利用に対する規制、止水板設置による対策など、周囲への影響や資産価値に影響があると思われる対策のほか、現行の法律や条例では実現が難しいと思われる対策について、具体的に議論していきたいと考えております。このように二つの計画は違いが明確となっておりますけれども、激甚化、頻発化している水害から、区民の生命、財産を守るという目的では一致した計画となってございます。

最後に、一貫性のあるまちづくりに関するご質問です。まちづくり推進部では、二つの策定中の計画等を含め、主要な方針及び計画が22ございます。まちづくりに関する上位計画である大田区都市計画マスタープランでは、長期的な視点を持って都市づくりを進めていくため、大田区の将来都市像といたしまして、「『暮らす・働く・訪れる』大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつける」を掲げてございます。大田区らしい景色は、豊かな水と緑、住、商、工など様々な表情を見せるまちなみ、国内外とつながる空港や港湾、長く育まれてきた歴史や文化など、多様性を持つ都市において、人々の暮らす、働く、訪れるという活動がいきいきと展開されている様子を指します。将来都市像を実現するためには、生活の中の人々の活動とそれを支える都市基盤整備などの都市計画と深く関わる取組が一体となった展開が必要でございます。そこで、四つの都市づくりのテーマとして、10の視点を設定し、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。22の主要な方針及び計画は、大田区都市計画マスタープランを上位計画としており、それに沿った計画策定と改定がなされてございます。個別計画で

あっても、将来都市像の実現に向けて、全ての計画等が関連しており、部として一体的に進捗管理を行っており、一貫性のあるまちづくりを推進してございます。引き続き、都市計画マスタープランに基づき、将来都市像の実現に向けたまちづくりを推進してまいります。私からは以上です。

○遠藤都市基盤整備部長　私からは、大田区パークマネジメントマスタープランに関する二つの質問にお答えいたします。

まず、大田区パークマネジメントマスタープランの策定に伴う目的や方向性についてのご質問ですが、現在、区は、572か所の公園を対象とする運営、整備及び管理の総合的な方針を示す大田区パークマネジメントマスタープランについて、策定に向けた作業を進めております。昨年末から年始にかけては、素案として、計画の本編、概要版に加え、こども版を作成し、区民の皆様の声を広く集約、反映させるためにパブリックコメントを実施いたしました。また、小中学生を対象としたアンケートを実施し、公園利用の中心となるこどもたちの意見を計画に反映させることで、愛着度や満足度を高めるとともに、みんなに親しまれる公園を目指します。本計画は、20年間を計画期間と位置づけて、将来像として「豊かなくらしと彩りあるまち、みんなで育む愛され公園」を掲げてまいります。パークマネジメントの方向性として、つくる、支える、守りつなぐ、つかう、高めるの五つのアプローチを指針といたしまして、公園を取り巻く課題解決に資する運営、整備及び管理の具体的な取組方針を示します。あわせて、こども、グリーンインフラ及び駅周辺のにぎわい創出の三つの視点等を重点的な取組として位置づけ、公園のさらなる魅力向上を推進してまいります。

次に、大田区パークマネジメントマスタープランにおける連携体制及び具体的な取組についてのご質問ですが、本計画の策定においては、まちづくりや子育てなど、公園に関わる幅広い関係部署と分野横断的に検討してまいりました。策定後は、実効性を保つため、大田区パークマネジメントマスタープラン推進委員会を新たに設置いたしまして、プランの進捗管理、取組の評価検証を実施いたします。また、５年ごとに見直しや改定を行い、区のまちづくりにおける方向性を示す各種計画等と整合を図ることで、計画の連携体制を構築してまいります。例えば計画の推進に当たりましては、大田区景観計画に示す景観形成重点地区や、大田区グリーンインフラ事業計画に示す雨水集積範囲など、地域ごとの計画図に関連計画を落とし込みまして、明示するなどして、公園を活用した各種計画との連携による地域課題の解決につなげてまいります。さらに、計画や整備におきましては、区民参加の機会を設けるなど、ご理解、ご協力をいただきながら、着実に進めてまいります。

令和８年度の具体的な取組でございますが、こども・子育て支援に寄与するパークマネジメントといたしまして、近隣保育園の園児及び保護者の声を幼児用遊具などの整備に反映させた子育てひろば公園づくりを３か所の公園で実施いたしまして、子育て環境のさらなる拡充を図ってまいります。また、グリーンインフラを積極的に活用するパークマネジメントといたしまして、東京都指定名勝洗足池公園の誇る景観のさらなる保全を目指し、水生植物を植生した浮島を池に浮かべ、水中のリンや窒素を吸収させることで水質改善を図る植生浄化の試行実施を開始いたします。区は本計画を公園づくりの羅針盤として位置づけ、五つのアプローチと三つの重点的な取組等を横断的に結びつけ、効果的に計画を推進してまいります。私からは以上でございます。

○鈴木隆之議長　次に、38番小川あずさ議員。

〔38番小川あずさ議員登壇〕（拍手）

○38番（小川あずさ議員）　立憲民主党大田区議団の小川あずさです。

年末に他区の区議から、大田区在住の方で、複雑な家庭事情で、休日に家での居場所がなく、お金もない、夜までゆっくりと１人でいられるような場所はないだろうかとの相談を受け、対応してほしいとのことだったので、フラットおおたを紹介したところ、その方はフラットの存在を知らなかったとのことでした。区議の友人は、そのような若者に特化した居場所があるのはいい取組ですねと言ってはくれたのですが、肝腎の当事者に情報が届いていないことが気になりました。

フラットおおたは2022年10月、大森駅前にオープンし、ちょうどその頃はコロナの集まり制限等が解除され、自由に交流できるようになったところでもあり、たくさんの利用があったと聞いていますが、2025年３月には大森駅前から大森北に移転しています。

今後の区政運営の参考のために実施している大田区政に関する世論調査での大田区等の制度、施策、施設の認知度によりますと、調査対象は若者だけではない上での数字ですが、フラットおおたの認知度は、令和５年調査で4.3%、令和７年調査でも4.4%と、データで見ても低くなっております。せっかく他区からも注目されるような取組であり、現状、大変必要とされている居場所であるのに、この認知度は残念です。

フラットおおたを調べましたら、もちろんすぐホームページで案内は出てきますし、内容を知ることもできますが、人は図書館のように小さなときから行き慣れたところには入りやすいですが、初めてや行き慣れない場所には行くまでのハードルが上がりますし、今はオープン時のように駅前にあって、ついでに気軽に見学して、きっかけをつくるのも難しいわけです。いつでも１人でも居場所として利用してくださいねとのウエルカムの気持ちを添えて、区民に広くお知らせするのも必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねしますが、フラットおおたの移転後の利用状況と、今後も広く知っていただくための周知について、区のお考えをお答えください。

大田区は一人暮らしの若者はかねてより多く、また、家族と暮らしていたとしても、相談者のように孤立している人もいるし、元気に過ごしていても、一時的に人間関係などに悩み、つらい思いをしている時期もあるかと思います。人生、長く生きていれば、万事塞翁が馬と感じることが多々起こるものですが、若者は人生経験が少ない分、絶望するようなことがあれば、大きな穴に落ちて、もうはい上がれないのではという気持ちになってしまうときもあるのかもしれません。そんな若者たちに寄り添うために、大森だけでなく、いつでも居場所として利用できるようなフラットの取組を、ぜひ広い大田区ですので、各地域から徒歩や自転車で近くて気軽に行けるような場所に提供していただけますとありがたいと思っていますので、今後、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

次に、近年、話題の働き方として、スポットワークがあります。現在、多くの方が利用しているスポットワークアプリを運営する民間業者が2025年に実施した、シニア世代の利用実態に関するアンケート調査によりますと、シニア世代の働き手の数は増加傾向にあり、2025年４月時点での60歳以上の登録者は約30.8万人で、前年同月比約1.9倍の数値となっているとのことです。また、スポットワークを何歳ぐらいまでしたいかの質問に対して、「働けるうちはいつまでも」と回答した方が40.3%と最も多く、スポットワークの特徴である、空き時間に自宅近くで柔軟に働ける点がそれを可能にしていると分析しています。さらに、シニア世代の働き手の43.7%が勤務先からの長期就労の打診を受けたとも回答しており、さらに、11.3%の働き手が実際に長期就労したことがあると回答しています。スポットワークが短時間の就業にとどまらず、雇用の機会をシニア世代に提供している様子がうかがえます。

このように高齢者の働き方もますます多様化している状況ではございますが、先日、訪問介護を利用している区民の方から、担当してくださる方が若い方に変わってから、こちらの困っている気持ちやつらいことがなかなか理解してもらえず、こんなことを言ってはなんだけれども、前の高齢者の担当の方のほうが傾聴してくれ、こちらの言いたいことを分かってもらえて、心が落ち着いた、もちろん若い人の話も新たな発見や学びがあるのは分かっているけれども、できれば今までのように年配の方に担当してほしいとのご意見をいただきました。

自分のおじいちゃんやおばあちゃんの一言が今も心に強く残っていたり、心が救われたと感じた経験は多くの方にあるのではと思いますが、そのような感覚で、この方の言っているような、高齢者が寄り添ってくれることで心が落ち着くとの気持ちは分かる気がします。

一方、大田区では、医療の発達や区の様々な充実した高齢者へのサービスプログラムなどによって元気に過ごしていらっしゃる高齢者はたくさんいて、まだまだ働いてみたい高齢者もいて、人材を求める側との仲介の仕組みとしてシルバー人材センターがあり、この前の決算特別委員会でも、その仕組みについて私は質問させていただきました。

そのシルバー人材センターについては、ホームページやＣＭに家事や庭仕事等の映像が出てくることから、家事支援に係る仕事が中心のイメージがありますが、この相談してくださった区民の方のように、話し相手として高齢者の寄り添いを求めている場合もあるわけで、そこには人材が必要になります。精神的な寄り添いの仕事と

なると、やはり資格だったり、専門の心理的な勉強をした方の分野だと思いがちですが、実際には、日常的な小さな悩みであれば、人生経験からくるちょっとしたアドバイスが、悩んでいる方にとって大きな救いになることもあると思います。

私も多くの区民の方から今までご相談いただいた中で、ほとんどの場合、電話で話を聞いて、もう一度電話したときには気持ちが落ち着いたと言ってもらえたり、また、会って話せば、１度会えば、もうそれで解決することが多く、特に専門的なアドバイスをした覚えもないのです。ただただ聞いただけです。もちろん役所につないだり、法律関係につないだ相談もありますが、悩みや心理的な相談に関しては、大抵じっくり話を聞くことで、なぜか解決する方が多かったです。親族や近しい人でなく、全く個人情報の知らない中での相談が逆に気が楽だったりするのかもしれませんし、私も高齢者ですので、それだけでも安心してもらえた要素なのかもしれません。傾聴、それだけで解決することも知ってもらいたいところです。

このように、高齢者がいろいろな世代と接点を持つことは、人間関係の希薄な現在の社会状況においては大変重要でありますし、また、同じ世代を生きてきた高齢者同士のつながりも重視していくべきだと思います。高齢者が高齢者の話し相手になり、それが短時間就労となるような仕組みは区にあるでしょうか。

また、大田区には、介護の専門職ではなく、地域のボランティアが高齢者を支える絆サポートという制度がありますが、その実施状況と高齢者の短時間就労とボランティア活動に対する区のお考えをお聞かせください。

高齢者の生きがいに寄り添い、人と人をつないでいく仲介をしていただくことで、より温かい大田区にしていただくため、今後もどうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○有我福祉部長　私からは、高齢者の働き方に関するご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者の話し相手となるサービスについてでございます。大田区シルバー人材センターでは、3100人余の会員登録があり、人生経験が豊富な高齢者同士が互いに支え合う仕組みの中で、短時間の就労によるサービスを提供しております。中でも、ちょこっとサービスは、家庭内の軽作業のほか、話し相手もサービスのメニューとして提供しており、利用者はもとより、会員からも高い評価を得ております。

次に、絆サポートに関するご質問でございますが、絆サポートは、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援と認定された高齢者等の日常生活を有償ボランティアが支援するものでございます。支援の内容は、居室や浴室の掃除、買物、調理の手助けや外出の付添いなど、訪問介護員の資格が不要な家事援助が中心となります。絆サポーターは、18歳以上の大田区民で、常時200名前後の登録があります。そのうち60代以上の方が７割を占めており、支援を必要とする高齢者を元気な高齢者が支え、活動する仕組みともなっております。区は、就労だけでなく、ボランティア活動や地域団体への参加など、高齢者の生きがいに寄り添う多様な機会をつくることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、引き続き支援に努めてまいります。私からは以上でございます。

○酒井こども支援担当部長　私からは、フラットおおたに関するご質問にお答えいたします。

様々な困難を有する若者が確実に支援につながる周知を行うことは重要です。令和４年10月に若者の居場所を兼ねた総合相談窓口フラットおおたを設置し、これまで悩みや困り事を有する若者を支援してきました。一方で、令和６年度にこども・若者を対象にした次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査において、フラットおおたの認知度は約１割となっております。孤立や孤独を防ぎ、課題を重篤化させないためにも、若者にフラットおおたの存在を知っていただくため、より積極的な周知を行っていく必要があります。そのため、今年度は、区内の中学校校長会での周知に加え、都立高校を直接訪問し、フラットおおたについて説明する取組を増やし、気になる生徒がいる場合、機会を捉えて、フラットおおたにつないでいただく依頼を強化しており、実際、相談や居場所の利用につながったケースも出てきております。このほか、若者本人だけでなく、ご家族も様々な悩みや不安を抱えていると推察されるため、家族向けのセミナーを今月開催し、家族への周知も強化してまいります。

フラットおおたの利用実績につきましては、昨年３月に山王から大森北に移転後も利用者数は前年と比較して

もほぼ同数となっており、利用につながれば、しっかりその効果が現れていると捉えております。区は引き続き、様々な手法を用いて、悩みなどを抱える若者、家族に行き届く広報等を強化するとともに、フラットおおたの機能強化を図り、若者が将来にわたり安心して地域社会で暮らせる拠点の役割を果たせるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長　次に、49番杉山かずのり議員。

〔49番杉山かずのり議員登壇〕（拍手）

○49番（杉山かずのり議員）　大田子ども防災会の杉山かずのりでございます。

本日は、こどもの体験格差について、四つの観点から質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、格差社会という言葉が広く知られるようになったのは2000年代前半から中盤であります。2006年には流行語大賞の候補にもなり、マスコミでも頻繁に使われるようになりました。格差社会という言葉が使われ始めてから20年がたちます。

私たちの身の回りにある格差は、経済的格差や学力格差にとどまることではありません。経済格差は数字で見ることができますが、体験格差は見えにくい現状があります。文部科学省の調査でも、低所得者世帯ほど、文化的活動や体験活動の参加率が低い傾向にあると指摘されています。

ベネッセ教育総合研究所の調査では、休日に家族と外出する頻度が高いこどもほど、自分に自信があると答える割合が２倍近く高いことが発表されています。つまり、体験格差は、非認知能力、意欲、共感、創造性などの格差を生み、将来に対する学習意欲や進路の選択肢にも大きく影響を与えます。

今井悠介さんが書いた「体験格差」という著書の内容では、直近１年間で体験ゼロのこどもの割合を示しています。習い事や家族旅行、地域のお祭りの参加など、有料、無料を問わず、体験ゼロのこどもは全体の15％いることが分かりました。また、こうした体験ゼロのこどもたちの割合を見ると、年収600万円以上の家庭だと11.6％に対し、年収300万円未満では29.9％となり、2.6倍以上の格差になっていることが示されています。また、各家庭が支払っている体験に対する年間支出額について言及しており、年収600万円以上の家庭では、こども１人に12万円に対して、年収300万円未満の家庭では５万円弱となり、具体的な金額面でも2.2倍の格差が生じています。

その中で私が注目したのは、こどもの放課後の時間の使い方についてであります。まず、大田区には児童館や学童保育などがあります。費用は月額5000円であり、延長料金は1200円であります。基本的には、放課後における宿題のサポートや遊びなど、保育が中心です。一方、民間学童の費用は月額最低でも３万円から５万円であり、通常、週５日利用すると５万円から７万円かかります。これにオプション、 延長料金や送迎サービスを利用すると７万円から８万円かかることが、多くの児童１人当たりの月額料金となります。もちろん民間学童には多数のプログラムが用意されております。水泳、ダンス、書道、そろばん、体操など、様々な習い事と児童館機能が併合されています。

公的な児童館に通っている児童でも週末の習い事に費用を使われているケースもあるので、一概に民間学童がよいとか悪いとかをお伝えしたいわけではありません。現状として、家族世帯年収によってこどもの体験の機会と可能性に差異が存在していることは、客観的に見ても事実であります。

毎年、大田区の学童の登録者は年々増え続けており、5000人以上となっております。このこどもたちにより質の高い体験を放課後の時間に提供することができれば、学習のみならず、日常生活にも興味や関心が生まれると思います。

そこで伺います。大田区が実施する学童保育のプログラム等について、もっといろいろな体験の機会を提供するべきではないかと考えますが、教育委員会の見解を求めます。

次に、大田区立中学校生徒海外派遣事業について伺います。

本制度は昭和49年から実施されており、区立中学校２年生が毎年56名、12日間、アメリカ合衆国のセーラムとドイツ連邦共和国のブレーメンに派遣しています。今年はセーラム市とオーストラリアのパース市に派遣されました。

先日、今年の参加者の報告会にも出席させていただきましたが、大変すばらしい内容でありました。派遣先での言葉が伝わらない苦労や、逆に伝わったことへの喜び、また、文化の違いを実感し、日本では当たり前のことが異文化では通じないこともある、様々な体験を立派に発表されていました。まさにこの年代、中学生における体験の最大級であります。

そして、この制度は公的な学校から選ばれていることがポイントです。昨年の渡航費用は１人当たり90万円でありますが、保護者の負担額はゼロ円であり、比較的どの家庭でも利用できる制度であります。

道塚小学校の学校運営協議会のメンバーに21歳の大学生が参加してくれています。その子は御園中学校の２年生のときに海外派遣事業でブレーメンに参加しました。その子に現在の海外派遣の感想を伺いましたので、ご紹介させていただきます。

体験として生きていることは、いくら学校の先生がいるといえども、全く日本語が伝わらないので、どうにか毎日コミュニケーションを取る、取ろうとするということがかなり貴重な体験だったし、英語は面白いかもと純粋に思う機会だった。例えばお弁当の時間とか、何時に帰ってくるよとか、そういう一つ一つを伝えるのもすごく体力が要るから、そんなストレス環境がすごく中学生にとっては新鮮でいいかなと思います。自分の自信になるというところもよかった点で、たった二、三週間だけれども、留学の経験があることは、経験として多少重宝されるし。あとは、当時、一緒に海外に行ったやつらは、今でも連絡を取ったりするし、成人式でみんな会うから、そこは人間関係としてはすごく貴重なものかな。みんなすごくいい進路を選んでいたり、学校なんて行かずにビジネスとか、ぶっ飛んだことをしているやつもいて、すごく面白い。いろんな方向性で優秀な人の原石時代だったんだなと実感できる。あと、次のステップに進みやすい。海外派遣で経験したこと以下の経験や期間で海外に行くことはないと思うから、次に留学に行くとなったら、３週間未満とかは絶対ないと思うし、最低ライン的なところが高まったかもしれない。これは何となくだけれどもという体験談を教えてくれました。

すばらしい体験をして、現在の進路や人生にとって非常に価値のある事業であると思います。中学生の海外派遣事業は、大田区の歴史ある、すばらしい制度であると高く評価しております。

一方で、参加したこどもたちの渡航後のフォローアップを強化し、この体験を通して、どのような価値観を持ち、現在の人生にどのように活かしているかという検証が必要ではないでしょうか。この歴史ある事業を区の財産として、最大限、区全体の教育に還元できる仕組みが必要だと考えます。

そこで伺います。海外派遣に行った生徒に関し、その体験がその後どのように生きているか、教育委員会として把握しているのか伺います。

次に、長期休暇における体験活動について伺います。

夏休み、冬休み、春休みは、こどもにとって重要な期間であります。しかしながら、子育てをする保護者にとっては、昼食を用意しなくてはならず、私も大変苦労したのを覚えております。こどもの長期休暇を充実したものにしたいと思う反面、毎日の仕事と家事をする大変さにも共感するところであります。

大田区では、大田区子ども生活応援基金を活用した、ほほえみごはん事業、絵本でつなぐ地域と親子のきずな事業、長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業があります。その中で、令和７年、長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業では、19事業者に実施、活用していただきました。長期休暇中の保護者にとって、安心して日中の見守りをしていただくことは大変ありがたいです。学習指導のみならず、工作やプログラミング教室、小型ドローン体験、音楽体験、ダンスなど、様々な内容があります。中高生や大学生、高齢者の方々など、幅広い年齢層との交流も重要な体験であります。体験格差の観点から有意義な事業であり、継続して実施していただければと思います。長期休暇中のこどもの居場所づくりの取組を行う団体は３年間補助を受け取れる仕組みとなっておりますが、拡充していく考えはないでしょうか。

そこで伺います。体験格差の観点から、長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業の拡充について、区の見解を求めます。

最後に、大田区子ども生活応援基金について伺います。

大田区子ども生活応援基金は令和元年から始まりました。実績として、令和元年、20件、1124万5129円、令和

２年、45件、404万5800円、令和３年、72件、644万9022円、令和４年、67件、606万4693円、令和５年、104件、1757万6315円、令和６年、299件、１億2349万1825円となっております。基金開始当初から、件数、金額ともに10倍以上になっております。主な要因といたしまして、ふるさと納税の増加が挙げられます。

私見ではありますが、2008年にスタートしたふるさと納税の当初の目的は、出身地や応援したい自治体に税金を届けると認識しておりました。その後、独自の返礼品を返すようになり、ギフトカードが配られるようになり、少し方向性が変わってしまったように感じました。現在では、過度な返礼品や自治体に関係のない返礼品は認められなくなりました。大田区から地方に移り住んだ方々が地元の大田区を応援してもらうことは、シビックプライドの向上の観点からも大変意義のあることだと思います。ましてや、こどもたちの未来のための寄付であれば、喜んで応援したい方は多くいらっしゃると思います。

ふるさと納税を活用した教育に対する寄付では、他自治体でも似たような取組があります。静岡県焼津市、こどもの夢応援基金、兵庫県西宮市、青少年国際交流基金、東京都渋谷区、渋谷未来デザイン基金、北海道東川町、教育のまち。

ふるさと納税や寄付を活用して、こどもたちの体験をより多く、質の高いものにできるのではないでしょうか。

そこで伺います。ふるさと納税など、大田区子ども生活応援基金をもっと増やせるような仕組みについて、区の考えを伺います。

以上、四つの質問をさせていただきました。共通するのは、こどもが自分の未来にわくわくできる大田区をどのようにつくれるかどうかです。放課後の過ごし方、夏のわくわくするスクール、長期休暇中の居場所づくり、海外派遣事業、体験格差のない家庭への支援。これらは個別の政策ではなく、全てのこどもたちの成長の過程にある、連続性のある大田区の教育としてつながっています。私は、大田区のこどもたちが夢に向かって挑戦し、新しい一歩、可能性を踏み出すことができるまちにしたいです。こどもたちの夢や希望をしっかりと支えられる地域や行政でありたいと期待しています。

区の前向きな答弁を求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○森岡こども未来部長　私からは、子ども生活応援基金に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業についてのご質問です。本補助事業では、プログラミングやパソコン製作体験、楽器演奏体験など、各団体の特色やノウハウを活かした様々な取組が行われております。こうした多様な体験は、こどもが自分の強みや意欲を育む上で欠かせないものと考えております。子ども生活応援基金への寄付金額が増加傾向にある現状を踏まえまして、こうした各団体の活動が持続可能なものとなるよう、現在、事業拡充の方向性や適切な支援の在り方について検討を行っているところでございます。今後も、地域の多様な活動を通じて、こどもの居場所を広げるとともに、こどもが生きる力を育む様々な活動や体験機会が得られるよう、夏休み中におけるこどもの体験格差の解消と健全な成長に関わる取組を支援してまいります。

次に、子ども生活応援基金を増やす取組に関するご質問です。こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を高め、寄付文化を醸成することは大変重要です。区では、寄付しやすい環境を整備するため、令和２年４月から、インターネットによるクレジット決済を導入し、令和６年10月には、ふるさと納税関連サイトから寄付の使い道として本基金を選択できる仕組みを導入いたしました。こうした取組により、寄付は増加傾向にあります。今後も、より多くの方々からご支援をいただけるよう、引き続き寄付しやすい環境整備に取り組みます。また、寄付の重要性が伝わるよう、基金を活用した支援事例や成果を区のホームページ等で紹介するなど、広報活動についても強化してまいります。私からは以上でございます。

○今井教育総務部長　初めに、民間学童保育と大田区が実施する学童保育における体験格差に関するご質問にお答えします。

区が実施する学童保育については、児童福祉法に基づき、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊びと生活の場を確保し、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。一方

で、民間学童保育については、保育に加え、保護者のニーズを踏まえた体験プログラムの提供や、料金も自由に設定することができるなど、区が実施する学童保育とは、そもそもその目的や料金体系、保護者が求めることが大きく異なるものと認識しています。このため、一概に民間学童保育と区が実施する学童保育の比較は難しい面があります。区の学童保育においては、こどもたちがおのおの読書や外遊び、自主学習など、自主的に過ごすことを基本に、様々な種類の工作や季節に応じたイベントの開催など、こどもたちがいろいろな体験ができるよう、工夫した各種プログラムを提供しています。区としても、引き続き、各学童保育施設による創意工夫等により、こどもたちにとって思い出に残る体験機会やプログラムの提供に努めてまいります。

次に、大田区立中学校生徒海外派遣の体験がその後どのように活かされているかについてのご質問です。

平成17年度にアメリカ西コースでの海外派遣を経験された方から提供された情報をご紹介いたします。その方は、大学を卒業後、外航海運業の企業に就職され、その後、都内にある大学で派遣留学に関する仕事をしているそうです。14歳の時点で海外派遣を経験し、外国語を学び、国際的に働きたいという大きな目標ができたことは、振り返ってみると、その後の進路選択やキャリア形成をする上で大変貴重な経験であったということでした。海外派遣終了後も当時の派遣生徒やホストファミリーとの親交を深め、交流を続けているとのことでした。また、平成25年度にドイツコースに派遣された生徒は、海外派遣をきっかけに大田区立中学校の英語教員となり、一昨年度には引率教員として、生徒たちと共に再びドイツを訪れています。そのほか、中学校時代、海外派遣で代表生徒に選ばれなかった生徒の中にも、海外への興味を持ち続け、英語科の教員となり、今年度、引率者としてこどもたちを連れていく立場になることができた方がおります。このように中学校生徒海外派遣は、異なる文化に触れ、英語を用いた交流をすることで国際的な視野を広げ、その後のキャリア形成に大きな影響をもたらしています。今後も、海外派遣を経験した区立中学校の卒業生から情報を収集し、事業の成果検証や広報等に活用してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○鈴木隆之議長　次に、39番津田智紀議員。

〔39番津田智紀議員登壇〕（拍手）

○39番（津田智紀議員）　立憲民主党大田区議団の津田智紀です。一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、区民の生活の足である自転車の安全についてお伺いをいたします。

自転車の安全については、午前中に須藤議員からも質問がありましたので、要望と質問をさせていただきたいと思います。

令和８年４月１日から自転車の交通違反に交通反則制度、いわゆる青切符が導入されます。自転車の青切符は、16歳以上を対象に、信号無視や、ながら運転、右側通行など、113の違反に対し反則金を科すものです。走行違反であっても、基本的には指導警告となるということでありますが、悪質性、危険性の高い違反については取締りが行われるとのことです。

この制度の導入に向けて、改めて区として、区民の安全の確保のために、道路などの環境整備及び安全運転の周知を図る必要があると考えています。自転車の安全については、主要区道へのナビマーク、ナビラインが整備をされているとのことですが、国道、都道へのさらなる整備や、区道でもかすれてきているナビマーク、ナビラインの整備をお願いしたいと考えており、これは要望とさせていただきます。

次に、駅前での自転車通行について伺います。

ＪＲ蒲田駅東口では、現在、大規模地下駐輪場の整備が進んでおり、その駐輪場が完成した場合には、さらに駅前までの自転車通行が増えることが予想されるところです。

去る１月27日に蒲田駅西口駅前広場で自転車による歩行者のひき逃げ事故が発生をいたしました。蒲田駅西口は、段差のある広場から段差のない広場に整備されたことで、自転車の押し歩きが推進をされているものの、自転車に乗っての往来が通常にあると感じています。駅前商店街の中には押し歩きの注意喚起をしていただいている方々もいて、その表示も多いのですが、駅前については、地面に押し歩きのサインがあるのみで、目の前での注意喚起もないため、押し歩き推進ゾーンであることが認知されていないと考えています。また、蒲田駅西口を

出て右側のゾーン、ドン・キホーテの前については、現状では自転車押し歩きゾーンに設定がされていないと考えています。

そこで伺います。蒲田駅東西口周辺の自転車押し歩き推進ゾーンについて、範囲の拡充と周知の強化を図っていただきたいと考えるが、いかがでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

次に、民泊事業について伺います。

大田区における国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊が大田区で導入をされて10年となりました。この間、コロナウイルスの時期を除き、訪日外国人旅行者数は増加を続け、2025年の訪日外国人旅行者数は累計4268万3600人となり、初めて4000万人を突破し、過去最高を更新したとのことです。

昨年の第１回定例会でも、民泊事業でのトラブルについて、私からも質問をさせていただきましたが、本区の民泊に関するガイドラインの改正が本年４月１日付けで行われることになりました。改正の背景としては、外国人訪問者の増加に伴い、運営中の苦情や新規の施設計画等について懸念をする声が増加しているとのことです。

今回の改正は９項目で、既存の施設にも遡及して適用していくとのことです。内容としては、緊急駆けつけ体制については、これまで30分以内対応、担当者の明記がなかったものが、緊急時には徒歩10分以内に駆けつけ対応を行うことや、担当者を３名にすること、苦情問合せ窓口については、これまでは窓口を設置すればよかったものが、窓口は24時間365日つながること、担当者３名以上を設定されることなど、９項目を改正するとのことでした。今月には事業者向けの説明会も行われ、私も足を運びましたが、説明会の参加者が多く、説明会自体の回数も増やしたと聞いています。

今回の民泊に関するガイドラインの改正は前向きなもので、評価できるものでありますが、先ほど申し上げた緊急駆けつけ体制や苦情問合せ窓口については、３年の猶予期間もあるとのことで、事業者の体制構築について猶予を設けることについて理解はするものの、民泊事業について、区民の信頼を損ねることなく、安心・安全な運営を行っていただくためには、事業者に新ガイドラインを遵守していただくことが大変重要だと考えています。

民泊の既存施設を含めた新ガイドラインの徹底について、区の取組をお伺いいたします。

最後に、選挙についてお伺いいたします。

昨年の参議院選挙の大田区での開票作業における不適正処理に関連して、本年１月15日の総務財政委員会で、大田区で実施された過去の選挙についても不適正な行為があったとの発言があり、第三者委員会での調査を経て、区から刑事告発がされていると伺っています。

昨年の参院選直後の昨年８月の総務財政委員会で、過去の開票結果についてはどうだったのですかということを私は伺っていたのですが、その時点では、「そもそも選挙事務は、選挙管理委員会の事務ではございますが、あえて申し上げます。過去の投開票事務は、私どもとしては、正しく正確に行われていたものと今でも認識してございます。そして、それがどのように正確だったのか、あるいはどうだったかということは、これから選挙管理委員会が立ち上げる第三者による再発防止委員会の中でも、検証がなされるのではないかと考えてございますので、その時点で第三者による調査委員会での必要な職員への聞き取り等々で、何かもし仮に委員の方々が疑念を持たれれば、一定程度の何かの調査が行われる可能性もあると、今は認識してございます」とご答弁をいただきましたが、そのとおりになってしまったということは大変遺憾だと考えております。

過去の選挙結果について、現時点で開示できることは限られているかもしれませんけれども、区民の信頼回復をするためにも、過去の選挙結果に遡って調査をするのであれば、保存期間にかかわらず全てを調査し、今後、その調査内容を開示し、大田区として明らかにするべきであると考えますが、いかがでしょうか。

選挙の開票処理について伺います。

大田区における選挙の開票については、国政選挙や都議会議員選挙は当日開票、一方、区長選挙と区議会議員選挙は翌日開票となっています。一つの自治体で衆議院議員選挙における二つの選挙区の開票事務や、複雑な比例代表制を含む参議院議員選挙の国政選挙について、当日処理をすることに限界があるのではないか、そのことがこれまでの不適正事案にもつながっているのではないかと考えています。

今回の衆議院議員選挙についても開票作業を確実に進めていただいたことに、職員の皆様、関係者の皆様には心から感謝を申し上げるものでございますが、結果の確定には朝方までかかったと認識しています。

そこでお伺いいたします。国政選挙などの当日開票について、法律上の制限はないと考えており、区長選挙や区議会議員選挙と同様に、本区での翌日開票を考えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で質問を終わります。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○今岡健康政策部長　私からは、民泊事業のガイドライン改正についてのご質問にお答えします。

区は、民泊に関する騒音・ごみ問題や新規の施設計画に対して懸念するご意見が増加していることを踏まえ、民泊事業に関するガイドラインを改正し、令和８年４月から施行することといたしました。事業者等への事前周知として、区ホームページへの掲載に加え、２月16日、17日に参集型の説明会を計３回実施し、計150を超える事業者に直接説明を行いました。ガイドライン施行後は、新規施設計画時の近隣説明会の義務化等に加え、既存事業者にも適用される主な事項として、緊急時の駆けつけ体制、苦情問合せ窓口の24時間対応、ごみ回収頻度の増加、認定ステッカー等の掲示などを規定しております。これらにつきましては、一定の猶予期間を設け、既存施設を管理運営する事業者に対して適用させる予定です。また、今回のガイドライン改正において、施設計画時の説明会の義務化や周知範囲の拡大などを規定したことを踏まえ、自治会・町会等の方々に向けた丁寧な説明を行ってまいります。区といたしましては、ガイドライン改正後も、規定した内容が確実に実施されているか確認するとともに、地域の皆様の声をしっかりお聞きし、安全・安心な民泊制度の実現に努めてまいります。私からは以上でございます。

○遠藤都市基盤整備部長　私からは、自転車の押し歩き推進ゾーンに関するご質問にお答えいたします。

駅前や商店街など、特に多くの歩行者等が行き交う場所で自転車に乗車することは、周辺の歩行者はもちろん、運転者本人にも危険が伴います。このため、区では、誰もが安全・安心にまちを歩くことができる環境を整備するため、地域の皆様のご協力をいただきながら、蒲田駅東西口広場や一部の商店街などで自転車押し歩き推進ゾーンを設定してございます。現在、蒲田駅周辺では、エリア内での押し歩き推進員による巡回指導や、路面ステッカーの貼付、蒲田西口商店街入り口の大型デジタルサイネージを活用した注意喚起などにより、自転車利用者に対する押し歩き推進ゾーンの周知啓発を行ってございます。

道路交通法では、自転車の運転者は、押し歩き推進ゾーンに限らず、他人に危害を及ぼさないように運転する義務があり、自転車は、車道が原則、歩道は例外、歩行者を優先であることから、自転車利用者は、これらの自転車のルールを理解して乗車する必要がございます。このため、区では、令和８年４月１日から導入される自転車の青切符制度を契機に、これまで以上に自転車の安全利用に関するルールを周知徹底し、区民の皆様に正しく理解していただくよう努めてまいります。また、押し歩き推進ゾーンについては、その目的と必要性についてご理解いただけるよう努めるとともに、効果的な押し歩き推進ゾーンとするために、ゾーンの拡充や、エリア内の分かりやすい表示などの物理的な方法と利用者の意識啓発の両面から検討してまいります。私からは以上でございます。

○片平選挙管理委員会事務局長　私からは、選挙関連の２問のご質問にお答えします。

過去の選挙に遡っての調査については、現在、刑事告発がなされている事案も含まれていることから、捜査への影響も踏まえ、慎重に対応する必要がございます。また、保存年限を過ぎた選挙については、調べるべき書類が残っていないものがほとんどであり、突き詰めた調査そのものが不可能であることも事実でございます。第三者委員会には、参議院議員選挙における不適正な選挙事務の事実関係及び原因究明並びに再発防止策について、調査、審議を諮問いたしました。その調査の過程で、本件選挙の事実関係を厳正に検証するとともに、必要に応じて過去の選挙事務の執行状況についても検証を行い、制度上、運用上の課題を明らかにした上で、再発防止策について検討が行われてまいりました。選挙管理委員会といたしましては、第三者委員会から示される提言を真摯に受け止め、透明性を確保しつつ、会議資料や議事録などの情報の公表を行うとともに、実効性ある再発防止策の策定と着実な実施に不断の努力をもって取り組んでまいります。

次に、国政選挙の翌日開票については、公職選挙法において、「すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。」と規定されており、翌日開票を行うこと自体の法律上の制限はございません。一方で、東京都選挙管理委員会の執行計画において、投票日当日の21時までに開票作業を開始することとされております。国政選挙の開票事務は長時間に及ぶ傾向があることは事実であり、選挙管理委員会としても、従事職員の人員や配置について、委託事業者とも連携、確認を取りながら実施しております。なお、本区のみが翌日開票とした場合、東京都の執行計画との整合や、同一選挙区を構成する東京都や目黒区をはじめとする関係自治体への影響も大きいものと考えます。

○鈴木隆之議長　選挙管理委員会事務局長、答弁の途中ですが、所定の時間になりましたので、答弁を終了してください。

会議が長くなりましたので、しばらく休憩といたします。

午後３時５分休憩

午後３時25分開議

○鈴木隆之議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長しておきます。

質問を続けます。43番本多たかまさ議員。

〔43番本多たかまさ議員登壇〕（拍手）

○43番（本多たかまさ議員）　日本維新の会大田区議団の本多たかまさです。

本日は、区民参加型予算、そして、英語教育の推進の二つの項目について質問させていただきます。

まずは区民参加型予算について伺います。

住民の意思や要望など、取り組んでほしい事業を募集し、投票により事業を選ぶ住民参加型予算を導入する自治体が増えてきております。全国に先駆けて始めた東京都においては、従来の発想にとらわれない新たな視点から、都政の喫緊の課題を解決することを目指すとし、都民が提案し、都民が選ぶ都民提案を導入しました。特別区では、杉並区が皆さんとつくる予算、豊島区では区民による事業提案制度と称して、区民から予算の使い道を募集し、複数の提案の中から区民による投票によって次年度予算に反映する事業が決定され、その後、区議会での議決をもって事業を実施するという流れで行われています。

住民参加型予算の令和８年度における事業概要の一例を挙げますと、東京都においては、空き家を改修して若者のチャレンジを応援する目的の住まいや施設の供給を支援する若者応援空き家活用支援事業など、６件の事業が予算案に反映され、豊島区では、ケアする人が、ケアされる時間として、ふだんはケアする側のケアラー自身の悩みを共有する語りの場を開催、そして、高齢者、障がい者、子育て世帯など、様々な世代が外出するきっかけをつくり、健康促進、地域活性化を図る、キッチンカーによるまちかどカフェのオープンなどを含め、三つの事業が予算化、杉並区においては、アート作品を巡るウオーキングイベントである、アートを楽しみながら杉並を歩こう事業、公園にミストシャワーを設置、また、公園に授乳、おむつ替えができるスペースを設置する、公園にパパママウェルネス休憩所設置等の３事業が予算案に反映されるなど、住民目線ならではの事業が立ち上げられており、区民に寄り添った施策を進める一助となっています。

そして、いずれの自治体も投票にはインターネット投票を活用し、投票しやすい環境づくりが行われており、また、年齢制限も、杉並区、豊島区はなし、東京都は15歳からと、こどもでも投票に参加できることは、区政への関わりを早い時期から持つことにより、郷土愛の醸成にもつながり得る効果も得られると考えます。

このように区民の声を区政に活かす重要な取組であり、区民の区政への意識向上にも寄与、そして、従来の枠にとらわれない、新たな目線でのゼロからの事業の立ち上げや、今までの事業がよりよいものになる効果をもたらすなど、非常に意義の大きい、このような住民投票も活用した区民参加型予算事業を導入すべきと考えますが、本区において、区民の声を区政に活かすためにどのような取組を行っているのか、また、このような他区の事例も参考にし、今後どのようにより区民の声を反映した予算づくりを行っていくのか、展望をお聞かせください。

次に、英語教育の推進について、２点伺います。

本定例会冒頭の区長の施政方針演説において、優先的に取り組む施策の一つとして、大田区独自の国際教育であるおおたグローバルコミュニケーション、通称ＯＧＣを推進し、国際都市おおたにふさわしいグローバル人材を育成すること、加えて、ネーティブスピーカーである外国語教育指導員を全区立小中学校に配置するなど、英語力を向上させる取組が示され、高く評価するところであります。

このＯＧＣの授業を私も見学させていただきましたが、ネーティブスピーカーの先生の下で、ＶＲを用い、壁３面に映像を立体的に投影し、圧倒的な没入感、臨場感の中で、その場面、状況に応じ、英語を用いてコミュニケーションを行う海外体験ルームは、ほかに類を見ない環境整備だと感じました。

このＯＧＣルームは、現在、大森東小学校に設置され、他校にも展開を予定しており、可能な限り多くのこどもたちへの利用を進めるべく、全区立小中学校への設置が望ましいことは言うまでもありませんが、時間を要するのも現実です。

そこで伺います。このような英語力向上にも大きく寄与するＯＧＣルームを他校の生徒も今すぐに使えるよう、シェアへの取組を模索すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、英語教育におけるエンターテインメントの活用について伺います。

外国語の学びにおいて、海外の音楽や映画、ドラマなどの影響を受け、海外へ関心を持ち、他国を訪れるなど、エンターテインメントは言葉や文化の学びに大きな影響を持ちます。

私自身も海外で生活し、英語を学びましたが、その原点となっていたのは音楽であり、また、言葉を学ぶに当たり、非常に多く利用したものが、実践的に活用できる、いわゆる生きた英語を学べる映画やドラマなどでした。海外で生活し始めた当時、私は現地の方からミスターグラマーと呼ばれていました。その意味は、筆記試験であれば、ほとんど回答できるにもかかわらず、スピーキング、話すことが全くできないという状態だったことです。筆記試験はできても話すことができないということは海外の人からは理解ができず、グラマー、すなわち、文法しかできないという皮肉も込めて、ミスターグラマーと呼ばれていたのです。

そこで、スピーキング、生きた英語を学ぶために現地の方から勧められたのが、映画や音楽、ドラマなどの活用でした。これらのコンテンツは、多くの場合、実際に現地で使われている表現で構成されており、コミュニケーション力を高める上で非常に有益です。時には文法上は間違っていても、実際の会話ではよく使われているというような表現もありますが、そのような表現こそが生きた英語なのであります。もちろんテストや受験などを考えれば、文法上正しい英語を学ぶことが重要でありますが、それらの使い分けを知ることも学びであり、本当のグローバル人材の育成には、実用的なコミュニケーションに有益となる英語教育が重要です。

例えば私は現地の方にこのようなことを言われたこともあります。あなたの英語は完璧過ぎて、よく分からないよ。これは文法上間違いのない英語を話そうとする私に対し、皮肉と冗談を込めた発言です。文法などは少し間違っていても、積極的に英語を話し、会話を楽しむことが大切であり、楽しく会話ができたことにより、もっと話したい、もっと学びたいという意欲につながります。

私も今では、文法上は間違っているが、日常的に使われる表現であったり、この場では紹介もはばかられるようなスラングだらけの英語などで現地の方々とコミュニケーションを取りますが、その言葉遣いがより距離の近い関係性や人間関係の構築にもつながり、そして、それが仕事を進める上でも非常によりよい効果をもたらすという経験もしてきました。

私が経験した、筆記はできても話すことはできないという日本人が多いことは課題です。生きた英語の習得のため、楽しみながら実践で使える英語を学べるエンタメの活用は非常に有益であり、積極的に活用していくべきと考えます。

渋谷区においては、音楽が持つ感情的、文化的な力を活かし、生徒が自ら積極的に学ぶ姿勢を引き出すことを目的とし、レコード会社と提携した、音楽を活用した英語教育を行っております。楽曲によって学習のテーマも様々あり、不規則変化動詞や、受験でも日常会話でも使えるフレーズ、また、英語特有の発音のつながりや欠落などに加えて、曲の背景にある文化や多様な性の在り方など、学習のテーマ、狙いも多岐にわたります。このよ

うに、語彙や表現の習得のみならず、価値観や時代性、異文化、多様な性の在り方への理解など、非常に有益な教材であり、同時に楽しみながら学ぶことができる音楽や映画、ドラマ、アニメ、演劇などのエンターテインメントを活用し、さらなる生きる、活かせる英語教育の推進を図るべきと考えますが、区の取組、見解をお聞かせください。

本日は二つのテーマで質問いたしましたが、いずれも区長の掲げる次世代へと希望をつなぐ未来志向の取組であり、本区の早急な対応を要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○梅崎企画経営部長　私からは、区民の声を区政に活かすことについてのご質問にお答えをいたします。

区民の皆様の多様なご意見やご要望を的確に把握し、区政運営に反映させることは、区民本位の施策を推進する上で欠かすことのできない重要な要素であると認識をしてございます。区民の皆様との双方向の対話を通じて、地域の実情に即した施策を実施していくことが、住み続けたい都市の実現につながるものと考えております。区では、これまで様々な手法により、区民の皆さんからの声を丁寧にお聞きする取組を進めてまいりました。具体的には、区長への手紙や電話、窓口、電子メールによる区政へのご意見・ご要望の受付をはじめ、区民提案制度である、わたしの提案など、令和６年度では合計約１万4000件の区民の皆様の声を受け付けてございます。また、様々な計画策定の段階では、区民意見公募手続き、いわゆるパブリックコメント制度を活用した意見聴取や、区政に関する世論調査、区民意識調査の実施など、多角的な広聴体制を構築してまいりました。さらに、区民の皆様の声を区長が直接お聞きし、これからの区政運営に役立てることを目的とした、区民と区長との懇談会につきましては、今年度、６年ぶりに再開いたしまして、15名の高校生を対象に実施してございます。

これらの取組を通じて寄せられたご意見につきましては、庁内で十分に検討を重ね、施策への反映に努めてきたところでございます。最近の例では、先ほど述べた高校生との懇談会で出た意見を基に、自主学習スペースや音楽スタジオなど、中高生の居場所を検索できる機能を既に区公式ＬＩＮＥに実装してございます。また、問合せや相談が増えているリチウムイオン電池などの小型充電式電池の処理につきましては、専用回収ボックスを区立施設20か所に設置し、回収する事業を予算計上するなど、区民の皆様からの声に的確に対応してございます。区民の皆様からいただきました貴重なご意見は、区政運営における重要な指針となっており、その一つ一つに真摯に向き合うことこそが、よりよい区政への近道だと考えてございます。引き続き、既存の多様な広聴制度を通じまして、区民の皆様のご意見を丁寧にお聞きし、今後も区政に反映させてまいります。私からは以上でございます。

○今井教育総務部長　私からは、本区の英語教育に関する二つのご質問にお答えいたします。

初めに、ＯＧＣルームをシェアすることについてのご質問です。教育委員会は、おおた国際教育推進校である大森東小学校にＯＧＣルームを設置し、海外にいるかのような没入感、臨場感の下、ネイティブスピーカーの話す英語に触れながら、会話中心の授業を行うことで、着実に英語力を向上させております。その優れた成果を区立小中学校へ広げてまいります。年度内には羽田中学校及び区立小学校２校にＯＧＣルームを設置するとともに、令和８年度には、さらに５校の整備を目指しており、ＯＧＣルームの拡充に取り組んでおります。ＯＧＣルームのシェアにつきましては、今年度、ＯＧＣルームが設置されている大森東小学校に中富小学校の児童が訪れ、活用しました。訪問した児童からは、360度の視点で大画面に映し出された映像を見た際、その臨場感の大きさに感動の声が上がりました。また、映像を基に会話中心の活発な授業が行われ、他校の児童にとっても、ＯＧＣルームの教育的効果が高いことが明らかになりました。一方で、移動に伴う時間が長いこと、移動時の交通の安全を確保することなどの課題もあります。また、全ての教員がＯＧＣルームの機能を十分に発揮し、効果的な学習を行うには、研修時間の確保が必要となります。今後、ＯＧＣルームを拡充しながら、多くの学校で活用できるよう検討してまいります。

次に、音楽、映画などを活用した英語教育についてのご質問です。英語の歌を歌って歌詞を理解したり、映画のせりふを聞き取ったりする授業は、英語の学習だけではなく、海外の文化に慣れ親しむ上でも有効な方法であり、既に多くの学校で行われております。現在、使用している英語の教科用図書やデジタル教材には、こどもた

ちの興味を引く音楽などの作品が掲載されており、教員は授業の中で指導に活用しています。一般に音楽や映画などの著作物には著作権が存在し、本来、使用するためには許可が必要ですが、学校教育においては、その一部が例外とされ、活用が認められており、インターネットを通じた動画等を授業に活用している教員もいます。具体的には、授業の始めに英語の楽曲を聞き、一緒に歌ってから英語の歌詞を読み取ったり、映画のせりふを日本語に訳したりするなど、英語学習の狙いに沿って効果的に活用しています。今後も、こどもたちにとって魅力ある楽曲や映画などを授業に取り入れながら、こどもたちが興味を持って楽しく英語の学習ができるよう取り組んでまいります。私からは以上です。

○鈴木隆之議長　次に、32番犬伏秀一議員。

〔32番犬伏秀一議員登壇〕（拍手）

○32番（犬伏秀一議員）　様々な価値観、様々な特性を持った６名の仲間が奇跡的にも３年間もった、つばさ大田区議団の犬伏秀一であります。

今日は、令和６年６月に発生した入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設建設現場における漏水事故について、しつこく原因者たる機械設備業者の責任と大田区の対応について質問をさせていただきます。

まず、大前提を確認いたします。本件事故は、機械設備業者の操作ミス、施工ミスにより漏水が発生した事案であります。この１点において、直接原因は明確であります。結果として工期が延長され、建築工事及び電設工事に追加工事が発生し、建築工事ＪＶと電設工事会社を原告、機械設備業者を被告として損害賠償請求訴訟が東京地方裁判所に提起され、現在も係争中であります。

しかしながら、被告である機械設備業者は、自らの施工上の過失を正面から認めることなく、過密な工期設定が原因であり、発注者である区や設計監理会社に責任があると主張し、この２者に対して訴訟告知を行いました。

訴訟告知という制度は、民事訴訟が係属している間に、当事者、今回の場合は機械設備業者です、がその訴訟に利害関係のある第三者、今回の場合は大田区と設計監理会社であります、に対して、訴訟が進行中であることを通知する制度であります。これにより、第三者、大田区と設計監理会社に訴訟に参加する機会を与え、たとえ大田区、設計監理会社が参加しなくても、告知者、今回は機械設備業者です、と第三者、大田区との間に参加的効力を発生させることを目的とした制度があります。つまり、大田区が参加しようが、しまいが、この訴訟告知を受けた段階で、一緒に裁判をするということになってしまうわけであります。

すなわち、本件訴訟の中で訴外であった大田区の責任が、裁判所が認めると訴訟告知により、その効力が自動的に大田区に及ぶことになってしまうわけであります。これはまさに責任転嫁であります。自らの責任を大田区や設計監理会社に転嫁することになりかねません。事故を起こした当事者が、自らの帰責事由、責任を希釈、薄めて、責任を拡散させる戦術と受け取られてもやむを得ないと思うのであります。

そこで伺います。大田区は、本件事故の１次的・直接的責任が当該機械設備業者にあるとの立場を明確に持っているのでありましょうか。どうも私には曖昧な態度を取られているイメージがあります。本件漏水事故について、ここで改めて事故原因について、大田区として公式見解を示していただきたいと思うのであります。

民法第415条に基づく債務不履行責任は、帰責事由のある当事者が損害を賠償すべきであると定めています。施工ミス、操作ミスが事故原因であるならば、帰責主体は当然、機械設備業者であります。

次に伺います。大田区は当該機械設備業者に対して、契約上の損害賠償責任の履行請求、履行保証の発動、違約金条項の適用、将来入札参加資格への影響、これらをどこまで具体的に検討しているのでありましょうか。一部は実施されたのは存じ上げておりますが、明確にご答弁をいただきたいと思います。

大田区への違約金は、建設工事が遅れたこと、電設工事が遅れたことによって、電設と建設は大田区に違約金を支払っています。機械設備業者のＪＶについては、冠企業たる本件の主犯という言い方は失礼かもしれないけれども、行為を犯した業者が大田区への違約金の支払いを拒絶しているものですから、同じＪＶに参加していた２番手と３番手の業者が違約金を大田区に払って、機械設備ＪＶと大田区との間の違約金の未払いは発生していないんです。そして、ＪＶではなくて、電設工事会社も違約金を払っています。さらに、建設ＪＶも違約金を大

田区に払っています。結局、原因者たる機械設備業者は、びた一文払わず、裁判を提訴して、迷惑がかかった建設ＪＶ、電設工事会社が違約金を払うという羽目になってしまったわけであります。

公共工事は言うまでもなく区民の税金によって成り立っているわけであります。事故を起こした業者が十分な責任を負わず、発注者に責任を転嫁する構図を容認すれば、大田区の契約統制力は著しく損なわれることになります。

民事訴訟法第53条に基づく訴訟告知は、将来の求償を見据えた制度であります。しかしながら、今回の告知は、区の責任を法廷の構造の中に組み込んで、自らの責任割合を減少させようとする布石とも受け取れるわけであります。実際に我々区議会議員の下には、この機械設備業者から特定記録で大田区が悪いんだという文書が失礼ながら配られてきたところであり、皆さんもご覧になっていると思います。果たしてこういう態度の業者は、真面目に一生懸命、区民のために建設工事、電設工事を行っている業者に対して、こういった無礼な業者を何もせずに見ているというのは看過できない事態であります。

大田区はこのことを一体どういうふうに評価しているのでありましょうか。私は大田区の責任を追及するつもりはないんですけれども、発注者側が何もしないということは、この機械設備業者がやったことを暗に認めている、こういうことになろうかと思います。その意味で、今回、訴訟告知をしてくださったのは誠に結構なことだと。区が表舞台に引きずり出されてしまうということになるわけであります。

補助参加等の法的手段を通じて、事故原因が施工ミスにあることを明確に主張するのが大田区の立場であろうと思っています。この点についてのお考えをお聞かせください。

静観は中立ではありません。静観は、原因者、機械設備業者の責任転嫁主張を事実上放置することになりかねません。

さらに伺います。本件事故を起こした業者に対し、再発防止計画の提出を義務づけたのでしょうか。技術的検証報告書の提出を求めたのでしょうか。社内処分状況の報告を求めたのでありましょうか。

本件は小学校併設の建設現場での事故であります。安全性に対する信頼が損なわれた以上、区は原因者、機械設備業者に対して、厳正な態度を改めて示すべきであります。

最後にお伺いします。本件事故の１次的責任は誰にあると認識されているのでしょうか。曖昧にすることは許されません。機械設備業者の責任を明確にし、法的・契約的措置は既に終了したとお考えですか。大田区と協力して、優れた施工を行っている多くの業者のためにも、徹底追及する意思をお示しいただいて、明確な答弁を期待し、私の比較的今回は真面目な質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○河原田施設整備担当部長　私からは、漏水事故に関する４点の質問にお答えします。

まず、複合施設の改築工事現場において発生いたしました漏水事故についてですが、令和６年６月11日から13日にかけて、３件の漏水事故が連続して発生しました。そのうち、受注者間において係争の対象となっている２件についてお答えします。一つ目の６月11日に１階児童用女子便所内で発生した事故につきましては、建築基準法に基づく仮使用認定に伴う現場検査において、総合連動試験のため、加圧ポンプが稼働していました。その際、給水管内にたまった空気を逃がすために給水管のバルブを開放する必要がありましたが、機械設備ＪＶが自主検査に基づく手直し工事を行っていたため、バルブを一時的に閉止していました。このため、給水管内に空気だまりが生じ、その状況において加圧ポンプが稼働したことから、給水管内に衝撃が加えられたことが原因で配管接合部の接着が弱くなり、接続部が外れてしまったと考えられます。二つ目の６月13日に地下１階個別指導室で発生した事故は、漏水のあった排水管の配管接続部の接着が未施工であった中、本設ポンプを稼働したことによるものです。いずれも人為的な要因により発生したものであり、機械設備ＪＶより施工またはその過程に不備があったと報告を受けています。なお、事故の詳細につきましては、令和６年10月に漏水事故調査報告書として公表しております。

次に、機械設備ＪＶに対する損害賠償等についてですが、本件事故により区が受けた損害及び契約約款に基づく遅延違約金につきましては、漏水事故調査報告書に基づき、受注者に対して損害賠償請求を行い、その結果、

請求額全額の支払いを受けています。

次に、本件事故が発生した後に行った受注者に対する指導についてですが、受注者間において係争中の２件の事故につきましては、機械設備ＪＶからの事故報告に対し、原因及び経過、被害状況、その他の施工不具合の確認方法及びその対応等について報告を求める指示を行い、報告を受けています。さらに、漏水事故の影響の大きさを踏まえ、区長を本部長とする対策本部を設置の上、各受注者に対し、区長及び教育長より直接、複合施設の開設が延期となったことに対する遺憾の意を表し、２学期からの学校開設に向け、受注者全員の一致団結した取組を強く要望いたしました。

最後に、本件事故の責任についてですが、係争の対象となっている２件につきましては、いずれも人為的な要因により発生したものであり、機械設備ＪＶが施工またはその過程に不備があったと報告を受けています。また、区の損害賠償請求に対し、請求額全額の支払いを受けていることから、区と受注者間においては、責任の所在は明確になっていると認識しております。しかし、今回の訴訟告知を受け、係争の状況を注視しまして、特別区人事・厚生事務組合法務部などと適宜状況を協議の上、厳正に対応してまいります。私からは以上です。

○張間総務部長　私からは、履行保証の発動、将来入札参加資格の影響及び訴訟告知について、順次お答えいたします。

初めに、工事請負契約書約款で規定する履行保証は、区から当該契約を解除した場合に適用されます。本件契約につきましては契約解除となっておりませんので、履行保証につきましては適用できません。入札参加資格への影響につきましては、今後、入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する事由に該当した場合は、指名停止措置を行うなど、適切に対応してまいります。

次に、訴訟告知についてです。訴訟告知は民事訴訟法に規定された制度であり、訴訟の当事者が訴訟の係属中に訴訟に参加することができる第三者に対し行うものです。訴訟告知を受けた者は、訴訟への参加の有無にかかわらず、判決理由中の判断を後訴で争えないという効果が生じるものとされております。もっとも告知人が責任転嫁のために不合理な主張をしても判決に反映されないのが一般的であり、このような場合、訴訟告知を受けた者には何ら効果が生じません。区といたしましては、訴訟状況についての情報収集に努め、真に訴訟参加する必要性があるのかなどを慎重に検討し、判断してまいります。

○鈴木隆之議長　以上で質問を終結いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　本日の日程に入ります。

日程第１を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第１

第５号議案　令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）　ほか28件

○鈴木隆之議長　理事者の説明を求めます。

○川野副区長　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第５号議案は、令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億9086万8000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ3623億6481万5000円となります。歳入で追加する内容は、特別区税、特別区交付金などでございます。減額する内容は、繰入金、特別区債などでございます。歳出で追加する内容は、総務費、福祉費などでございます。減額する内容は、土木費、教育費などでございます。このほか、繰越明許費の補正として、追加27件、債務負担行為の補正として、廃止４件、変更１件、地方債の補正として、廃止１件、変更３件をお願いしております。

第６号議案は、令和７年度大田区国民健康保険事業特別会計補正予算（第２次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億1788万6000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ647億3005万9000円となります。歳入で追加する内容は、国民健康保険料、都支出金などでございます。歳出で追加する内

容は、保険給付費、諸支出金でございます。減額する内容は、総務費でございます。

第７号議案は、令和７年度大田区後期高齢者医療特別会計補正予算（第２次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８億2885万5000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ214億1118万円となります。歳入で追加する内容は、後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入でございます。歳出で追加する内容は、広域連合納付金でございます。

第８号議案は、令和７年度大田区介護保険特別会計補正予算（第２次）で、今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2901万4000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ643億7137万9000円となります。歳入で追加する内容は、国庫支出金、財産収入でございます。減額する内容は、繰入金でございます。歳出で追加する内容は、基金積立金でございます。減額する内容は、総務費でございます。

第９号議案は、大田区職員定数条例の一部を改正する条例で、職員の定数を改めるため、改正するものでございます。

第10号議案は、大田区行政手続条例の一部を改正する条例で、行政手続法の改正に伴い、聴聞の実施等の通知に係る公示送達の方法を改めるほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第11号議案は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、令和７年特別区人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額を改定するほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第12号議案は、大田区公契約条例で、公契約の適正な履行の確保等に向けて、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る施策の基本方針等について定めるため、制定するものでございます。

第13号議案は、大田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、高齢者の医療の確保に関する法律において準用する地方税法の改正に伴い、電磁的記録を用いた公示送達に関する規定を整備するため、改正するものでございます。

第14号議案は、大田区手数料条例の一部を改正する条例で、多機能端末機により交付する証明書等の一部の交付手数料を減額するほか、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の改正に伴い、規定を整備するため、改正するものでございます。

第34号議案は、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議についてで、当規約の一部変更について協議を行うに当たり、地方自治法第291条の11の規定に基づき、提出するものでございます。

第35号議案は、美富士橋外１橋耐震補強等工事（鋼床版製作・運搬・橋面復旧等）請負契約についてで、契約の相手方は名工建設株式会社東京支店、契約金額は４億5089万円でございます。

第36号議案は、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他工事請負契約の変更についてで、契約金額を当初の30億9100万円から33億403万7000円に変更するものでございます。

第37号議案は、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他電気設備工事請負契約の変更についてで、契約金額を当初の３億8500万円から４億2362万1000円に変更するものでございます。

第38号議案は、仮称大田区子ども家庭総合支援センター新築その他機械設備工事請負契約の変更についてで、契約金額を当初の４億1250万円から４億4948万2000円に変更するものでございます。

報告第１号は、区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告についてで、区道上における車両損傷事故について報告するものでございます。

報告第２号は、京和橋落橋防止対策工事（その３）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の２億9590万円から２億9777万3300円に変更いたしました。

報告第３号は、大田第９号蒲田駅東口地下自転車駐車場整備工事（その１）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の88億8800万円から93億23万7100円に変更いたしました。

報告第４号は、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の33億7700万円から33億6845万3000円に変更いたしました。

報告第５号は、大田区立東調布第三小学校及び仮称大田区南久が原二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の27億7200万円から27億9702万5000円に変更いたしまし

た。

報告第６号は、大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の24億8600万円から26億922万2000円に変更いたしました。

報告第７号は、大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の18億1516万7200円から18億4604万2000円に変更いたしました。

報告第８号は、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の12億1000万円から11億8714万2000円に変更いたしました。

報告第９号は、大田区立矢口中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の２億1945万円から２億2015万4000円に変更いたしました。

報告第10号は、大田区産業プラザ大規模改修電気設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の29億7000万円から29億7383万9000円に変更いたしました。

報告第11号は、大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修電気設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の５億7200万円から５億8736万7000円に変更いたしました。

報告第12号は、大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の６億7100万円から６億8226万4000円に変更いたしました。

報告第13号は、大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の34億1000万円から34億7166万6000円に変更いたしました。

報告第14号は、大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－１ほか）取壊しその他工事請負契約の専決処分の報告についてで、契約金額を当初の５億930万円から５億3183万9000円に変更いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長　質疑に入ります。

本案については、清水菊美議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、27番清水菊美議員。

〔27番清水菊美議員登壇〕（拍手）

○27番（清水菊美議員）　日本共産党大田区議団、清水菊美です。

第12号議案について質疑いたします。

この条例の目的は、公契約に係る入札、契約等の適正化及び労働者等の適正労働環境の整備を推進することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、地域経済の活性化、区民の福祉の増進に寄与することを目的とするとしています。

公契約とは、区が締結する工事、製造、その他請負契約及び業務委託契約、区の指定を受けた者と締結する公の施設の管理、指定管理協定をいい、そこで働く者の労働報酬下限額を、審議会の答申を受けて、区長が定めることとなっています。しかし、適用範囲、第６条(3)で「規則で定める指定管理協定」とありますが、指定管理協定を締結された公の施設で働く、賃金が支払われている正社員、アルバイト、パート、派遣労働者、一人親方など、全ての労働者を対象としていないのか、規則で狭めようとしているのではないか、お答えをお願いいたします。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　第12号議案につきまして、通告がございました質問にお答え申し上げます。

大田区公契約条例における指定管理協定の適用範囲につきましては、本条例案を議決いただきました後に、契約、労働環境等に係る学識者、事業者団体や労働者団体の関係者を代表する皆様で構成された大田区契約に関する検討委員会からいただいたご意見も踏まえまして、規則で定めてまいります。なお、本条例案の附則にござい

ますとおり、令和９年４月１日以降を期間の始期として締結する指定管理協定のうち、規則で定めたものが対象となります。以上でございます。

○鈴木隆之議長　再質疑ですか。では、清水菊美議員、演壇にて再質疑を許可します。

〔27番清水菊美議員登壇〕

○27番（清水菊美議員）　ただいまご答弁をいただきましたけれども、私が質疑したのは、全ての労働者、公の施設で働く指定管理協定をした労働者全てにきちんとこの条例で労働報酬下限額が決まるのかということについて伺って、そして、第６条(3)で労働者の対象を狭めようとしているのではないかと質疑通告でも出しております。その点についてお答えください。

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○張間総務部長　ただいま再質疑がありました点についてお答えいたします。

発言通告された内容についての基本的な考え方は、先ほど川野副区長が申し上げたとおりでございますが、改めてご説明申し上げますと、本条例案をご議決いただいた後に、関係者団体で、この間、今年度、議論を重ねてまいりました大田区契約に関する検討委員会からいただいたご意見を踏まえて、きちんと規則で定めてまいるということでございます。指定管理の始期については、先ほど川野副区長が答弁申し上げたとおりです。以上でございます。

○鈴木隆之議長　次に、47番奈須利江議員。

〔47番奈須利江議員登壇〕（拍手）

○47番（奈須利江議員）　フェアな民主主義、奈須利江です。

第５号議案　令和７年度大田区一般会計補正予算（第６次）について質疑いたします。

大田区は、令和４年２月24日、第１回定例会の答弁で、「区債の発行につきましては、現在と将来の納税者の負担の均衡や、財源の年度間調整を図る機能を活かしつつ、主に将来世代にも便益が及ぶ社会資本の整備を進め、区民福祉の一層の増進を図るための財源として活用しております。特に近年は、区債発行に係る金利が低い状態で推移しておりまして、その中でも、特に低い金利である資金から調達し、発行コストの抑制に努めているところでございます」と答弁しましたが、翌年、令和５年３月１日の予算委員会での私の、将来造るインフラを現役世代が負担することは健全性が高いと言えるか、負担の公平性の観点からどう考えるかという基金の活用についての質疑に、財政課長が「財源の年度間調整を図る機能を有します特別区債、あるいは積立基金を活用いたしまして、世代間、その公平性、このバランスを図っております」と、聞かれていない区債を加えて、基金も区債も双方を世代間の公平性と言っています。

現世代にご負担いただいた税金を、いつ使うか分からない将来世代のためにため、将来引き出して使うのが基金。造ったインフラを使用する期間などで分配し、その期間の世代にご負担いただくのが公債。区は、その基金も公債も世代間の公平性を保つ財源と言い始めています。

そこで伺います。本補正予算でも基金を減額しています。過去10年の投資的経費とその財源を基金と公債で分けて示すことはできますか。

公債の償還は世代間の公平性を保てていますか。

基金と公債、双方のインフラ整備を世代間の公平性と言うが、それぞれどう世代間の公平性を保てるのですか。

仮に双方とも公平なら、前提となる公共インフラの総量や適正規模、区民の税負担や物価や経済への影響から見た適正な税投入の考え方はありますか。

なければ、税収があっただけ使い、公債を発行できるだけ使うことになりませんか。

第10号議案　大田区行政手続条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回の条例改正で、事務所に設置したパソコン画面での表示も選べる改正になっていて、紙の掲示をなくすことも可能です。紙の掲示をなくすことを考えていますか。

そもそも公示送達は、不特定多数の者の閲覧を可能にしなければなりません。掲示は、そこにいる全ての区民

の閲覧を可能にしますが、インターネットの公表は、パソコン所有者の有無もあり、企業が販売するパソコンなどの機器を使い、インターネットという企業が整備したインフラを、多くの場合、有償で介し、アクセスする行為を行う特定の区民を対象としています。インターネットの公表は、不特定多数の閲覧を前提とした法の趣旨に反しませんか。

第12号議案　大田区公契約条例について質疑いたします。

現在、労働者不足と労働者の確保が多くの事業者の課題となっています。公契約条例を整備することで、公契約に従事する労働者の処遇を最低賃金以上にするため、労働者の処遇を守り、事業者の労働者確保も守るという認識でよいですか。

そうなると、それ以外の同業事業者だけでなく、他の事業における労働者不足や労働者の環境はどう守りますか。方策はありますか。

第14号議案　大田区手数料条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例改正で、現在250円のコンビニ交付などによる印鑑証明や住民票の発行手数料が150円になります。

そこで伺います。コンビニ等交付と区交付の現状、それに対し、区は手数料を引き下げることで、どういった効果を期待していますか。

他自治体の中には、区民の手数料負担を10円にし、コンビニ事業者やシステムベンダーへの費用持ち出しで負担している区もあると聞きます。他区が10円にするのはなぜだと考えますか。大田区が10円にしないのはなぜですか。

報告第14号　大田区立馬込第三小学校校舎取壊しその他工事請負契約の専決処分の報告について質疑いたします。

昨年の第１回定例会への提出資料には、馬込第三小学校の工事に室生犀星資料館改築その他工事とありますが、それまで室生犀星資料館という施設については、委員会にも報告されたことがなく、内容が議会に明らかにされていません。解体決定後に小学校に入れる複合化施設の内容を議会への説明なく変えているのですか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　ただいまのご質疑に順次お答え申し上げます。

最初に、第５号議案につきまして、通告がございました５点のご質問にお答え申し上げます。

１点目から３点目の基金と区債に関わる質問でございますが、区は、財源の年度間調整、世代間負担の公平性といった、基金、公債が持つ基本的な機能を有効に活用し、自主、自立の財政運営を行っているところでございます。行政活動の財政的な裏づけとなります予算におきまして、特に近年、高水準で推移しております投資的経費の財源として、特定目的基金、特別区債、そして、一般財源を適債事業や起債充当率など、所与の条件に留意しながら、中長期的な財政運営の視点から、一定割合で活用する考えを基本としてございます。加えて、事業の推進過程におきましては、外的要因などによる工事の進捗、経費縮減などの執行努力、そして、その時々の資金調達市場や経営動向による税収の状況など、様々な状況を十分考慮いたしまして、その運用を実践しているところでございます。大田区におきましては、このような一連のプロセスを通じまして、年度間の財政負担の平準化や、将来に及ぶ便益の世代間負担の均衡を図る財政運営を行っているものと考えてございまして、その過程につきましては、ＯＴＡシティ・マネジメントレポートにおいてお示ししてございますので、ぜひご参照いただければと存じます。

続きまして、４点目、５点目のご質問ですが、公共施設は、労働力の集中や都市化などに伴いまして、より快適で豊かな環境整備が必要であった社会的背景の中で、昭和30年代、昭和40年代を中心に整備を進めてきた背景がございます。現在、これらの施設機能の維持更新時期がピークを迎えております。このような中で、公共施設の利用や運用状況、ライフサイクルコストなどの様々な観点から適正配置の効果検証を行い、常に個々の事業を検証しつつ、良質な公共空間の創出に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。区は、施設全体の更新経費の将来見通しを示す中で、バリアフリー対応や環境負荷低減などへの配慮をはじめ、35人学級、少人数、多目

的教室など、その時々の社会的要請、福祉や産業支援など、地域別の行政需要など、近年求められる多様な行政課題に的確に応えながら、2060年までにおおむね１割程度の総量を抑制する方向で公共施設マネジメントに取り組んでいるところでございます。その実践におきましては、長寿命化や複合化などの更新手法の工夫をすることと、ＰＰＰなど民間活力の導入を含め、想定できるあらゆる手法を駆使しつつ、先ほどお答えいたしましたように、その裏づけとなる財源の計画的な確保はもちろん、業務の執行体制を計画的に捻出する、現実的かつ実践的に推進することを基本に据えております。したがいまして、お話しのような、税収があっただけ使うとか、公債をできるだけ発行するなどのご指摘には当たらないものと考えてございます。引き続き公共施設の整備においては適切に取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、第10号議案につきまして、通告がございました２点の質問にお答えいたします。

１点目についてですが、今回の条例改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル一括法が制定され、行政手続法における聴聞、弁明の機会の付与通知をはじめとした行政処分等に係る通知の公示送達についての規制が見直されたことを踏まえ、本条例においても、公示送達の際には、インターネットによる公表を行うとともに、事務所に設置したパソコン等での表示または掲示場における書面での掲示を行うことを規定することとしたものでございます。なお、区は事務所に設置したパソコン等での表示を実施することは考えておらず、現状の掲示場における書面での掲示を引き続き実施する考えでございます。

２点目についてですが、デジタル一括法の趣旨は、デジタル技術の進展を踏まえた、その効果的な活用のための規制の見直しを推進するものでございます。公示送達につきましては、特定の場所において書面で掲示しなければならないという規制について、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでも、どこでも必要な情報を確認できるよう、利便性の向上を図るための改正がなされており、今回の条例改正は同じ趣旨のものであり、法の趣旨に反するものとは考えてございません。また、インターネットによる公表と、これまでの掲示場における書面の掲示を併せて行うことから、これまで以上に閲覧の方法が広がるものと考えてございます。

次に、第12号議案につきまして、通告がございました２点の質問にまとめてお答えいたします。

公契約条例が制定された後、区が労働報酬下限額を定めることにより、区が行う公共工事や公共サービスの発注に当たり、適正な労務費が確保された契約が締結されることで、従業者は賃金をはじめとした適正な労働条件が確保され、事業者の優秀な人材の確保や育成につながるものと考えております。適正な労務費が確保された契約を区が率先して締結することで、公契約条例の対象とならない区内の契約につきましても、従事者の賃金をはじめとした適正な労働条件の確保や事業者の優秀な人材の確保や育成に寄与するものと期待しております。

続きまして、第14号議案につきまして、通告がございました２点の質問にお答えいたします。

１点目についてでございますが、令和６年度の本庁舎及び特別出張所における住民票の写しの例では、窓口発行数約25万6000通に対しまして、コンビニ等での発行枚数は約14万3000通でございました。手数料引下げの目的は、コンビニ等に設置されております多機能端末機の証明交付サービスを利用されたことがない方にも利用への動機づけとして、利便でよりよい、スマートな行政サービスを体験していただくことで、区民の方のストレスフリーな手続きを実現することにございます。また、本区におけますマイナンバーカードの交付数は既に71万枚余りに達しておりまして、人口比では約96％を超えたところでございます。そのため、マイナンバーカードをご活用いただきまして、区民の皆様のご自宅等から至近のコンビニ等をご利用いただくことで、利便性の向上につながるとともに、繁忙期などの窓口混雑の解消にも寄与できるものと考えてございます。

２点目につきましては、住民基本台帳事務は自治事務とされることから、住民票発行手数料についても、各自治体における実情に即して、各区が条例等に定めていると認識しており、他の自治体が10円にする理由をお答えする立場にはございません。また、総務省が運用し、全国的に活用されているコンビニ等交付の仕組みにおきましては、システム使用に伴う手数料等は各自治体が負担することとなっており、区では、応分性の観点から、サービスをご利用される皆様から相当額となる150円を徴するものでございます。

最後に、報告第14号につきまして、通告がございましたご質問にお答えいたします。

馬込第三小学校の改築と室生犀星の離れの移設や馬込文士資料等の展示など、小学校に複合化する施設機能につきましては、令和３年４月15日に総務財政委員会、地域産業委員会、並びに、こども文教委員会にてご報告をさせていただいてございます。その後、改築事業における基本構想、基本計画につきましては、児童、保護者や近隣にお住まいの皆様に周知するとともに、区ホームページで公表するなど、内容を明らかにしております。また、解体決定後に施設機能の内容を変えたこともございません。以上でございます。

○鈴木隆之議長　以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、報告第１号から報告第14号に至る14件を除き、いずれも所管総務財政委員会に付託します。

なお、本案中、第11号議案　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第５条第２項の規定に基づき、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴いておきました。タブレット型端末に配信の写しのとおりですので、ご報告いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　日程第２を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第２

第15号議案　大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例　ほか３件

○鈴木隆之議長　理事者の説明を求めます。

○川野副区長　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第15号議案は、大田区大森北四丁目複合施設条例の一部を改正する条例で、キッズな大森の移転に伴い、規定を整備するため、改正するものでございます。

第16号議案は、大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例で、蒲田西特別出張所の移転のため、改正するものでございます。

第17号議案は、大田区特別出張所付属施設条例の一部を改正する条例で、大田区ふれあいはすぬまの集会室を廃止することに伴い、蒲田西特別出張所の付属施設として蒲田西集会室を設置し、その使用料を定めるほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第18号議案は、大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例で、受益者負担の適正化の観点から、施設に係る利用料金を見直すため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長　質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔47番奈須利江議員登壇〕

○47番（奈須利江議員）　フェアな民主主義、奈須利江です。

第18号議案　大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この議案は、大田区産業プラザの利用料金を改定するための条例改正です。

区施設の利用料金は、おおむね４年に１度改定しています。直近では、令和７年第１回定例会において、施設使用料の改定議案が出されていますが、そこで改定されていない施設もありますし、料金改定の時期も様々です。

そこで伺います。大田区は指定管理者のうちの利用料金制を採用している事業者だけ料金改定の時期を変えて、例外としていると説明していますが、なぜですか。

利用料金制を採用する事業所を他施設の利用料金改定の時期に改定せず、例外とすることは、指定管理者の経営努力を促しておらず、民営化の意味をなさない上、過度な利益の確保になりませんか。

利用料金制を採用する指定管理者との契約は、協定で固定費など基本的な経費を担保されているのですか。それとも、利用料金で負担しなければならない経費があるのですか。産業プラザの場合はどうですか。

一般の賃料や地代などの契約において、社会経済状況などの急激な変化で、当初契約した金額と市場価格とに著しい乖離が生じる場合、双方が都度協議できるよう定めていることがあります。仮に料金改定が必要な場合は、他の多くの契約が行っているとおり、条文に例外的な料金見直しを入れて対応すべきではないですか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　第18号議案につきまして、通告がございました４点のご質問にお答え申し上げます。

１点目及び２点目についてでございますが、利用料金制につきましては、指定管理者があらかじめ利用料金について区の承認を受けた上で、利用料金収入と運営経費の差額を指定管理者自らの収入とできるため、一般的に収益性向上の視点や、コスト管理と効率化の視点から経営努力が発揮されやすいことがメリットとなってございます。そのため、利用料金制を採用する施設につきましては、原則として、指定管理期間と合わせて利用料金を見直すことで、指定管理者による長期的な財務安定性と事業継続性を確保しやすくなり、これにより、コスト管理意識が高まり、経営努力を促すことにつながるものと考えてございます。

３点目につきましては、利用料金制を採用する施設については、運営経費の全てを利用料金で賄う施設と、利用料金と指定管理料の併用で賄う施設がございます。どちらを選択するかにつきましては、施設の特性や稼働率から見た指定管理者の経営努力による利用率向上の可能性等から、導入効果を検証した上で総合的に判断しているところでございます。なお、産業プラザにつきましては、人件費等の固定費は全て利用料金で賄っております。

最後に、４点目についてでございますが、利用料金は、施設の設置条例におきまして、条例で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めるものと規定してございます。指定管理期間中の利用料金の変更につきましては、基本協定において、区と指定管理者の協議を踏まえまして、区の承認を得て変更できることとしており、これまでも適宜適切に運用しているところでございます。以上でございます。

○鈴木隆之議長　以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管地域産業委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○鈴木隆之議長　日程第３を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第３

第19号議案　大田区介護保険条例の一部を改正する条例　ほか５件

○鈴木隆之議長　理事者の説明を求めます。

○川野副区長　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第19号議案は、大田区介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険法施行令の改正に伴い、令和８年度の保険料率の算定に関する特例を定めるため、改正するものでございます。

第20号議案は、大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正等に伴い、規定を整理するため、改正するものでございます。

第21号議案は、大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、改正するものでございます。

第22号議案は、大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、改正するものでございます。

第23号議案は、大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例で、児童福祉法の改正に伴い、規定を整理するため、改正するものでございます。

第24号議案は、大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例で、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴い、規定を整理するため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長　質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔47番奈須利江議員登壇〕

○47番（奈須利江議員）　フェアな民主主義、奈須利江です。

第19号議案　大田区介護保険条例の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

この議案は、令和７年度の税制改正で給与所得控除が引上げになるので、一部の被保険者の保険料段階が移動して、保険料収入が少なくなることが見込まれるため、保険料が減るのを１年間だけ時限的に特例を設けて、算定方法を変えるための条例改正です。

昨年の所得税の基礎控除が上がりましたが、住民税の基礎控除は据え置かれ、住民税は給与の特別控除だけが10万円上がりました。私は、10万円、給与の特別控除が上がると、基礎控除が上がったのと同様、介護保険料算定対象所得が減って、区民が払う介護保険料が低く算定されるので、不足する保険料を一般会計から繰り入れるものと理解して、質疑の通告をしています。ところが、区民の介護保険料収入が低くならないよう、特別控除がないものとして保険料を算定するための条例改正なのかもしれません。

質疑の内容は通告期限の２月19日の前の２月16日にお知らせしていますので、議案への私の理解と質疑の趣旨は伝わっているものと思いますので、その上で通告どおり質疑させていただきます。

今年だけ、このような措置を取らなければならないのはなぜですか。制度的にどこが変わったからですか。

住民税の給与所得控除の見直し10万円は非課税にならないのですか。基礎控除とは違うということでしょうか。

対象となる収入額を55.1万円以上65.1万円未満、65.1万円以上161.9万円未満、161.9万円以上190万円未満の三つの段階で減免しているのはなぜですか。

それぞれの所得階層でいくらの一般会計繰入れを想定していますか。この繰入額には労使折半の企業負担分は含まれますか。この質疑の内容に誤解があるかもしれません。

後期高齢者医療、国民健康保険など、住民税を基礎に保険料が算定される他特別会計への影響は対応しないのですか。

条例改正は今年度だけですが、来年度は大田区はどうするのですか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　ただいまの質疑に順次お答えいたします。

まず１点目でございますが、介護保険の第１号被保険者の保険料は、市町村民税の課税の有無や合計所得金額等が標準段階の所得基準として用いられております。令和７年度の税制改正に伴い、保険料段階を設定した場合は、一部の被保険者の保険料段階が下がることにより、第９期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性がございます。そのため、介護保険法の政令が改正され、計画期間中の想定しない保険料収入の不足を防ぐ観点から、今般の改正に至ったものでございます。

２点目につきましては、税制改正により、令和８年度住民税非課税となった場合におきましても、政令に基づき、令和７年度の見直し前の給与所得控除の算定方法を用いて、非課税者に該当しないとみなして保険料を算定することとなってございます。なお、介護保険料の算定には合計所得金額を用いており、基礎控除は考慮されてございません。

３点目につきましては、令和７年度税制改正の影響を受ける給与収入の範囲が政令で定められておりまして、これに従い、税制改正前の算定方法と同じになるよう、給与控除額の算定方法が異なる三つの区分ごとに規定しております。

４点目につきましては、今回の対応は保険料収入の不足を防ぐために行うことから、何らの財源措置を要するものではございません。なお、一般会計からの繰入れは介護保険法等により限定されており、保険料収入の不足があった際に繰り入れることはできません。また、ご質問の労使折半の企業負担分の趣旨が、企業の健康保険等

の介護分の企業負担分ということでお答えいたしますと、各医療保険者が負担するのは第２号被保険者の負担分でございまして、第１号被保険者を対象とした本条例改正の影響が及ぶものではございません。

５点目につきましては、本改正は介護保険第１号被保険者の保険料算定に関する改正であり、他の特別会計への影響はございません。

最後に、６点目でございますが、国は今回の措置は令和８年度に限られた特例としておりまして、令和９年度以降は第10期計画期間となることから、その策定に先立ち、国が示す予定の基本指針に従い、保険料を算定いたします。以上でございます。

○鈴木隆之議長　以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管健康福祉委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　日程第４を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第４

第25号議案　地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例　ほか７件

○鈴木隆之議長　理事者の説明を求めます。

○川野副区長　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第25号議案は、地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例で、大田区基本構想、大田区基本計画等の策定に伴い、まちづくりの基本理念を改めるとともに、地域コミュニティの形成をより一層推進するために開発事業者等が行う事項を改めるほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第26号議案は、大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例で、大田区空家等対策審議会の所掌事項を改めるため、改正するものでございます。

第27号議案は、大田区立公園条例の一部を改正する条例で、大田区立大森第五小学校の改築に伴い、隣接する大田区立平和の森公園に設置する仮設の校舎等について、都市公園法施行令に基づく公園の占用物件として定めるため、改正するものでございます。

第28号議案は、大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、森ケ崎公園のサッカー場及びフットサル場における夜間照明設備の新設に伴い、使用料を定めるため、改正するものでございます。

第29号議案は、大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例で、一般廃棄物処理計画において区長が指定する者以外の者に対し、収集または運搬を行わないよう命ずることができる廃棄物の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第39号議案は、特別区道路線の認定についてで、大田区大森北一丁目2428番２の地先から大田区山王二丁目2365番５の地先までの路線を特別区道として認定するものでございます。

第40号議案は、大田区立本羽田第二児童公園の廃止についてで、都営住宅の建て替えに伴い、公園敷地の全部を土地所有者である東京都に返還することから、令和８年８月31日をもって大田区立本羽田第二児童公園を廃止するものでございます。

第41号議案は、区の義務に属する損害賠償の額の決定についてで、区道上における車両及び建物損傷事故について、損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項第13号の規定に基づき、提出するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長　質疑に入ります。

本案については、奈須利江議員から通告がありますので、これを許します。

〔47番奈須利江議員登壇〕

○47番（奈須利江議員）　フェアな民主主義、奈須利江です。

第25号議案　地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この議案は、基本構想、基本計画などの策定に伴い、まちづくりの基本理念を改めるとともに、地域コミュニティの形成をより一層推進するために、開発事業者の行うべき事項を定め、新たに高台緊急避難施設を確保するよう、開発事業者などの努力義務を定めるための条例改正です。

条例が改正されると、開発事業者に商店会や自治会への説明を配慮という形で行わせることになります。

そこで伺います。加えようとしている39条の２と改正する41条における、開発事業者に求める商店会、自治会への説明や配慮により、区は商店会、自治会の誰に、何を期待し、商店会や地域をどうしたいのですか。

39条の２と改正する41条が加われば、開発事業者に商店会や自治会への説明を配慮という形で求めることが条例で明文化されますが、近隣住民への説明は書かれていません。そうなると、開発事業者の配慮が、開発により直接的な影響を被る近隣周辺の区民より、商店会や自治会に対して重きが置かれることになります。

商店会や自治会は、開発による直接的な影響や被害を被る区民の代弁者となり得ますか。

結果、地域住民の持つまちづくりの権利や中高層条例などを形骸化させることになりませんか。

区の将来像を定める基本構想、それに基づく基本計画の策定に伴い、まちづくりの基本理念を改めています。まちづくりは、まちの外観だけでなく、景観、産業、経済、住環境、資産価値、住民構成や、それらの結果としての税収ほか、あらゆる分野に影響します。特に開発事業者の開発行為は、ステークホルダーの経済利益という利害にも関わります。

大田区は、まちづくりがそうした部分に影響することを知った上で、基本理念や開発事業者が行うべき事項、努力義務を定めるのですか。

理念を変えることで、それらが具体的にどう変わることを期待していますか。

第26号議案　大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

条例改正により、審議会の所掌事項に、管理不全空家の所有者への勧告を行うことの適否の判定に関すること、特定空家の状態が改善されていないと認めるときは、助言または指導を受けた者に、除却、修繕、立ち木、竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを区長が勧告することの適否の判定に関することの二つが加わります。

管理不全空家に認定され、行政から勧告を受けると、固定資産税が６分の１に減免される住宅地特例が解除される可能性があり、固定資産税が６倍になるかもしれません。また、特定空家に認定、勧告され、命令に従わず、改善がなされないと、行政が強制的に建物を解体、撤去する代執行に至ることになります。その場合、改善のための経済負担、固定資産税減免の住宅地特例の解除など、区民には大きな経済負担をもたらし、場合によっては不動産の売却を余儀なくされる区民が出てくる可能性もあります。

そこで伺います。今は法律で区市町村長など、区長が勧告できるようになっています。審議会の所掌事項に区長の勧告の適否の判断ができるよう、条例改正するのはなぜですか。現状に何か問題などはありますか。

全体の奉仕者である行政の長の勧告は公平公正であるはずですが、そこに審議会の諮問を加えることで、区長の勧告の抑止力とする、勧告の判断を区長が審議会に委ねるようになるほか、区長の勧告にどう影響することを期待していますか。

第29号議案　大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例は、一般廃棄物の収集または運搬を区長が指定する者以外ができないようにする改正です。

大田区が条例を制定しないと、誰が、どういった理由や目的で一般廃棄物を収集運搬すると想定していますか。そのどこに問題があり、区民にどう不利益をもたらすと考えていますか。以上です。（拍手）

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　ただいまのご質疑に順次お答え申し上げます。

第25号議案につきまして、通告がございました４点の質問にお答えいたします。

１点目についてでございますが、本条例の目的は、区民や事業者、自治会、商店会等の地域の主体と連携協働

し、誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指すものでございます。事前説明等の機会を捉え、開発事業者が自治会や商店会等と具体的な計画に関する丁寧な対話を行うことにより、その目的が達成されるものと期待してございます。これまで大田区開発指導要綱におきまして、同規定を運用して、開発事業者が計画の事前説明を行うことで、自治会や商店会等からも事前に意見を伝えることができ、工事着手後のトラブルを未然に防ぐなど、一定の効果が見られました。さらに、地域からのご要望も踏まえ、区として、さらなる実効性の向上を目指し、条例へ位置づけることといたしました。

２点目につきましては、１点目と重複する内容もございますが、自治会や商店会等は地域を構成する主体であり、地域コミュニティにおきまして大変重要な役割を担ってございます。事前説明の機会におきまして、商店会や自治会等と対話を図ることによりまして、地域特性や課題などを共有することで、建築計画や施設運用への反映を促し、地域コミュニティのさらなる向上や地域課題の解決等につながることが期待できるものと考えてございます。事前説明等は、本条例の目的を達成するための仕組みの一つであるため、議員お話しの権利や中高層条例などを形骸化させるものではございません。

３点目についてでございますが、本条例におけるまちづくりとは、自然環境をはじめ、住環境や歴史文化などを区の多彩な地域特性と捉えまして、各主体が連携協働して、まちの魅力を維持向上させることとしております。本条例は、建物の建設などをまちづくりの機会と捉え、開発事業者に対して、まちへの貢献に資する取組を求めるものでございます。まちづくりの基本理念や、区民、事業者、区における各主体の責務の改正とともに、将来像の実現に向けた施策の推進として、商店街への配慮、地域コミュニティの形成、高台まちづくりの推進に関する規定などを本条例に明記することで、これらの施策をより積極的に推進するため、改正するものでございます。

４点目につきましては、基本構想において、将来像を実現するためのまちの姿として、四つの基本目標を定めております。これらの基本目標と整合を図るため、本条例におけるまちづくりに対する基本的な姿勢を示す、まちづくりの基本理念を改正するものでございます。将来像の実現に向けて、本条例に掲げる取組を進めることで、まちの魅力向上にとどまらず、区民の皆様にとって魅力的で文化的、かつ、誰もが健康で住みやすいまちをつくり、いつまでも住み続けたいまちNo.1となるよう取り組んでまいります。

続きまして、第26号議案につきまして、通告がありました２点のご質問にお答えいたします。

１点目についてでございますが、空家等対策審議会は、空き家等に関する対策について、必要な事項を調査審議するため、区長の付属機関として設置しております。これまでも特定空家等への判定に当たりましては、区長の諮問により、空家等対策審議会において、対象物件が特定空家等の状態にあるか否かの判定に関することを審議いただき、特定空家等への判定の答申を行っております。令和５年度の空家等対策の促進に関する特別措置法の改正により、特定空家等の発生を予防するために管理不全空家等の制度が新設されました。これに伴い、大田区空家等対策審議会条例を整理し、手続きの一つとして諮問を行っていた勧告につきましても明文化することといたしました。したがいまして、現状に問題があるということではございません。

２点目についてでございますが、勧告を行うことは、固定資産税等の住宅用地特例が解除されるなど、空き家所有者への影響が大きくなります。そのため、空き家に関する専門的な知見を有する大学教授、建築士、弁護士といった学識経験者で構成される空家等対策審議会へ諮問し、委員による現地調査を行った後に、専門的な見地からご議論をいただき、勧告についての答申をいただいております。区長は、この答申を踏まえまして、所有者への勧告を行うかどうかについて、公正公平に判断してまいります。

最後に、第29号議案につきまして、通告がありましたご質問にお答えします。

区が条例を制定しない場合、資源やごみを持ち去った者が、主に売却することを目的として、一般廃棄物を収集運搬すると想定しております。それによる問題といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、区市町村に一般廃棄物の収集、運搬の義務が定められているにもかかわらず、資源ごみの持ち去りが行われることにより、区がその義務を適正に果たすことができなくなることでございます。区民が受ける不利益といたしましては、欲しいものだけを持ち去り、残りはそのままにされるなどの行為により、ごみの散乱による景観の

悪化、時間を問わない車両の走行、私有地への無断立入りなどによる治安環境の悪化等であると考えております。以上でございます。

○**鈴木隆之議長**　以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管まちづくり環境委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○**鈴木隆之議長**　日程第５を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第５

第30号議案　大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例　ほか３件

○**鈴木隆之議長**　理事者の説明を求めます。

○**川野副区長**　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第30号議案は、大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例で、ひとり親家庭に係る医療費の助成を受けるときの手続きについて、病院等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第31号議案は、大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例で、乳幼児、義務教育就学児及び高校生等に係る医療費の助成を受けるときの手続きについて、医療機関等に個人番号カードを提示する方法を追加するほか、規定を整備するため、改正するものでございます。

第32号議案は、大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するため、改正するものでございます。

第33号議案は、大田区立児童館条例の一部を改正する条例で、児童館を使用することができる者の範囲を改めるほか、大森南児童館を廃止するため、改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**鈴木隆之議長**　質疑に入ります。

本案については、すがや郁恵議員、奈須利江議員から通告がありますので、順次これを許します。

まず、29番すがや郁恵議員。

〔29番すがや郁恵議員登壇〕

○**29番（すがや郁恵議員）**　日本共産党大田区議団、すがや郁恵です。

私は、第33号議案　大田区立児童館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

区の児童館構想が2025年３月に出されました。そこには、おおむね中学校区に１施設、区内28か所を目途としております。そこから考えますと、本条例で大森南児童館を廃止しますと、大森第一中学校区はゼロとなります。これは児童館構想34ページにある今後の児童館体制にも反することではないでしょうか、説明を求めます。以上です。（拍手）

○**鈴木隆之議長**　理事者の答弁を求めます。

○**川野副区長**　第33号議案につきまして、通告がございましたご質問にお答え申し上げます。

大田区児童館構想では、おおむね中学校区に１施設、区内28か所を目途に整備する方向性を示してございます。これは、中学校の学区域のみを捉えて機械的に判断するというものではなく、現在44施設ある児童館の再配置に当たりましては、立地や建物の状況、利用の状況、周辺施設等を鑑み、総合的に判断するという趣旨でございます。大森南児童館につきましては、比較的近い距離に複数の児童館が配置されていることから、こどもや保護者の利用機会は維持できると判断し、廃止することとしたもので、大田区児童館構想に反するものではございません。以上でございます。

○**鈴木隆之議長**　次に、47番奈須利江議員。

〔47番奈須利江議員登壇〕

○47番（奈須利江議員）　フェアな民主主義、奈須利江です。

第30号議案　大田区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第31号議案　大田区乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

今回の条例改正で、乳幼児医療証で受けていた医療費助成を、医療機関等に個人番号カードを提示すると受けられるようにする条例改正です。

そこで伺います。マイナンバーと事業へのひもづけは、これまで大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例で行ってきました。今回、乳幼児等の医療助成条例の改正で、乳幼児医療助成という事業を個人番号カードで使えるようになりますが、大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を改正することで行わないのはなぜですか。

また、今回の条例改正により、区民が乳幼児等医療費助成を個人番号カードで行えるようにするには、デジタル庁が令和５年度――2023年度に開発した情報連携機能を有するシステム、パブリック・メディカル・ハブ、ＰＭＨを利用することになります。区民はマイナンバーカードで顔認証または暗証番号を入力して本人確認を行い、その後、同意画面で事業について同意するという２段階の認証を経て、乳幼児等医療助成を受けることになります。

そこで伺います。マイナ保険証の登録を行っていない紙の医療証を使用する区民の医療費助成に関する情報も、医療機関がＰＭＨを通じて確認、閲覧することが可能になりますか。

ＰＭＨを通じて医療機関側に提供される情報の主な項目は何ですか。

また、デジタル庁はＰＭＨのメリットとして、医療費助成分野や予防接種、母子保健分野などで、受診券、接種券として使用できることを挙げ、事前に予診票や問診票をスマホなどで入力し、マイナンバーカードを接種券、受診券として利用できるようになる、マイナポータルから接種勧奨、受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムにマイナポータル上で確認できるようになると言っています。

そこで伺います。区として、今後、ＰＭＨを通じて連携する事業を拡大していく予定はありますか。

第32号議案　大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして質疑いたします。

この条例改正は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備するもので、具体的には、職員の一般的条件が要件に変わり、事業者が事業所に変わり、虐待の防止が禁止に変わり、乳児等通園支援事業者を乳児等通園事業所に変え、乳児及び幼児の区分ごとに定められていた利用定員が、単に定員に変わるなどします。

法律に書き込めば、それまで慣例や一般的な規範や秩序などで可能だったものも不可能になることがあり、明文化することは、排除されたり、優遇されたり、義務化するなど、個人の権利義務や利害に関わりますので、丁寧に、慎重に検討したいと思います。

そこで伺います。今回の法改正で事業者は事業所に変えなければならないのですか。

条件と要件では、法的な位置づけが異なります。この条例において、条件を要件と変えたことでどう変わりますか。

第33号議案　大田区立児童館条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例改正で、児童館を使用することができる者の範囲が15歳までから18歳までに変わります。ところが、今も児童館では18歳以下の利用も可能です。

そこで伺います。施設の対象者が変われば、建物設計のときの仕様や運営基準が変わるなども考えられます。これまで18歳以下の利用は可能だったにもかかわらず、あえて18歳以下を条例で明記することの影響は何でしょうか。以上です。

○鈴木隆之議長　理事者の答弁を求めます。

○川野副区長　最初に、第30号・第31号議案につきまして、通告がございました４点の質問にお答え申し上げます。

１点目についてでございますが、大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例は、区が個人番号の利用に関し必要な事項を定めたものでございます。今回、対象となる事業については、既に特定個人情報を利用する事務として明記されております。今回の改正は、区民が医療証に加え、個人番号カードを医療機関に提示することでも助成が受けられるようにする内容となっており、医療費助成を受けるための要件等を定める当該条例の規定を整備するものでございます。

２点目につきましては、医療機関はマイナ保険証の利用登録を行っていない方の医療費助成に係る情報をＰＭＨを通じて閲覧することはできません。

３点目につきましては、今回、改正の対象となる医療費助成で提供する主な項目は、氏名、生年月日、住所に加えまして、公費負担者番号、受給者証名、有効期間、自己負担割合などとなります。

４点目につきましては、区民の皆様の利便性向上の観点から、各分野において、ＰＭＨの効果的な活用を検討してまいります。

次に、第32号議案につきまして、通告がございました２点の質問にお答え申し上げます。

１点目につきましては、乳児等通園支援事業の基準につきましては、国が定める内閣府令に基づき、区が条例で定めるとされております。そのため、今般の子ども・子育て支援法等の改正に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令第96号等が公布されたことを受け、区の条例につきましても、実際に事業を行う施設ごとに基準の適用を行う必要があることから、責任主体を法人単位の事業者から、事業を実施する施設単位の事業所へ改正するものでございます。

２点目につきましては、１点目同様に、国基準の改正に伴い、条例を改正するもので、条件として整理されていた事項を必須基準であることを明確化するため、要件に改める文言整理を行うものであり、事業の実施に影響はございません。

最後に、第33号議案につきまして、通告がございましたご質問にお答えいたします。

令和７年３月に策定した大田区児童館構想では、対象年齢層別の機能を強化した施設を配置することとし、中高生につきましても、ニーズを捉えた環境の整備を行うこととしております。これまで高校生世代の利用につきましては、委託施設においては、自主事業として柔軟な運用を行ってまいりました。今回の改正は、児童館の利用対象を18歳未満の者とすることにより、全ての児童館で利用者の位置づけを明確化するものであり、中高生世代の利用が進むことが期待されます。以上でございます。

○鈴木隆之議長　以上をもって質疑を終結いたします。

本案については、いずれも所管こども文教委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　日程第６を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第６

第１号議案　令和８年度大田区一般会計予算　ほか３件

○鈴木隆之議長　理事者の説明を求めます。

○川野副区長　ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

第１号議案は、令和８年度大田区一般会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3685億2384万7000円となり、令和７年度当初予算に比べ4.5％の増となっております。

まず、歳入予算の主なものを申し上げます。特別区税916億1224万7000円、特別区交付金896億8700万円、国庫支出金654億500万6000円、都支出金340億5383万5000円などとなっております。次に、歳出予算の款別の額とその主な内容を申し上げます。議会費は11億5988万1000円で、議会活動諸経費などとなっております。総務費は

513億3795万9000円で、区所蔵美術品等を活用した美育と地域交流の推進に係る経費、避難所ＤＸの運用開始に係る経費などとなっております。福祉費は1813億1421万1000円で、大田区こども未来総合センター開設に係る経費、介護事業所有償ボランティアマッチング支援事業に係る経費などとなっております。衛生費は115億2067万9000円で、産婦健康診査費用助成に係る経費、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費などとなっております。産業経済費は87億4686万8000円で、人材確保のための新しいものづくりプロモーション事業に係る経費、商店街キャッシュレスキャンペーン事業補助に係る経費などとなっております。土木費は251億8253万6000円で、魅力あふれる公園づくりに係る経費、蒲田駅周辺地区のまちづくりに係る経費などとなっております。都市整備費は109億370万9000円で、水害から命を守る高台まちづくりの推進に係る経費、新空港線整備とまちづくりの推進に係る経費などとなっております。環境清掃費は143億5358万8000円で、環境学習用デジタルブックの製作に係る経費、小型充電式電池回収事業に係る経費などとなっております。教育費は606億9443万8000円で、おおたグローバルコミュニケーション、ＯＧＣ事業の拡充に係る経費、教材費等の無償化に係る経費などとなっております。そのほか、公債費18億4088万2000円、諸支出金９億6909万6000円、予備費５億円となっております。このほか、債務負担行為71件、地方債７件をお願いしております。

第２号議案は、令和８年度大田区国民健康保険事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ631億7132万4000円でございます。歳入予算の内容は、国民健康保険料、都支出金、繰入金などで、歳出予算の内容は、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などとなっております。このほか、債務負担行為２件をお願いしております。

第３号議案は、令和８年度大田区後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ217億3093万円でございます。歳入予算の内容は、後期高齢者医療保険料、繰入金などで、歳出予算の内容は、広域連合納付金、保険給付費などとなっております。

第４号議案は、令和８年度大田区介護保険特別会計予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ636億4258万7000円でございます。歳入予算の内容は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金などで、歳出予算の内容は、総務費、保険給付費、地域支援事業費などとなっております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鈴木隆之議長　本案については質疑の通告がありません。

お諮りいたします。本案については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の定数は47名とし、委員は、委員会条例第６条第１項の規定に基づき、タブレット型端末に配信しました予算特別委員名簿のとおり本職から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、本日の会議終了後、正副委員長互選のため、予算特別委員会を本議場において招集いたしますので、ご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　日程第７を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第７

８第４号　自転車用ヘルメット購入費用助成を求める陳情　ほか１件

○鈴木隆之議長　お諮りいたします。本件については、いずれも交通政策調査特別委員会に付託することにご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　日程第８を議題とします。

〔高野事務局長朗読〕

日程第８

８第５号　固定化回避検討会が企業利益でなく住民の安心・安全を検討する場であることを望む陳情

○鈴木隆之議長　お諮りいたします。本件については、羽田空港対策特別委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　次に、請願・陳情の付託について申し上げます。今回受理しました請願・陳情は、ただいま特別委員会に付託しました３件を除き、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ所管常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○鈴木隆之議長　以上をもって本日の日程全部を終了いたしました。

お諮りいたします。明２月25日から３月３日までは委員会審査のため休会とし、来る３月４日午後１時から会議を開くことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木隆之議長　ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまご着席の方々には改めて通知はいたしませんので、そのようにご了承願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時16分散会